

平成23年知立市議会 3月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成23年3月17日（木） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

杉山 千春	杉原 透恭	水野 浩	高木 千恵子
川合 正彦	石川 信生	中島 牧子	三浦 康司

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	毛受 秀之	福祉課長	成瀬 達美
子ども課長	島津 博史	保険健康部長	伊豫田 豊
長寿介護課長	山口 義勝	国保医療課長	加藤 初
健康増進課長	清水 辰夫	市民部長	蟹江 芳和
市民課長	神谷 雅俊	経済課長	水嶋 広
環境課長	平野 康夫		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	副 主 幹	池田 立志
議事係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第5号	知立市立保育所条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第6号	知立市基金条例の一部を改正する条例	〃
議案第7号	知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	〃
議案第8号	知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例	〃
議案第9号	知立市環境美化推進条例	〃
議案第15号	愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	〃
議案第19号	平成22年度知立市一般会計補正予算（第4号）	〃
議案第20号	平成22年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第22号	平成22年度知立市老人保健特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第23号	平成22年度知立市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第24号	平成22年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第26号	平成23年度知立市一般会計予算	〃
議案第27号	平成23年度知立市国民健康保険特別会計予算	〃
議案第30号	平成23年度知立市介護保険特別会計予算	〃
議案第31号	平成23年度知立市後期高齢者医療特別会計予算	〃

陳情第1号	大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情書	採 択
陳情第2号	国民健康保険制度の改善と都道府県単位（広域化）に反対を求める陳情書	不 採 択

午前10時10分開会

○水野委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は17件、すなわち議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第15号、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第26号、議案第27号、議案第30号、議案第31号、陳情第1号、陳情第2号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第5号 知立市立保育所条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○三浦委員

それでは、議案第5号であります。この第5号は、中央保育園の一部条例の改正であります。

この知立市の保育園行政におきまして、現在運営を行っております一つの園を廃止するという、私たちにとっても大変心苦しい、大変難しい問題であります。その件を今回もやっておるわけでありまして。こういった保育所、保育園の廃止、まだこの後も知立市の保育所の整備計画がございます。こういった保育園の整備計画が出てきています。そして、また、知立市においては、学校関係も今後また整備計画をしていかなければいけません。いろんな意味で、箱物といえますか、そういったものの大きな事業が山積しております。その中の一つが保育園の整備計画、こういったものが出てきております。これも保育審議会にもかかったわけでありまして、その点でこれが出ております。

この整備計画、どうしてこの計画が出てきたか、何がどうしてこの計画をつくらなければいけなかったか、その辺の内容といえますか、意味を初めにお伺いしたいと思います。

○子ども課長

まず、整備計画でございますが、平成20年、知立市保育行政審議会に対して、市長から保育所整備計画についてということで、その時点でもう既に

に公立保育園が非常に古くなっていたということで、当時の市長が知立市の保育所整備計画について審議していただきたいということで、保育所行政審議会のほうに諮問をしたということでありまして。

○三浦委員

市長から施設の老朽化ということで整備計画の提案がされた。老朽化のみですかね。これは計画なものですから、財政面とか、そういう計画のほうもあるかと思うんですけど、その辺も。

○子ども課長

財政面でいいますと、知立市内に保育所が、知立市内地域、狭い14キロ四方の中に11園あります。これについては、そのさきのさらに前の保育行政審議会で、その辺のことを踏まえて民営化についてということで、やはり当時の市長から諮問されて、その中の回答としまして、市の規模から見て保育園の数が多過ぎるというようなことで答申が出されたと。知立市内、この16キロ四方の中に11園もあり、非常に財政的に負担も多いということで答申が出されたわけですが、その答申を踏まえて、保育行政審議会、さきに御説明しました平成20年に諮問した中で、その辺の予算というんですか、財政的な面も含めて、保育行政審議会のほうで統廃合を含めた保育所整備計画というのがつくられたというのが経過であります。

○三浦委員

今ありました市内の中に11園ある。これは現状では多いのではないかと。いわゆる統廃合を考えるというようなことだと思います。やはり統廃合を考える、それも財政の中でありまして、多分、今の11園の保育園が老朽化ということでありますので、一遍にこれが来てはいけないということで、順次計画を立てて、市としてはこの整備計画、この図にあるような年次計画、こういう形を立てたと思うんですね。

その中でちょっとお聞きしたいんですけど、建てかえ工事だとカリニューアル、それから廃園、いろいろあるわけですね。この辺の違いといえますか、選択の仕方はどういった意味において、こ

の建てかえ、廃園、リニューアル、この辺が出てきたのか、その辺を少しお願いします。

○子ども課長

全体的な考え方として、まず、建築年度を見ると同時に、構造がRCであるのか、鉄骨であるのか、S構造であるのか、RC構造であるのかということをお案して、RC、鉄筋づくりについてはリニューアルという形で延命を図ると。

直近で、鉄骨構造、今回、廃園をお願いしている中央保育園、それから、建てかえをしている南保育園、ああいったところは非常に建物の傷みが激しいということで、まず、そちらの建てかえを先にとするような考え方で計画を立てさせていただいているのが現状であります。

○三浦委員

今、鉄骨だとか、それから、老朽化の進度ぐあいいいいますか、そういった意味において順番を決めていったと。第1期計画、第2期計画、第3期計画ということで来ているわけですね。

中央保育園を見ますと、築40年ということですね。南保育園が41年、その次に40年ということで、古いということですね。で、この中央保育園を廃止すると。なかなか知立市の中央において、利用度もある中央保育園。しかし、老朽化というのがやはりこれ以上進んではいけないということで、廃園ということをお考えたということでこの計画ができていると思うんですけど、今、市民からすれば、やはり中央保育園をなくさんでほしいという声も十分聞いております。そんな中において、やはりこの廃園というのは、私たちも選択に大変苦慮しているんですけど、やはり市から言えば、やはり廃園にしていかなければいけない。私はそういう状況だと思っております。

そんな中、例えばこれを廃園にしないでこのまま続けると、年次計画も狂うわけですが、この中央保育園というのは、やはりもたない、また、施設なんかも老朽化している。いろんな意味でやはり難しい、まずいという、そこら辺もあるんですかね。

○子ども課長

基本的に、まず年次計画をしていくという部分では、私どもの考えとしては、遅くすれば次の建物も遅くなるということで、全体が遅くなるという問題があると思っております。ですから、やはり年次計画で少しでも一つでも早く建て直したほうがいいかなという考えであります。

それから、中央保育園については、やはり先ほど委員のほうからも御紹介ありましたように、建築年度が経過しております。非常に老朽化した施設ということで、例えば水道管なんかも壊れたときの対応がすぐできるような状態にしてあったり、いろいろしてある状況の中で運営しておりますので、そこを残してということになりますと、やはり経営的なものはそれなりにかかってくる。本会議にも出ていたと思うんですけども、その部分の維持費というのは当然かかってくるかということでもあります。

○三浦委員

このまま中央保育園を存続していくと、やはり老朽化の問題で、いずれはまた建てかえないし廃止とかをしていかなければいけない。そして、また、この年次計画にも、年次計画、組んでいますよね。この後、逢妻も近い将来廃止という形になっていくと思うんですけど、そして、リニューアルの関係でいきますと、第1期の計画の中に5園あるわけですね。この計画を順次やっていくということになりますと、やはり今の廃園というのが知立市の財政、いろんな意味において、これも仕方がないのかなと。市も保育審議会のほうも、その辺のことを踏まえて今回のこの結果になったかと思えます。

この計画を大きくまた変更するという事はなかなか大変なことだと思いますし、廃園するにしても、やはり私ども、一番心配するのは、今の現状の子供、そういったのが上手にまたつないでいけるのか、その辺のことも大変心配しているんですけど、その辺はどうなんですか。

○子ども課長

これもたしか本会議で出ていたかと思えますけれども、廃園時点での在園児等については、お母

さん、それから子供さんについては、優先的に近隣の、例えば新しい南保育園を希望されるのであればそちらのほうとか、徳風だとか、あるいは知立保育園、なかよし保育園のほうに行っていただくような措置をさせていただくということを答弁させていただいていますので、そういった形でできる限りフォローはさせていただくという予定ではおります。

以上です。

○三浦委員

廃園というのはすごく大きなことであります。一つの現存する保育園をなくすということは大変重要なことであり、やっぱり市のほうも慎重にやっていたいかなければいけないと思っております。

そんなことで、現状の今の中央保育園がやはり敷地的にも狭い。また、駐車場もない。いろんな意味において、じゃ、そこでまた建てかえてできるのかという、そんな問題もありますし、いろんな意味において、やはりこれは市のほうもそういった決断をした一つだと思っております。

また、この後に建てるという子育てセンター、その件も、そちらのほうが見えてこないんですけど、例えば障がい者団体といいますか、愛身連ですね。また、その知立支部だとか、そういったところの動きといいますか、要望というのはどうなんでしょうか。

○子ども課長

この件につきましては、中央保育園の廃園とあわせてというような形で議論がなされております。

ただ、中央保育園の廃園がまだ皆さんに御可決していただけない中での話はどうかということで、正直、具体的な話をまだ障がい者団体とか、そういった形、あるいは、ひまわりのお母さんたちと具体的な話をするというのは、もちろん意見はいろいろお聞きしてはおりますけれども、具体的にやるということはまだしておりません。やらせていただけるのであるならば、はっきりした段階で次のステップに進むべきかなというふうには考えております。

○三浦委員

やはりこれだけの大きな廃園という事業をする。それに代償といいますか、これにかわるものを市のほうもこういう形で打ち出しているものですか、そちらのほうをもう少しといいますか、私のほうもそういった団体からいろんな意見が出てくると思うんですね。そういったのもやはり聞いていかなければいけないし、そこら辺を取り入れていく。また、そういった声に対して私たち議会としても応援しなければいけないし、そういった意味、いろいろあります。

現存する保育園をなくすということは、本当に私たちもつらいところではありますが、市のそういった方針がやはり一つ通っていないと、なかなかこの問題は解決しないと思いますので、ぜひその辺も含めて今後の対応というものをしっかりやっていっていただきたい、そう思っています。

部長、その辺も含めて。

○福祉子ども部長

今回の廃園の件ですが、本当に三浦委員からも御発言がありましたように、大変重い選択、市としても苦渋の選択であります。これは、本当に一つの公の施設をなくすという、身近におみえになる方たちにとっては本当に大変、私どもとしては心苦しいというのが本当に正直なところであります。

ただ、私たち行政を運営していく中では、やはり財源というものは当然大きな考えの中でしていかなければならないという中では、その辺については皆さん御理解をしていただきたいなというふうに思っています。

今の私どものその跡地への計画、療育施設というのを今の段階で計画をしていますのが、本会議でもお話をさせていただいております療育施設という専用の施設がないという状況を、やはりそれは解消をしていきたいと。今現在、南児童センターで行っている間借りのような療育施設は、これはやはり解消すべきだろうと。

また、それにあわせて新たな拡大の療育事業ということで、肢体不自由のお子さんについても拡大をしていきたいという思いの中で、中央保育園

廃園した後の転用施設としてあちらのほうに建てていきたいというふうに思います。

その内容でございますが、療育施設、今の南児童センターで行っているひまわりルームのお子さんの療育事業は当然ですが、また、それに加えて、肢体不自由のお子さん、本会議でもお話しさせていただきましたが、本当に重度というお子さんの受け入れというのはなかなか難しいな、ただ、今現在、市内でも身障の療育手帳を持ったお子さんもその中での療育事業の対象として療育していきたいなというふうに思っておりますので、その辺は今後、障がいのあるお子さんの保護者の方たちともどういう施設にしていくかということも当然意見を伺う場も持ちたいと思います。また、専門の先生方の御意見も当然伺いながら、その療育施設がより以上に皆さんから評価を受けるような施設としていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○杉山委員

今回のいろんな至った点について一つ質問させていただきますというふうに思います。

まず、地域の方からの反対署名等も含めて、今回、私はこの問題に対していろんな意見で精査されなくちゃいけない部分は、まず一番に、保護者の方々がこの計画に対して、今のように、いつからこういう形が始まって廃園に至ったような状況があったのかということがまず示された部分が昨年の説明会のほうから初めて知ったように思われていらっしゃる保護者の方がたくさんみえるということですね。その点について、まず、本当に一番に私たちも議会で昨年聞かせていただいたのが初めてではあったわけですが、こういった計画に載った、保護者の方々が自分が毎日通っている園がどういう方向になっているかということが、その思いが保護者の方々に入っていないので、廃園という現実だけが先に来てしまった部分で、まず不安を駆られてしまったということが一番にあるというふうに思います。その点で、市の行政の思いと、まずその出発点が違ってしまったということで、今回のこの至った部分での選択肢の

中での反対意見もふえてしまったのではないかと思いますけれども、まず、保護者の皆様に説明という形でこの計画の説明会を持たれた一番最初は何日だったでしょうか。お日にちのほうを示していただけますでしょうか。

○子ども課長

最初に説明会をした日ということによろしいですか。

最初に説明会をさせていただいたのは、まず中央保育園の在園児のお母さんに対してですが、平成22年10月13日の水曜日です。これが第1回目ということであります。

○杉山委員

地域の方とか、また保護者の方もうわさ的にという形で、議会等でもお話がありましたけれども、そういったような形で、何か廃園になるみたいよという感じでお聞きになったということは、当然、そういった話が審議会のところから話が始まっていたわけですので、そういった形での地域でのパブリックコメント、また、広報で出したという部分では、必ずしも一部分の方にだけというわけではなかったわけですが、そういった形の部分の説明が十分であったかという認識はどうでしょうか。

○子ども課長

まず、平成22年の3月に、この整備計画を出すに当たりまして、パブリックコメント、それから広報に載せさせていただいて、本当に一部ですが、意見もいただいているんですけども、その後、先ほどもお話ししました平成22年10月13日まで地元並びに保護者の方に説明をしなかったということについては、私どもとしてはちょっと遅かったかなと、その点については本当におわび申し上げなければいけないかなというふうに思っております。

以上です。

○杉山委員

いろんな意味で計画というのは大局的に立てなければいけないものがたくさんあります。知立市だけではなくても、いろんな地域でも、統廃合と

か、また、いろんな施設がなくなっていくということもあるかというふうには思います。

そういった中で、やはり説明を受けていないということ自体に不信とか不安が感じられる。そして、跡地はこういう計画であるんだということも知るような知らないようなということから始まって、じゃ、それはほかでもいいんじゃないかということとは当然保護者の方であれば思うわけで、一般の地域の方も含めて、できる新センターはとてもしばらしいもので、それをどこかに建てていただきたいという思いは当然あるわけで、それが、じゃ、どうして自分の地域なのかなという、中央保育園の廃園の跡地なのかなという、そのこのところの部分が、出発点がずれてしまった部分で、何かせつかくのいい計画の部分とか、また、廃園に至った部分の、こういった市の財政の本当に苦渋の選択をしている、そういったところが保護者の方々にもまだまだわかっていただけない部分で、大変それが残念かなというふうに思います。

そういった部分では、本当に市のこれからの計画の部分も含めて、やはりこういった知立市の中での一つ一つの選択、また、いろんな計画の中でものがいち早く市民の皆様にお示しをさせていただきながら、こういう計画の中でこういったものがこういうふうになっていく、全部がいいわけじゃないわけですので、その中で市の選択がこういうふうに至ったということが、これからも中央保育園だけではなく、逢妻保育園も廃園の計画になっているということ自体も含めて、これからの行政としての、またこういった計画に対しての考え方をもう一度お聞かせしていただきたいと思います。

○子ども課長

今、杉山委員のほうから御指摘いただきました計画についての行政の今後の対応ということでありまして、ただいま御紹介がありました子育て支援センターについては、先ほど部長からお話があったように、今の状況を踏まえて、お話しがいただけるような状況になるのであれば、障がい者団体の方、あるいは、ひまわりに通って

いるお母さん方、それから、専門家、これは先ほど部長からお話がありましたけれども、方々からいろいろ意見を聞きながら、せつかくつくるものでありますので、いいものをつくっていききたいと、できる範囲の最大限のいいものをつくっていききたいというふうには思っています。

繰り返しですけれども、やはり皆さんの意見を聞きながらやっていくべきかなというふうに思っております。

以上です。

○杉山委員

最後、もう一点だけ、この支援センターは中央保育園跡地でないと建設がもう無理という、そういった計画もできないという状況にあるということをもう一度確認したいと思います。

○子ども課長

財政面の話で非常に恐縮なんですけれども、現状、税収がなかなか上向かない中で子ども課のほうにいただける予算、私自身が予算要求が下手だと言われるとそれまでなんですけれども、不徳のいたすところということになるんですけれども、そういう予算の中でやっていく中で、今あるいただいた予算の中で、保育園を11園続けながら、さらに支援センターをやっていくというのはなかなか難しいかという思いがありまして、そういうところがありまして、中央保育園を廃園させていただいた折には、山町の土地を生かすという意味で支援センターを建てさせていただきたいということでもあります。

以上です。

○福祉子ども部長

保育園の整備計画につきましては、先ほど三浦委員からも御紹介がありました、今後進めていかなければならない計画であります。

そうした中で、今、杉山委員からの御指摘で、中央保育園でなければという御質問だったかと思っております。

議会の中でも私、答弁もさせていただきましたけれども、中央保育園に至った、その建設に至った経緯は、いろんな老朽化の問題、また、それ

から面積の問題、それから財源の問題等々、いろんな諸条件、その中でいけば、やはり中央保育園の跡地を新たな施設で建てていくのが最善の方向かどうか、その場所であるという総合的な判断のもとに決定させていただきましたので、その決定を今の時点では市としては最善の場所というか、それには痛みを伴っておりますけど、場所の選定については、私どもとしては今の中央保育園の跡地ということを進めていきたいというふうに思います。

○杉山委員

市長の見解のほうもお願いいたします。

○林市長

まず、杉山委員、御指摘いただきましたように、説明が、せつかくのいい計画が十分に周知されていなかったという点であります。なかなか廃園ということ、そして、廃園後に新たな施設をつくるということを一体的に説明をしていくということについて、やはりもう少し工夫をして、また、しっかりと説明をしていくということが必要だったなという、私、反省をさせていただいております。

これから、整備計画の中で、先ほど御紹介いただきました逢妻保育園等もまだ統廃合の計画でございます。これからは、今回の反省を踏まえて、関係の皆様方にしっかりと説明をしていくということをやらせていただきたいなというふうに思っております。

また、廃園後の施設については、先ほどの三浦委員の質問とも関連するわけであります。

私、今回の再構築をするに当たっては、改めてひまわりルームに行かせていただき、関係の皆様方と車座になってお話をさせていただきました。第一声は、何でも意見を言ってくださいという中で、保護者の方は、まずお怒りを向けられました。お怒りと申しますか、非常にもどかしさというのをぶつけられました。

というのは、この療育施設は非常に待ち望まれた施設であったわけでありまして、中央保育園の廃園とセットになっていることに対して非常に心を痛めていらっしゃいました。私たちのせ

いで中央保育園がなくなっちゃうんだね、非常に寂しい思いと申しますか、もどかしさを感じていらっしゃいました。

私はその中で申し上げたのは、本当に正直な話をさせていただきました。今、知立市の財政状況は、当初予算で借金をし、そして、貯金を取り崩して予算を組ませていただいております。それは、今、24億円の赤字の予算でスタートをさせていただいておりますということ。また、この保育園の中にも、例えばひまわりルームのある南児童センターについても駐車場がまだ舗装がされていない状況であります。また、ほかの保育園でも駐車場そのものが足りないところがたくさんございます。また、保育園も公立保育園11園あるんですけども、老朽化が非常に進んでおりまして、待たなしで改修をしていかなければいけない状況であります。また、乳児保育事業、長時間保育事業などなど特別保育事業のニーズが高くなっておりますということ。また、児童センターも足りないところがあるということなどなど、本当に赤裸々に私、申し上げさせていただきましたところ、本当にわかっていただきました。わかっていただいて、本当にひまわりルームの関係の皆様方も心を痛めながらも、ああ、そういうことだったんですねという話の中で、そこから、まずは、もう一つ、じゃ、給食センターの跡地はどうかと、やはり知っておられました。給食センターの跡地は、私はこの跡地を基金に積み立てさせていただいて、そして、療育施設、そして、子育て支援センターという財源にしたいんですよという説明もさせていただきました。

また、南保育園、今からつくるわけでありまして、南保育園のこともあったわけでありまして、そこもやはり専用施設をつくるのはなかなか難しいということ、それはそのときじゃなかったかもしれないですけども、いろんなそういう話をさせていただきましたところ、わかりましたという中で、そこでわかっていただいて、じゃ、療育施設はどういう施設がいいんだねという、本当に前向きな、車座の中でいろんな保護者

の方々が、大府だか、あそこにある3階建ての施設を一回、市長さん、見に行ってくださいよとか、療育の専門、発達障がいの方々、自閉症の方々、ダウン症の方々、こういうふうにやっていただくと、こういうつくりにしていただくといいよと、非常に前向きな意見を聞かせていただきました。そうした、本当に、ひまわりルームにいらっしゃる方々も心を痛めながらも、本当に楽しみにしている施設ということでもあります。

その辺のことを委員の皆さん方も御理解いただいて、ぜひとも専用施設をつくらせていただきますようによろしく願いいたします。

○川合委員

それでは、二、三、この件につきまして質問させていただきます。

今、部長、そして市長のほうからいろいろと説明があったわけですが、その説明と課長の説明が若干ずれている感じがするんですね。廃園が決まったら療育の内容について、また施設の内容について具体的に進めるといような御意見だったと思います。

でも、これ、やはり保育園の数の問題とか財源の問題というのはあるかもしれないけど、それだけでは解決する問題じゃないんですね。それと同レベル、またはそれ以上に、養育の今までの施設やら施策のおくれがこうであった、それで、今、こういうふうな必要性があると今、市長が言われましたけど、そんなことはもうずっと前にやっていて、そのこととセットで説明しないから片手落ちになっちゃうんですね。

これは個別に市長にも部長にも会っていろいろお聞きしたところによりますと、皆さん、多分それは理解してみえと。理解してみえた上でこういう議論になっていると。それもある部分ではあるかもしれませんが、どこまで本当に腹に落ちた説明がなされているかということは非常に疑問だと思うんですよ。

そんなわけで、12月の一般質問のときに、小規模であり、さらに、ゼロ・2歳児、そして延長もやっていない小さな保育園がこれだけ支持を得て

いる。このことについて、僕は非常に評価させていただきました。やはり子供さん、いろんな大型の園、そして小規模の園、適応、不適応、あると思います。ですから、数の問題、財源の問題、それは確かにありますけど、それだけじゃないということはやっぱり腹に落とした上での説明が必要だと思います。

この辺、部長、いかがですか。

○福祉子ども部長

やはり、今、川合委員の御質問の中にもありました、数だけの問題だけではないということも私ども承知しております。

先ほど委員さんのほうからも話がありましたように、あそこにああいう形に至った経緯等の御説明の配慮が少しという御指摘もあったかと思うんですが、最終的に、私どもは、先ほども申しましたように、いろんな廃園に至った経緯、要素といいますか、そういったものを総合的に判断させていただいた中での今回の条例の提案ということになっているわけですが、私どものほうのあそこに至った経緯についての説明の、療育のことの説明の少しの不足ということは、多少、私ども、少し反省すべきところはあるかと思っておりますけれども、先ほども答弁させていただきましたが、計画に至ったそれぞれの背景、経緯ということについての説明が、私ども、今後の整備計画をしていく中では少し勉強させていただいたというか、そういう思いであります。

○川合委員

まさにそのとおりだと思います。

子育てに関連する市長の意気込み等を考えますと、やはり保育に欠けるお子さんをそういう環境から支援していくと、こういうことと同等、それ以上に、やはり療育を必要とされる御家庭、お子様の環境整備、同じように説明しないと本当に理解が難しいことになってくると思いますよ。

今、ひまわりルームさんのほうで48人の方が療育を受けてみえるわけですが、第1ルームでは28名、第2ルームでは20名、計48名の方となっているんですけど、このひまわりルームとい

う形が今は間借りの状態になっているんですけど、こういうふうになる前というのは、保育園にいきなり入られて、そこで環境適応されていたようなふうなのか、その辺、どんな経緯があるのか、ちょっとお知らせください。

○子ども課長

申しわけございません。ひまわりルームがもう平成15年に始めておりまして、ひまわりルームが活動を始めた経緯ということになると、ちょっと詳しい事情は承知しておりませんが、ただ、今の現状で言いますと、保健センターで健診を受けたお子さんの中で、保育園に入る前に保育園に入る時期を模索するという意味で今事業を進めておりますので、ひまわりルームとしてそういう形でございます。

以上です。

○川合委員

今言われたようなことで、平成17年から重度の方も中央保育園に入所され、また、平成18年から全園がそういうふうに体制をとられたと。

いろいろあるんですが、いずれにしても、専門の施設がない自治体というのはほかにあるんですかね、この近隣で。その辺が非常におくれを感じるわけでございまして。あいち発達障害者支援センター、愛知県心身障害者コロニー、春日井にありますよね。こちらのほうの御意見でも、逆に言えば、こういう環境でありながらきちっとやっているのは、これはすばらしい、ある面では、専門施設がないのに。これはもう保育士さんとか、関係される方、親御さんもいますが、そういう方のレベル、これはすばらしいものがあるという評価が上がっている。反対にその辺のことを説明してほしいというぐらいの意見を持ってみえるらしいですわ、そのコロニーの方たちは。

ということで、非常に専門施設がないというについては、中央保育園のことからこういうふうに浮上してきたわけなんですけど、これほどおくれっていたものを、中央保育園のこととセットになっているような状態の説明がそちらの療育については不足している。ということは、その部分に対し

ての意識がこれでよかったなということを非常に感じるわけなんですけど、市長、先ほど、当事者の該当される親御様の御意見を聞かれた中で、いろいろ述べられましたが、その辺のところのお考え。保育に欠けるお子さんのことはもちろん大事ですね。だけど、それと同様、もっとそれ以上に、療育を必要とされる方たちのニーズを今までどういうふうに政策の中に反映されようとしたか、してみえたかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

○林市長

今、川合委員がおっしゃられるように、発達障がい、そして肢体不自由児の方々の専用施設が、療育の施設がなかったということは、本当に関係者の皆様方にとっては御不自由をおかけしていたなど。保育園は公立保育11園、そして民間保育3園という形でしっかりと整備をさせていただいて、待機児童ゼロということで掲げさせていただいておるんですけども、一方でそういう専門施設がなかったということでありまして、そのあたりについては、今回はそうした施設にしっかりと光を当てていくということでさせていただくということでもあります。

まだまだ子育て支援施設、こうした足りないところもまだあるかというふうに思っております。そうしたところも少し、よりきめ細かく見ていくということも必要かなと。そうしたことの中で、やはり財源ということもあるわけでありまして、これからは新たなニーズというか、需要が出てくるというふうに思っております。それについては、やはり私ども、議員の皆様方に御指導いただきながら知恵を出して、新しいニーズにしっかりとこたえていくということ逃げることなくやらなければいけないという、今回の件で改めて思わせていただいております。

○川合委員

まさにそのとおりだと思います。

これは、我々議員一人一人といたしましても、やはり一般質問の中でいろいろ機会があるわけですので、そういうところで本当はもっと議論する

べきだったかもしれませんが、やはりこの辺については我々自身の責任も感じるところではありません。

例えば、専用施設でないということで、御存じのように夏休みがありますから、夏休みは使えませんよね、南。そこで、どうしているかという、西を使っているようなんですが、結局西の児童センターの一角をお借りする、ここの空き部屋をお借りしてみえるんですけど、全部、そのとき何人ぐらい参加されて、どのぐらいのものを引越しせにゃいかんかですよ。荷物をまとめて、これ、大きな引越しなんですよ。それで、行って、先に施設があるわけじゃないものだから、夏なもので、プールで水遊びを中心にやるんですが、プールも持って行って、これを膨らませて、三つぐらい、家庭用のプールですね。ビニールのやつを水を入れて遊ばせて。夏、去年なんかめちゃくちゃ猛暑でしたので、ポールを出して青シートで屋根をつくって、設備をつくって、そこでやっと療育活動ができる。その繰り返しをずっと夏場はやってみえたようです。

それとか、もう一つ事例を言いますと、やはり児童センターなものですから、いろんな設備が小学校ですよ、対象が。1年生なら、1年生でもちっちゃいんですけど、小学生用なので蛇口も高い、トイレも使いにくい。一番最初の療育のトイレとか手洗いとか、そういったもののスタートラインが非常に弊害になっちゃうんですよ、専門でないから。手も洗うのも大変だ。トイレへ行っても危ない、落っこちそうなところでも一つの壁ができてしまうというような問題をそちらで療育してみえる保育士さんとか皆さんからお聞きするところであります。

ですので、専門施設がないということについて、僕も全国的にこうなのかなと思ったら全然違う。知立が非常に特殊なケースということ、不勉強で申しわけないようなことなんですけど知っていて、この辺の必要性を、現状、こうだと、こんなに困っていると。今は少子化と言っていますが、子供さんの数は減っていますが、絶対数としては

療育を必要とされるお子さんはふえていると。これはいろんな原因がある。医学の発達とか、いろいろな施設機能が充実したことによってそういうものがふえてきてはいるんですが、設備の拡充は必ず必要なんですよ。

今、第1、第2で48人ですよ。もうこれ以上、リミットですね。それが現場の声です。これ以上はもう無理だと。第1と第2と分けているので、第1はいいですね。4月スタートで、とりあえず10月まで週3回ですが、だけど、第2が始まって、4月から10月までに1歳上がって3歳になった方も来ますよね。第2が二つになると。3回やっていたのが2日になっちゃう。火、金、2日間だけです。10月、新しく入ってくる人が火、木ということで、両方とも2日だけなんです。非常にこれじゃ、不足しちゃうんですね。

それと、時間的なもの、面積的なものもさることながら、受け入れる方の年代、1歳半のときの健診で、そのときで一番最初のスタートラインが始まるとしたら、3歳じゃやっぱり遅過ぎますね。先ほどちょっと部長にお聞きしたら、新しい施設は2歳からというようなことをお聞きしましたけれども、本当に2歳ぐらいの対応をしていかないと、ある程度形成された後ではなかなか難しい部分もあるので、初期の対応が非常に重要となってまいります。

春日井にありますコロニーの施設の方の御意見としても、やはりこれはそれを必要とされる方については、発見、そして、そのことに対応する、そして、そのことがずっと保育園、幼稚園、就学、仕事をされる仕事先とか、一つのライフステージとして全体的なものを考えた療育の考え方じゃないと非常に片手落ちになっちゃうんですね。だから、その辺の理由づけといいますか、今の保育行政審議会が出されたところを、数の問題とか統廃合の問題とか、金がない、それももちろん重要なことだけど、そうじゃない、不足している部分がこんなにあるということ、現状がこんなに困っていると、これからも数がふえて必要だと、年ももっと小さいうちから入れないかんということ

の必要性は何で訴えないんですかね。これ、すごい、僕はいろんな議論の中でなかなか発言する機会がなくて、質疑のときも当該委員会のときもいませんでしたけど、非常に危惧するところであり、これについてももう一回、ちょっと市長、御考えをお願いします。

○林市長

川合委員のおっしゃること、全く同感でありまして、保育整備計画の目的は、先ほども議論になったんですけども、ただ一つであります。財源を生み出して、新たな保育ニーズに入れていくという、新たな子育て施設を充実化させていくために保育施設整備計画があるわけでありまして、お金が本当に無尽蔵に入ってくればわざわざ保育整備計画をつくらなくてもいいんですけども、そうしたことじゃないということはだれもが周知するところでありまして、そうした環境の中で新たな保育ニーズにもしっかり対応していくために、計画ができていくわけでありまして。

そのときに、川合委員がおっしゃるように、療育の専門施設がもっとも必要だよとか、もっとほかにも保育ニーズがあるわけでありまして、それを殊さらもっと強調していく、そんなこともやはり必要かなというふうに改めて感じさせておいてあります。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○川合委員

市長の子育てにおいての中での考え方を今確認させていただきまして、ありがとうございます。

随分前から必要性は訴えられてきた中ではありますが、なかなかいろいろな諸事情、それから、声がなかなか届きにくい環境もあつたりしたところもあつたと思うんですね。ですので、今回の廃園問題にいたしましても、確かにあるものがなく

なるということは非常に重い問題でありますし、自分の身に置きかえれば、それはとてもではないけど、はい、そうですかではないと思います。そういう御意見はたくさん挙がってまいります。

ただ、そのときに、こういうところの必要性やら今の現状やら、今後さらに拡大するであろうということ、しっかりしたバックボーンがあれば、議論の矛先も変わってくるし、議論ももっと深まるし、どういうものをつくろうかと、そこまで話が進めば、今後のことについても非常に大きな影響があると思うんですね。こんなことを言って、くどくどと申すまでもないかもしれませんが、ぜひそういう方向で行っていただきたいと思います。

部長、もう一遍だけ御見解をお願いいたします。

○福祉子ども部長

中央保育園の廃園という、先ほど、当初、私も発言させていただきまして、本当に大変重い計画といいますか、内容であるということは十分私も認識しております。やはり、私どもとしましても本当に苦渋の選択であり、いろんな諸条件の中での苦渋の選択の中での方向性でありますので、まだまだ子育て支援といいますか、児童福祉の施設等々の未整備、それから計画の着実な実行とかいうことを進める中では、本当に大きな財源を、今後とも相当な財源を投入していかなければこの計画も進めていかれないという現実もあります。先ほども言いましたが、総合的に私どもも子育てのいろんなニーズにこたえていく中では、苦渋の選択であります、ぜひともその辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○川合委員

ぜひよろしくをお願いいたします。

それと、先ほど少し県の施設として名前を出させていただきましたが、あいち発達障害者支援センターの中の身体障害者コロニー、こちらのほうでは、各市町の支援体制やら相談事やら、いろんなノウハウを提供する施設になっているわけですが、この辺の連携というのは今まであったでしょうか。

○子ども課長

まずは、コロニーも含めて、最近でもそうなんですけど、会議もありましたけれども、碧海5市の圏域の親子の通園施設の交流会等、交流会という名前になっていますけれども、やはり情報交換とか、いろんなものをさせていただいたり、それから、コロニーのほうから経由してなんですけれども、各園、あるいはセンター等に療育の関係を含めた巡回指導という形で職員を派遣していただいて、相談に乗っていただいておりますというようにもやっております。

○川合委員

ぜひ、いろんな情報量も多いところでありますし、専門的な見地から見ていただいた御意見もいただきたいと思うわけでございます。

その身障者コロニーの方の御意見が、先ほど申しましたように、専用施設がない知立というのはやはり特殊な環境である。でも、今の現状は、療育については人的な力で非常にカバーされていて、まれに見るといいますか、非常に特異なケースではあるけど、充実はしていると。

しかし、それは、今現在は人の努力でなされていることでありまして、機械的なものが不足することは今後明らかでありますし、さらに充実せないかんことは当然のことでございますので、今議会に提出されております中央保育園のことにつきましても、その辺のことはぜひ、これからの保育行政の両輪としてしっかりやっていただきたいと思っております。

これが通ったら考えるというようなことは、これはちょっと違うと思うんですよね。前にそのことについてお聞きしたときに、きょうは保育園の統廃合のことで説明しているの、身障者施設のことは特に議論にならないというようなことをちょっと聞いたんですが、そういう考え方じゃ、やっぱり僕らも了解しづらいし、説明しづらいところもありますので、重い事案として二つのことを同時にやっていただきたい。このことを強く申し上げておきたいと思っております。

そして、今度は、どこに建てるかということに

なりますと、今までの今回のように、中央保育園の跡地、そのように進むということになっておるわけでございますが、先ほど市長も言われたように、廃園と療育の施設が入れかわるというようなことで、やはりそこにかかわる方がいろんな思惑でこれから進んでいくわけでございますので、今言いましたようなことは、両者の方にしっかりと説明していただきまして、保育行政審議会の内容もそうだと思うんですよ、その辺を掘り下げた状態のことを当事者の方を含めて議論を進めていただきたいと思っております。

以上です。

○中島委員

ただいま療育施設の問題に集中的に議論が来ておりますので、ちょっとその点で私も質問をさせていただきますと思いますが、整備計画の中では、西三河8市のうち唯一発達障がい児のための施設がないため、発達障がい児の通所施設としての機能を持たせません。これは、子育て支援センターをつくって、その中にその機能を持たせませんという表現が計画書そのものを書いてあります。

まず、この点の説明、唯一発達障がい児施設がないという形で書いてあります。近隣の状況についてお示しください。

○子ども課長

近隣の市の状況であります。ちょっと8市まではあれなんですけれども、碧海5市の圏域の交流会をやっているということで、安城市、同じような発達障がい児の療育施設ということで、やまびこルームというのがあります。それから、高浜市、これはみどり学園なかよし教室というのがやっております。事業名ですね。それから、碧南市ですが、碧南市のにじの学園という事業をやっております。平仮名でにじですね。それから、刈谷市ですけれども、らっこちゃんルームという事業を実施しております。そのほかに、刈谷は、参考までに、御承知だと思いますけれども、これは社会福祉法人の関係ですけれども、ひかりの家で知立市の重い子供さんを引き受けていただいておりますけれども、こちらのほうは福祉協議会のほ

うでやっている。先ほど前段で説明させていただいたものについては、市がやっていたり、高浜の場合は社会福祉協議会が実施しているというようなことでやっております。

以上です。

○中島委員

もう少し中身を聞かないとわからないんですが、みどり学園は社協が設立した施設ということですか。その中で一部という形でしょうか。もう少しそれぞれのところでどのようにやっているのかということをお知らせいただきたいと思います。

○子ども課長

まず、市のやっている各施設、原則母子通園ということで、発達障がいのお子さんを中心にやっているということであります。

中に、安城市のやまびこルームについては、ライオンというクラスをつくって、重身の、ちょっと重い障がいの子も引き受けているというような状況であります。先ほども言いましたように、母子の通園ということで、発達障がいの子を中心にやっているということであります。

知立は御承知のとおりだと思います。

高浜については、社会福祉協議会が一応担当という形になっておりますけれども、たしか市から委託を受けてやっているかと思えます。済みません、高浜については、小学校就学前の心身の発達におくれのある児童とその保護者を対象にひまわりのような形で事業を進めているということですね。

それから、碧南市ですが、これは担当のほうは福祉子ども部の子ども課のほうで、市が直接やっているということで、施設の場所は地域療育支援事業という形でやっております。碧南については、小学校入学前、保育園、幼稚園入園前の児童を対象に事業を実施しているということ聞いております。

それから、刈谷市のらっこちゃんルームについては、これも刈谷の障害サービス課というところで担当しております。発達について心配のある子供さんとその保護者を対象に、就学前ですけれ

ども、実施しているということで聞いております。

以上です。

○中島委員

余り姿が見えてこない説明なので、ちょっと困ったなと思ったんですけども、やまびこルームについては、私も現地を見せていただいて、やっているところも見てきたわけなんですけれども、他のところはインターネットで開いても出てこないということで、非常にわかりにくいんですね。療育ということで各市の名前でインターネットを開いても全く出てこないんですね、今の報告されたことというのはね。出てくるのは刈谷のひかりの家、ひかりっこですとか、安城は出てきました。やまびこルームが出てきますが、ほかのところは全く出てこないの、実体としてどういうふうになっているのかということがわかりません。

年齢は、これらはすべて就学前ということすべてやっていらっしゃるということでいいんですか。

そして、現在、何名ぐらいの子が療育に通って見えるのか。それらの子供たちが月曜日から金曜日といいですか、施設によっては日曜日が出るのかわかりませんよ、それは。施設によって休館日が違いますけれども、どの程度の療育をやっているのかということ具体的にその辺はお示しいただかないと、比較も何もできないんですね、これは。いかがですか。

○子ども課長

ちょっと中島委員の言われる比較対照する事業の内容ということだと思うんですけども、申しわけございません、ちょっと手元の資料では持ち合わせがございません。

わかっている範囲でということになると、今、人数なんかについては、安城は、定員については決まっていないというふうに聞いております。ですから、受けれる範囲で受けていただいているんじゃないかなというふうに思います。それから、高浜は一応20名という形で実施していると。それから、碧南市は、やはり20名という定員を切っているんですけども、現実的には、これを聞いた

範囲では、超過になると。どうしてもこれ以上になつてしまうという話を聞いております。それから、刈谷市のらっこちゃんルームについては定員は決めていないというふうに聞いております。

済みません、先ほどの件については、わかればまた後で御報告させていただきます。

○中島委員

他市が子供たちの目線でどんなことをやっているから、それをどうやって生かしていきたいんだということをつかんでいなければ、心のない政策じゃないんですか、それは。ただ保育園を廃止するから療育をつくるよ、みんなあるからつくるんだ、必要なんだということで、急に前に出てきたというイメージを私はとても強く感じております。

やまびこルーム、詳しくお話も聞いてきたんですけども、全体で今、150名ぐらいの方が通っていると。これは月曜日から土曜日までオープン。土曜日は第1、第3だけですので、基本的には火曜日から金曜日、月曜日は休館日ということだそうですが、そういうオープンなんですけど、例えば五つのグループに分かれていますけれども、その一つのグループについていうと、週に1回しか利用できないんですね。週に1回。先ほどちょっとライオンというのが出ましたけれども、ライオングループというのは、重心、重症の心身障がい児を受け入れるという、そういうグループは金曜日で週に1回ということ。みんな、週に1回しか受けられないという内容で、もっと本当はやらなきゃいけないですということを言ってみえた。

ただ、幼稚園、保育園に行った子供たちについても土曜日に療育を受け入れる。月に2回。もう保育園に進んでいる、幼稚園に進んでいる子供たちも土曜日に来て療育の時間を提供する。ここは入園した子の扱ひもこうやってはっきりさせている。だから、基本的にゼロから就学前までを全体としては対象としている療育を行っている。こういうことが説明を受けてきたんですね。

そういった面ですと、知立市のひまわりルーム、よくやっていますねということをととても言われました。先ほど少し川合委員からお話があ

りましたけれども、改めて週に何回利用できるか、どういうふうグループ分けをしているのか、その辺をちょっと御説明ください。

○子ども課長

知立市のひまわりルームにおいては、これも先ほどちょっと話に出たかと思うんですが、年度の前半、第1ひまわりルームという形で、これは4月から9月の間ですが、今年度の実績ですけれども、週に3回、火曜日、木曜日、金曜日に実施しております。

後半になりますと、二つに分けさせていただいて、人数もふえてくるということで、第1ひまわり、第2ひまわりというふうに分けさせていただきます。第1ひまわりのほうが10月から3月の間、週2回、火曜日と金曜日。それから、第2ひまわりのほうが10月から3月、同じく週2回、月曜日と木曜日ということで、月、火、木、金を実施しているという形で、二つ合わせてそのような形で実施しているというようなことであります。

○中島委員

今、御紹介がありましたけれども、療育の回数としては、安城の2倍受けているというよさがあるんです。よさが。

施設そのものについては、ちょっと遠くて見えないかな、ちょっと見えないですね。これ、広い児童センターの遊戯室のようなちょうど広さのところ全員集まって、音楽リズムをやったりお話を聞いたりという、こういうことをやりました。とても広いんですけど、ちょっと発達障がいの子はもう少し狭いほうがいいのかと思っちゃたぐらい広い。ここ全体ぐらい十分あるかな。このぐらいありますね。というところでやっているということ。

知立市の場合は、学童保育室の一つもありますよね、使っている。ちょうどこの半分ぐらいのところ20人ぐらい。この広いところでやるのと、20人ぐらいになるとこの半分ぐらいのところ、施設としては絶対的に狭いという感じは私としてはしないし、落ちつけるかなど。多動な子やら、場面が変わるととても落ちつかない、そういう発達

障がいの子供たちが集う場所として、借り物だということが問題なんですね。借り物、それは問題。だけど、現在やっているひまわりルームはとても喜ばれているというふうに私は認識をしている。ただ、夏休みが欠けてしまうということが大問題。

これはもちろんなんですが、そういった親御さんの今受けている療育についての評価についてはどのように、私、ある意味、自信を持っていいんじゃないかと思うんですが、高浜でも20名の定員でしょう。碧南でも20名でしょう。これでは十分なことをやっているとはとても言えないと私は思いますし、多分、週1回になっているんじゃないかということで、事業の中身については、私は、今、川合委員も人的な努力でというふうに言われまして、本当にそれが大きいと思いますけれども、事業の現在の中身については、他市に引けをとらないぐらいのことを現在やっているんじゃないかと。今後どうするかはもちろん大きな課題でありますよ。その点、どういうふうに今の事業そのものを評価してみえるのか、この辺ははっきりと伺っておきたいと思います。

○子ども課長

事業そのものをどう思っているかということでございますが、中島委員、言われるように、現場は物すごく一生懸命やっていますし、お母さんたちにも非常に高い評価を得ておると私自身は思っています。

先ほど、ちょっと面積的なことの話が出たものですから、ちょっと御紹介させていただきますと、今、南児童センターのほうでは、図書室と集会室、子供さんの多いときは集会室も利用させていただいているということで、少なければ図書室だけで、図書室の面積が44.54平方メートルを使ってやっております。

ただ、これも先ほど紹介があったと思うんですが、人数的に、3月11日現在、第1ひまわりのほうで28人子供さんがおみえになるので、子供さんがおみえになるということは、当然お母さんも見えるということで、50人を超える方がそこに入るということで、確かに広くは思えるんです

けれども、活動ということになると、なかなかしんどいかなというふうには私自身、これも思っております。できればもっと余裕のあるところがいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○中島委員

もう少し余裕があるということと、それから、荷物置き場がないということで、本来、児童センターの中にある創作室、これは何をするとところでしょう。児童センターの位置づけとして創作室を職員の皆さんの事務をとるだとか、それからおもちゃ類のひまわり専用の備品をそこに置いて、創作室というもとの施設は完全に死滅しているというか、それは問題だと思いますよ。

だから、施設が新たに、そういった意味の必要性というのがあります。これについては、私どもは、中央保育園廃止に反対という立場でいろいろお母さんたちから聞いている内容で活動していますけれども、新たな施設そのものについて、それを否定するものでは全くないし、永田大三市長のときに、私、何回か議会で言いましたかもしれませんが、市長との懇談会で切実にこれを訴えられたんですね。前のお母さん方ですよ、当時のお母さん方からも専用が欲しいなということをおっしゃいました。今後、何か計画していきたいということは言われましたが、その後、少し質問しても計画はないということで、ずっと来ました。

こういう経過については議論をしてきているんでしょうか。担当がどこになるかという話は十分なかったんですが、その辺の経過についてはどのようにお考えになっているんですか。

○子ども課長

経過についてですけれども、確かにそういう話が前にあったという話はちらっと聞いておりますけれども、申しわけございません、そのことについて、経過でなく、今どうするかというような形で、保育所整備計画に基づいて進めたいという思いで、今、進めておるといような状況です。

○中島委員

障がい者のハッピープランというのがあります。

さまざまな障がい者のジャンルがあるわけですが、そういうところでどうやって市がフォローしていくのかというハッピープランというのがあります。これは発達障がいの子も当然そうなんですけど、ハッピープランというものの中には、この療育施設については位置づけがあるのでしょうか。

そのぐらいわかっていないでしょう。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時39分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子ども課長

済みません、大変時間をいただきまして、ありがとうございました。

療育について、ハッピープランに計画が載っているかという御質問でありました。平成19年3月に出たハッピープランでございますが、その中の47ページに、一番後段に、療育事業の充実ということで、そのまた②の中にひまわりルームの実施場所について、年間を通じて継続的に実施できる場所を検討しますという形で載っております。

以上です。

○中島委員

何でそれがずっと出てこないんですか。これだけ中央保育園廃止のためにこれをつくるんだという、が一っと前へ出しているのに、プランも知らない。これは長年の充実、専用施設、長年の課題だったから載っているんですよ。それを知らないで提案している。ここにすごい大きな今回の進め方の問題点が凝縮して出ているんですよ。廃止のためにつくらなきゃいけないと、先に来ちゃった。ハッピープランで充実しようということがうたわれて、そのハッピープランについては、いつまでにつくるというふうに書いてありますか。

○子ども課長

この中には、先ほどお話しさせていただいたよ

うに、療育については、年間を通じて継続的に実施できる場所を検討しますという表現になっておるものですから、また、現在は親子通園方式のみですが、親子分離方式の実施を検討しますという、検討という形で両方とも記載されております。

○中島委員

永田市長のところに検討するというふうに約束をされて、そして、本多市長、林市長と、こうかわってきたんですね。これは継続していると。だから、つくるといふことには何ら異議があるわけじゃない、早くつくってほしいというのが私の立場です。そういうふうに約束をさせていただいているのに、具体的なプランは全くつくってこない、そちらでは。廃止ということに、これがチャンスだという感じでこれを出してきたという、しかし、裏づけは持っていない。ここに私は子ども課としてこれは大変問題がある。

ちなみに、療育のプランそのものは子ども課が所管するというで明記されているかどうか、確認をさせていただけますか。

○子ども課長

ここで見る限りは、どこが担当するかという担当課までは書いてありませんが、ただ、先ほどちょっと話がありました地域療育事業の実施要綱というものが平成6年にできておりますので、このできた時点では、やはり子ども課が担当すべきかなというふうに思っております。

○中島委員

現在は、中央保育園にある子育て支援センターの管轄下にひまわりルームが運営されている。そうですね。あそこが拠点でひまわりが行われている。本来ならあそこでという話になるかもわかりませんが、そういう関係に知立市としてはあります。担当であった、けれど、ハッピープランは抜けていたと。全く抜けていると、そこは。廃園にあわせてだけという。共産党、一番最初からこれを要求しているんですよ。一般質問でもやりましたし、委員会でもどうなったという話はたびたびやってきました。けれど、ハッピープランの中に閉じ込められていると。継続で検討するとい

う形だね。これがちっとも出てこない。総合計画でも具体的になってこない。初めて出てきたのが今回と。どーんと出てきたと。いいことなんだけど、相手が悪いですよ。廃止とセットで出るというやり方が汚いですよ。汚い。

このあたりでは、こども発達センターで最先端を行くのが豊田市です。医者、そこで相談業務があり、また、医者がいて発達障がい診断も行います、診療も行います。そして、療育の指導、療育も行います。そして、関係の保育園や教育機関への支援も行います。これ、大きく四つの仕事を豊田のこども発達センターは行っております。これは保健所の管轄です。スタートがもう発達障がいを診断しようというところから始まって、ここは大変人気がありまして、もうみんな頼って、市外からも行くということが殺到しましたので、現在は市外の方は禁止になってしまいました。物すごい、2年待ちとか、すごい形で相談が殺到したので、ここは絶たれてしまったんですけれども、それぐらい今、そういった要望が強いわけです。私は、もし本当にやろうとするならば、その診断のお医者さん、常駐というのはとてもできない。これは知立市でできないと思いますけれども、発達障がいの方たちの専門の方が月に2回ぐらい来て、診断のための援助を行うぐらいの専門性を持ったもの、こういうものが本当にできるのか。つけ焼き刃でぼーんと出てきたものの中で、そこまでの大きなスケールで、発達障がいを持った子供たち、将来の子供たちはその他の子供たちもありますけれども、そういう療育センターができるのかということが、私はまだ信頼できません。今の青写真、もっと具体的に見せていただきたい。この青写真、今まで構想で3億2,000万円はかかると、本会議の質問で初めて言われましたよね。3億2,000万円の施設をつくる。どこの計画にもないんですけど、突然こういう形で出てくる。この青写真をぜひ私は見せていただきたい。それが本当に今望まれている療育センターとしての機能が果たせるかどうか、これを確認させてもらいたい。

今日のひまわりルームの問題は、もう少し知恵

を絞って、問題を解決するという努力をされるべきだと思います。週に2回とか、前半なら3回とか通える知立のひまわりルームは、他市からはうらやましがられているんですよ。全面的にだめだというふうに、どうも私は認識を持ちやいけない。うらやましいと言われましたよ、安城の方からも。そういうレベルのことを今やっている。さらに上を行こうというときには、もっとその青写真をリアルに示していただかないと、それならそのほうが良いといって廃止を丸のみすることはできません。

そのあたりの具体的な青写真を出していただくことができますか。

○福祉子ども部長

今回の福祉療育施設を、新しい施設を建設するということの始まりというのが、ひまわりルームの療育事業の今の現状、ハード的な現状が問題であり、解消したいということから、保育整備計画の中に盛り込まれているという現状であります。

中島委員からのもう少し内容というお話です。

私どもとしては、今現在、あの敷地の中で3階建てというお話をさせていただきましたけれども、これも駐車場も当然確保しながらあの敷地の中でやっていくということになれば、やはり高さを利用するというか、3階建ての建物がいいだろうという今の現在の案であり、また、その中には、療育をやる、プラス、また、肢体不自由児の子供のケアもしていくということは計画の中にはさせていただいています。

ただ、具体的に、じゃ、今の時点で何曜日にどうだということ、その細部にわたってのことにつきましては、ただ、対象の子供さんにつきましては、今の現状の療育をしている子供さんプラス肢体不自由児の子も療育していきたいという青写真はあるんですが、細部にわたっての事業の運営といいですか、その辺につきましては、先ほども言いましたけど、保護者の皆さんにも御意見を伺いながら詰めていきたいなというのが今の現状でございます。

○中島委員

じゃ、青写真は示すことはできないということね、具体的に。書面で。何か書面になっているんですか。対象児は何歳から、定員はどのぐらいにしよう、どういう事業をやろう。そういった青写真、それから施設の青写真、両方、示すことができますか。

○福祉子ども部長

今の段階での、これは本当に私ども事務局サイド的な施設のことの青写真といたしますか、これも当然変更もあり得るという前提の中での図面といたしますか、そういったものと、方向性といたしますか、内容につきましては、今の段階でのこういう療育の事業の内容というのは、細部にはわかりませんが、その基本的なところは出るというふうに思います。

○中島委員

じゃ、書面を出してください、出せるものは、きちんと出してください。ああ言った、こう言ったということだめ。そんなのでは、私たちはめくら判を押せませんよ。

もう一つですが、肢体不自由児をふやそうという、こういうことが今言われております。ひまわりじゃなくて安城のやまびこルーム、伺ってきたんですね。そうしたら、その要望はほとんどないというお話でした。リハビリということも含めて、部長さんたち、本会議で少し言われたと思うんですが、リハビリは専門のかかりつけのお医者さんへみんな行くと。定期的に行くんですよ。そこでリハビリをやって、ここはリハビリを専門にやる場所ではないと。来ちゃいけないわけじゃないですよ。いろんな集団遊びとか、いろんなことをやるので、制限はしていませんが、特別に肢体不自由児の療育と銘打ってやるということはやりませんということをおっしゃられました。

碧海5市という話でしたけれども、そのあたりでは肢体不自由児もあわせてやっていらっしゃるのでしょうか、療育事業で。

いいんですよ。拡大していくのはいいんだけど、根拠があってやっているのかということを私は心配しているんです。

○福祉子ども部長

療育手帳等お持ちの子供さんにつきましては、委員御紹介がありましたように、病院のほうにも通ってみえると思いますけれども、やはり私ども思うのは、子育て支援センターの新たな施設の中で、大きな違いは、遊びを踏まえた中での療育というふうでしていきたいなというふうに思いますので、病院とは若干、専門的な助言をすると思うんですが、やはり私のほうで今思っているのは、肢体不自由児の子供さんを遊びを交えて、子供さんの精神的なことも上向くといたしますか、そういった方向で肢体不自由児の療育をしていきたいなというふうには思っております。

○中島委員

療育という形で言われる中に幅広く身体障がいも入れよという話になっているんですが、療育手帳を交付されている方、担当が違いますけれども、就学前の子供で療育を持っていらっしゃる方、それから、身体障がいを持っていらっしゃる方というのはどのぐらい把握をされていらっしゃるのでしょうか。そこの中から見えてくる需要、保健センターもいろいろかかわって、療育、そういう障がいを持っていらっしゃる方がみえる際にはいろいろ支援をしていらっしゃると思いますけれども、それらの皆さんの実態、身体障がい者の特に身体障がい者の皆さんの支援は保健センターでは何かやっているのか、就学前の子供さんに。そういう現在のフォロー体制というものも明らかにしていただいて、新たな施設でどういうことが足りないから何をやるんだということを明確にしていきたいなと思うんですね。ちょっとその辺の状況について御披露ください。

○福祉課長

今の、まず手帳のほうの、就学前の出させていただいている数なんですが、今現在、身体のほうで1級から6級まで、5級の方はみえないんですが、1級から6級ということで22名の方が手帳を持っておられます。それと、療育のほうなんですが、療育については、A、B、Cすべて含めまして33名の方が今現在手帳を持っておられるという

形になります。

以上です。

○健康増進課長

今、保健センターのほうで障がい者の方々に対して、就学前のお子様に対してどういうふうに行われているかということの御質問でありますけれども、一つには、発達障がいのお子様につきましては、1歳6カ月健診において、その辺、臨床心理士の先生に見ていただきまして、ちょっと発達障がいらしきお子様については、親子教室という形でもって、月1回のもになりますけれども、保育士の方も交えながら、その日々の動作を遊びを加えながら状況を把握していくことをやっております。

あと、身体に障がいをお持ちのお子様につきましては、ちょっとその辺、うちのほうでどういう扱いになっているか、ちょっと調べてみますけれども、具体的には今の段階で私は存じていないものですから、申しわけありません。

○中島委員

身体障がい者の方が1級から6級まで、軽い方も含めて22名の手帳の発行ということですが、こういう方たちも1歳半健診の段階でそれがあつたかどうかわかりませんが、小さいときにはわからないというものもあるとは思いますが、身体障がい者の方も健診には見えるんですよ。

○健康増進課長

基本的には障がいの方も1歳半の健診に見られると思うんですけども、どういうふうに障がいの方に対して対処されているのか、一度ちょっと調べてみます。

○水野委員長

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時57分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉課長

午前中報告させていただきました身障者手帳の

数が少し違っていましたものですから、ちょっと訂正をさせていただきます。

まず、就学前の身体障害者手帳をお持ちの方、17名ということになります。申しわけありません。それと、療育の手帳については32名の方。これ、合計49名の形になるわけなんですけど、この中に身体と療育と両方該当してみえる方が7人みえますので、最終的には、実で言うとうと42名の方が手帳を持ってみえられるということになります。

以上、訂正させていただきます。

○健康増進課長

午前中で就学前のお子様に対して保健センターでの対応の仕方についてちょっと報告が漏れておりましたので、今から説明させていただきます。

発達障がいらしきお子様については、1歳半の健診のときに臨床心理士さんの相談等で確認させていただいて、その後は親子教室というものに親子で入っていただいて、保育士の遊び等でその状況を見ていって、その後はひまわりのほうに回っていただくという状況の流れになるわけですが、肢体不自由児のお子様に関しては、1歳6カ月健診というものに限ってではなくて、就学前のお子さんであれば何歳でもさくらんぼクラブというものがありまして、これは月に1回保健センターのほうでやっております。

この目的としましては、そういう肢体不自由児のお子さんを抱えた親御さんが不安で、どういった子育てをしていけばいいかという状況の中で、さくらんぼクラブというものを介して、親同士のつながりを持っていきながら仲間づくりをしていただき、さらにセンターのほうで御相談を受けていくというものでやっております。

ですから1歳半の健診については、受けている子もあれば受けていない子もあつると。受けていないお子さんについては、家庭の訪問等しながら保健センターとしては御指導させていただいているという状況であります。

以上です。

○福祉子ども部長

資料のほうにつきましては、もう少しお時間を

いただきたいと思いますので、当委員会の中ではお渡しできるようにしますので、しばらく時間をいただきたいと思います。お願いします。

○中島委員

保健センターのほうで発達におくれがあるかなという子供たちについては、発達障がいの子、身体障がいの子も含めて、今、フォローが一応されていると。さくらんぼクラブというのがその役割を、ひまわりのような形で、月1回ということではありますが、これは心の発達のおくれの子ではないので、まだ家庭での保育ということは逆にできるかなと思いますけれども、リハビリ等の心配とか、いろんな相談も受けて月に1回集まることができるかと、こういうことですね。

これが一つの施設で、子ども課のほうを担当してそれができるのか。向こうは看護師さんもいるし、さまざまなプロが常駐していますから。ですから、そういうことができる環境に現在もあるということとやってみると、そういうことがわかりました。全体の環境はそういうことと。

で、新たに、じゃ、目指す施設は一体何が必要なのかということが非常に幅広く、よその部局とも一緒になって相談しなければならぬテーマだということが明らかになったと思います。子ども課だけで、中央保育園が廃止だからこれだというふうに勝手に突っ走らないと。そういうことが私は必要だと思います。青写真もちょっとしばらくとかいって、すぐにはやっぱり出てくるような体制にはなっていないという。固まっていないんですよ、まだ。固まったら、またおかしな話なんですよ。だけど、固まったかのようにそれを前に突き出して、だから御勘弁をと、だから我慢して協力してという、こういう話になっていくので、私はそこところに躊躇してほしいと。

ひまわりの要綱がありましたけど、平成6年からこれを施行するというふうになっております。ひまわりは、南児童センターでは平成6年からやっているということで、もう相当長い、15年ぐらいいやっているということですよ。この前にもやっていたと思うんですよ。この前からやっ

ていますが、そのときの要綱はここには関係ないのか、名前が変わったから改正の附則がずっと並んでいますから、この改正で場所を変えたのかわかりませんが、以前にもやっていた、療育を、子ども課がね。それはいつからでしたか。どこでやっていたか。

○子ども課長

この実施要綱ができたのが平成6年ということになっております、今、御紹介あったとおり。この南児童センターという場所は、児童センターができたときからでありまして、平成6年といいますと、恐らく体育館ができたのにあわせて西児童センターを使っていたかなというふうです。

○中島委員

ですから、附則でこう改正されてきている中の南児童センターができたところで、この新しい要綱というか、お色直しをされたという、場所は南児童センターとすると、こうなっていて、その前は福祉体育館の西児童センターでやっていたんです。それははっきり御存じないですか。西児童センターでひまわりをやっていた。保育士さんが向こうへ行かれましてやってみえたんですが、それは御存じないですか。どういうふうにやっていたんでしょうかね。

○子ども課長

申しわけございません。先ほど質問をいただいたときに、ちょっと確認をその後させてもらったんですけども、西児童センターでやっていることは間違いないようなんですけども、その内容は、恐らく同じようにやっているのではないかと、今現在、申しわけございません、わかる者がちょっとおらんかったものですから、そこまで詳しいことは確認してございません。

○中島委員

始まったばかりのころに、市役所の中の保育課のところにいる主任さんが、きょうはひまわりの日だわと言って出かけていくというのを私はよく見ておりました。亡くなられた谷口先生もその担当をしてみえて、ひまわりへ行ってくるという感じで行かれていましたので、あそこでやっていた

んですね。ただ、常駐方式ではないと。日にちを決めてやっていたということなんです。

私、こういういろいろ経過があって、じゃ、何を一つずつ解決したら何が見えてくるのかという問題。今、療育センターのことについてはもっとよその課と話し合っ、ちゃんと計画に基づいてしっかりとしたものをつくる、目指すべきものは何かと。豊田の療育センターまで行けるかどうか私はわかりませんが、本来なら相談する専門的な人に、我が子は本当に大丈夫かなと思っているお母さんたちの診療、診断、そういうことも含めてできるようところが皆さん、欲しいんです。どこへ行ったらいいかわからない。小学校へ行って発達特別支援教室に入ったりするんですけれども、その子たちも本当によく事情がわからないまま行くというのが多くて、きちんとした診断を受けたというのがすごい強い願いなんです。だったら、そういうところまで目指すような機能を持てるのか。それもやはり保健センターのほうともきちっと話し合っ、やらなきゃいけない。そういうものでつけ焼き刃的にほんとに出せばできるという問題じゃないということを私は言いたいですよ。しっかりとやってほしいんですよ、これは、やるなら。

中央保育園の廃止とセットで議論させないでほしいんです。このセットじゃおかしいですよ。もう時間もない、結論を出すのに時間がないと、こういうことで、皆さん、いい施設をつくってくださいねと要望された形でのんじょうのかなと心配していますけど、いい施設って何だと。どんなことが今要望されているのか。ここのところをぎっちり、議員もそうですが、きっちり把握しなければ、丸投げでお願いしますねと言って廃止に賛成することは絶対できないんですよ。これはこれ、これはこれ、ちゃんとやらなければならぬ。ですから、私は、この議会で結論を出すなんていうのはほとんどないと思います。少なくとも、そういった議論をしっかりと形でしか議決をしてはいけない。片肺飛行で着陸じゃ、不時着しますよ、もう。そういうことになりますの

で、こういった問題を総合的にしっかりと把握して計画立てをしなければいけないです。

ひまわりルームは今、何歳から何歳ですか。確認ですが。

○福祉子ども部長

少しお話しさせていただきたいんですが、今の新しく計画している療育の計画の中では、保健センターとも話し合いをさせていただいております。それから、他の療育施設等も見学もさせていただいて、情報も得るといことでの活動もさせていただいているということをお話しさせていただきます。

それと、今現在、ひまわりとしては、3歳の年齢のお子さんからというふうに思っております。

○中島委員

何歳まで。

○福祉子ども部長

就学前までです。

○中島委員

3歳にならなければあそこには行かれないという、そういうことですか。

発達のおそれがある、ちょっと問題があるかもしれないといって1歳半の健診で保健センターではやって、しばらくは集団保育的な療育的なことをやられると。3歳になったらひまわりと、こういうことをやろうとしている、やっている。新しい療育もそうだと。何か話が。ひまわりを受け継ぐ新しい施設の年齢だけ気になっておりますが。

○子ども課長

今、ひまわりの事業をやらせていただく問題点として、今、委員の指摘にあったように、保健センターからひまわりの受け入れという部分で若干空白の期間、年齢があるということが一番ちょっと私どもが懸念している部分でありまして、その中で保健センターとひまわりの職員で会議を持ちながら、一応3歳ということにしていますけれども、受け入れる方はというような形でやっているということで、その中で新たな事業をやるという中では、今言われた部分、年齢の拡大なんかも考えていかなきゃいかん、年齢の拡大も考えていく

必要があるかなというふうに思っておる次第です。

○中島委員

この要綱では、就学前の子供を対象とすると書いてありますよ。3歳からとは書いてありませんよ、要綱に。書いてありません。療育施設、いろいろ見ていきますと、みんな就学前でどこの市もやっているんです。どこの市も。ゼロ歳からというふうに明確に安城の場合はうたっています。ゼロ歳が来るかどうかはともかくゼロ歳から受けるということです。

就学前でとめているというのは、意味はわかりますか。就学前の子供を療育しますというふうに、どこの療育もそうなんです。わかりますか、これは。

○子ども課長

小学校になると養護学校等があるということで、そちらのほうに行っていたとということから、小学校前の就学前の子供さんということになっているかと思っています。

○中島委員

これは、義務化されたんですね。その前は、義務教育免除という制度があって、就学していかなくても残ってもいいですよという免除という制度があったわけですよ。それが義務化された段階で療育というのは就学前の子供というふうに限定された。こういう認識を一応持ってください。

安城の場合は、前、サルビア学園というのがあって、あそこが療育の施設なんですね、ある意味、身体障がい者の。18歳まであったんですよ、前は。今は就学前にとまりました。学校じゃないから。もう就学前だけに限定したということで、あそこの場合は、身体の療育はサルビア学園でやっています。そういうことで、うちは身体がないかなということにもなりますけれども、要は、要綱どおり今もやっていないんですよ。3歳なんて区切っていないし。新しいところは3歳未満もやるよといったのか、よくわかりませんが、青写真が明確に出てこないの、もうこれ以上この問題はこまこまやりませんが、そういった総合的な法的なものや横のつながり、それから親のニーズ、本

当に知立市内のニーズ、そういったものを全面的に掌握してやらなければならないことだということですね。基本としては、診療的なことを入れるかどうか大きなポイントになると思います。そういうことも市民のためにやっていこうと思うのか、そういうことも考えますと、大変大きな問題で、簡単には結論が出ないというふうに思います。

私は、今、南のほうで学童保育をやっていて、学童の子がいる夏休みはやれないと。西児童センターは学童保育はもう引き上げて、西学童保育は小学校の中にあります。今、学童保育をやっていない施設なんですね、あそこは。もっと西児童センターの活用で、もう少しちゃんと施設ができるまで、もう少し安定した年じゅう使えるような施設の提供というのが児童センターでもできないか、西でできないかと。途切れてしまうことを解決するためなら、そういう手だてだってあるんじゃないか。多少の修繕とか、ちょっとお色直しとかして、ここを拠点にしていいいですよという部屋をつくと。児童センターはそれをやっちゃいけないという規定はありませんよね。児童福祉法に基づくそういった活動ですから、禁止はないんですよ。ですから、あそこに常駐できるものを移す。そして、もう少しお色直しをしてあげるというぐらいのお金なら、そんなに難しくなく出るんじゃないですか。それで待ってもらおうと。どういう整備計画が、療育のための整備計画ができるのか、もう少し待ってもらおうと。でも、今の方たちとの話し合いで、強引に移す必要はない、それでも今のところがいいとおっしゃるなら、別に今のところで待ってもらってもいいんですけども、こういうこともありますよということを情報提供する。そういうことでいけば、今のお母さんたちの、ひまわりのお母さんたちの悩みというのや先生方の御苦労、引越しばっかりしているという御苦労、そういうものが解決できる、こういう道筋も私はあると思うんですが、いかがですか。ぜひこういうふうにやっていただけません。だって、すぐに療育できるわけじゃないし、どっちみち。すぐに解決しなきゃいけない問題はすぐに解決してあげて

くださいよ。で、中央保育園の話に入りましょうよ。

○福祉子ども部長

やはり児童センターは児童センターの目的である一般のお子さんが午前、午後を通じて、そこを遊びといたしますか、御利用されるわけでありまして、西に持っていったらどうかという提案ですけれども、それは難しいと私は思います。

ただ、早くというか、まだ計画としては平成26年の3月に中央保育園廃園後の計画、その平成26年度に建設をしていくと。1年かけて建設の、実質平成27年4月オープンという予定で今おるわけですけれども、やはり専用の施設というのは、環境的にはやはり設けなきゃいけないというふうに思っていますので、今の西に一時、それは一時的にいろんなところを、南保育園の御提案もたしかあったかと思いますが、それは一時的には何らか融通をきかすなりして、それはいいかもしれませんが、それを恒久的にそこにひまわりの事業を持つていくということでは、やはり解決の方向にはならないと思いますので、やはり基本的には専用施設を計画どおりにしていきたいなと思っています。

○中島委員

恒久的に置きなさいということは何も言っていないでしょう。ただ、夏休みが使えないのがとても困っているとおっしゃるから、夏休みも使えるように、学童保育をやっていないんだから、あそこは。朝から学童の子がどっと来るといった状況はないんですよ。利用状況もよく調べていただければわかるけれども、あそこはそう込んでいないんですね。親子グループがちょっと貸してもらって見ているけど、来ないね、だれもとというふうに言っているんですよ。いろんな事業をどんどん打てば来るとは思いますけれども、しかし、それは日程調整でやれますからね。そういうのは一度検討すべきですよ。これは今すぐの話。そこで待っていただくならば、少し時間的な余裕を持って、新しい施設の構想をしっかりと責任を持って出してもらいたい。3億2,000万なんて数字が

ばーんとそれだけ出てくるなんていうのはとってもおかしいですよ。何が3億2,000万なんですか、青写真もないのに。という、本当に市の対応については無責任だなというふうに私は思います。その問題は、今行っているひまわりのお母さん方の気持ちもありますから、強引に西というふうには行けないですけども、だけど、夏休みだけ西へ行ったんでしょう、今まで。夏休み、使えないから西児童センターへ行ったんですよ。そこでやったんですよ。そして、また、戻ったんですよ。こういうこともあるので、あそこだったら年じゅう、通年でやれないかということをおっしゃっているんで、これは検討してくださいよ。恒久とは言っていないよ。恒久とは言っていない。検討に値するのではないかとということで、その検討だけちゃんとやってください。

○福祉子ども部長

今、中島委員おっしゃいました、夏の時期には、あちらのところでプール遊び等も実際にやっております。今、お話があったことについて、どういった形でできるか、また検討させてください。

○中島委員

ぜひそれは検討していただきたい。中央保育園の問題とリンクをさせないような形の検討をしてもらいたいので、それだけは言っておきます。

中央保育園の廃園については、先ほど来、皆さんがおっしゃっているように、関係者の合意というものがとれていない。こういう、今、段階だと思うんですが、そういう認識でいいですか。

○子ども課長

先日、3月1日ですか、中央保育園の廃園に反対する署名ということでした。この方たちからはいただいているんですけども、私どもとしては、説明会を何度かやらせていただいて、その中で事業を計画どおり進めさせていただきたいということも説明させていただいてきています。今回もこのように議案として提出させていただいておりますので、確かに反対の署名はいただきました。この方について理解をいただいているかという、反対の署名をいただいておりますので、理

解をいただいていないというふうには理解していません。

ただ、全体の人数からいきますと、731名、確かにこれはこれで重いものがあると思いますが、私どもとしては、当初の計画どおり、議案も提出させていただいていますので、このまま進めさせていただきたいという思いであります。

○中島委員

答弁は、合意をいただいていないと、こういうことですね、答弁は。そこだけ言ってくださればいいんですよ。

それで、いろいろ話し合いがされましたが、何回も本会議でも紹介がされていますように、説明だけあって、皆さんの意見を聞くということではないと。意見をただ聞くだけで、それを今回の計画に何らかの変更を及ぼすものではないと、そのまんまだとということで、各会場で最後に必ずおっしゃって、皆さんの怒りを買ったわけですね。何のために集まっているの。一番最初の園の計画の説明会でも、すぐに全部お話ができないので文書で出しますわとって、たくさんの文書で出されて、反対の文書ですよ、全部、が出された。謝罪とともに説明をされた。まことに申しわけないと言いながら説明をされた方がひじについてマイクでしゃべっておった。もう許せないという感じの、本当に皆さんのほうからしたら切実に思っているのに、ひじについて説明をしておった。どうしたことなんでしょうかという怒りの声もあります。皆さんにとってみれば、計画をそのままやるだけだということなかもしれませんが、そこで毎日通っていらっしゃる、そういう方からすれば、もう本当に切実で、子供を放り出されてしまう思いというものがそこにあるわけですから、こういう対応だってすごく皆さんの怒りを買ったということも紹介しておきます。

るるあったように、少人数でとてもいいということやら、障がい児を温かく迎えていただける保育園だと、こういうことに尽きるという感じがしますね。尽きる。

先ほどから言っている療育の問題をしっかりとや

ろうとってすごく言っている割には、ここの保育園で市内ではやはり一番重い子供さんだけを受けている。身体と療育と重複しているような重い子供さんをここで受けている、現に受けている。保育をしている。ここの保育園を要らないと、こう来る。ここに大きなギャップを感じると思うんですが、その点、どう思われますか。

○子ども課長

中央保育園については、確にお母さん方から、ほんわりしている、伸び伸びとやれるというようなことで、非常にいい評価をいただいているんですが、これは前からもお話ししていますように、私どもとしては、そういう評価をいただいている中で、また繰り返しの話になりますが、市としては、子ども課としては、全体を見ながら事業を進めていくという中で廃園をお願いしていきたいということです。

○中島委員

廃園というのは、全体の保育園で、もっと重度の子供さんもどんどん受けていくと、こういうことですか。

○子ども課長

当然ながら、今、どこでどうということは申し上げられないかなと思うんですけども、今、中央保育園で少なからず受けているような子供さんについては、やはり当然、中央保育園がなくなれば、支援センターを兼ねて答弁をするなどというおしかりを受けるかもしれないですけど、できる支援センターを含めて検討していく必要があるかなと思っております。

○中島委員

障がい児の子供さんを持つお母さん方の心のよりどころという側面が非常に強い。それはそれ。

もう一つは、多過ぎると先ほど説明をされておりましたけれども、三浦委員の質問に対して、審議会の説明をされましたね、多過ぎると。知立の保育園は多過ぎる。この議論について、私は、本会議でも言いましたように、安城と同じだけなんです、比率が。どこで多過ぎるという線を引くのか、これは事実を見ない資料だと私は批判さ

せていただきました。知立市に合ったやり方でいいということをおは再度言いたい。刈谷市は少ない、待機児童がいっぱい。これを見習うというんですか。違うと思うんですよね。こんなこと、私は質問しませんけど、そんなことはあり得ない。あんな少ないところと平均して多いとかという話にしないでくださいという。本当に多過ぎるということをおは思っているんですか。今、多くて困っちゃうと。私はそうじゃないと思う。あり方、その地域のありよう、それは知立市独自のものであったいいというふうにおは思います。

そして、もう一つは、乳児をやらない保育園だ。やっていないんです。乳児をやっていない。やっていないから子供がふえない。今のニーズにその面では合わない。一面あります。高根保育園も40人台になったことがあるんですよ。知っていますか。45人ぐらいになっちゃったんですよ、高根保育園。御存じですか、その経緯を。今、復活しますよね。どういう経緯だか、ちょっと教えてくださいよ。

○福祉子ども部長

高根保育園が40名というのは、ちょっとおは承知していませんが、やはり高根保育園は今現在の人数に、現状の人数というのは、やはり外国人の方が今現在、おは、思っているのが、約半数が外国のお子さんかなというふうにおは思っています。そういう社会現象の変化によっての今の現状かなというふうにおは思っています。

○中島委員

それは違うのですね。全然違うんですよ。外国人の子が1人も入っていない段階でぼんとはね上がったんですよ。乳児をやったからです、そのときは。乳児長時間保育をやったんです。乳児長時間をやったのでぼんとはね上がって、100名定員にしたんですよ。ほうっていう経緯を知らない人たちがこうやって議論をしているから嫌になっちゃうんですね。知らない。それも署名運動があったんですよ、お母さん方の。乳児長時間をやってください。高根保育園の親がやったんです。そうしたら、もう、みんなうわーっと集まった。そ

して、長時間乳児をやった。そうしたらぼんとはふえた。今はまた違った理由で多いですけど、そうじゃなくて、やっぱりその辺を芽を開いた。

中央保育園は今まで、支援センターをつくったから乳児長時間をやらないということで、こうなったものだから、現在のようになったのが経過です。

しかし、小さいけれども、いい保育園を残そうという側面を、あなたたちが乳児長時間をやらないという選択をしたんだから、少なくとも障がい児をゆったりと落ちついて育てる保育園という、そういう特化した保育園にするということもいいと思うんですね。おはいいと思う。3歳未満児が必要が多いからおっしゃる。そのとおりなんですけど、猿渡保育園が90名定員を200名にするでしょう。同じエリアですよ、大体隣り合ったエリア。隣と言ったらあれかも。でも、まあまあ隣り合っていますよ。そこが200名の定員。乳児枠、うんとふやすと思うんですけどもね。それでも乳児が足りないとおは見るのかどうなのか、ちょっとお答えください。

○子ども課長

3歳未満児の入所については、引き続きふえているというような状況の中で計画しておりますので、乳児については引き続き、枠についてはある程度確保する必要があるかなというふうにおは思っています。

○中島委員

猿渡は幾つと聞いているんです。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後1時34分

再開 午後1時38分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子ども課長

済みません、たびたびお時間をとらせて申しわけございませんでした。

猿渡のほうの計画でございますが、乳児、ゼロ

歳18人、1歳26人、2歳36人という計画であり
ます。

○中島委員

こういうのがすぐ出ないということも問題
ですね。ニーズが満たないから中央保育園が要ら
ないと言っているけれど、私は、現在では乳
児のこういった枠というのがこれだけ広がって
きて、今言われただけでも70名を超えますよ
ね。80名近い、80ですよ、ちょうど80だ
ね。

今まで猿渡さんは全体で90。未満児が何
人だったんですか、今までの定員が。ここ
に資料があると思いますけど、定員はわか
りますか。

○子ども課長

猿渡保育園の定員は90名でございます。
ゼロ歳、1歳、2歳のトータルで今現在
43名ということですよ。

○中島委員

現在43名いるということですね。今度、
80名の定員になるということでは広が
ります。2倍近く広がるということですよ
ね。私は、全体の審議会のいろんな数字
も見まして、未満児をふやしていくとい
う大きな流れというのはそのとおりだし
、待機児童をなくするという大きな国の
流れにも沿っていることだし、いいん
ですよけれども、知立の場合は現在も
待機児童がないなんて言っちゃって、
みえるわけでしょう。途中からはある
けれども、4月の段階では待機児童は
ゼロだと。途中からふえてきて入れ
ない子が出てくると。認可外などに流
れてくるという、こういうことなん
ですよけれども、ここで40。南も規
模が200、私は多過ぎると思いま
すけれども、南の乳児は何人ですか。
全体の乳児のニーズがまだまだなの
か、もしそれで満たされるというふう
な考えならば、中央保育園は逆に言
ったら3歳以上の小ぢんまりした保
育園で、長時間だけを含めて障がい
児の子をより多く見ると、こういう
性格を位置づけた保育園として再出
発させると、こういう構想がそれ
こそニーズではないかと私は思いま
すが、あわせてお願いします。

○子ども課長

まず、南保育園の事業のほうですが、
ゼロ歳・

1歳を20人で、2歳を一応14人
という形で考えております。

○中島委員

今よりどのぐらい多いか。

○子ども課長

済みません、資料がちょっと古い
かもしれませんが、平成22年の4月
1日現在の人数ですけども、ゼロ歳
・1歳が8人、2歳が6人。

人数という面では、先ほども申し
上げましたように、未満児のお母
さん方が比較的早い段階で入園の
申し込みが多数みえるということ
の中で、将来的に考えた場合に必
要かなというふうには思っております。

○中島委員

見込みというのは大変難しいと思
いますけれども、さらに徳風もこ
れをさらにふやそうとしているわ
けでしょう。今ちょっとストップし
ちゃったけど、土地問題でストップ
しちゃったけど、あそこもまたさ
らに赤ちゃんをふやそうしている。
こういう環境にあるんですね。

先ほどから問題になっている障
がい児の扱いのほうは今、逆に困
っているという方が多いわけですよ
。ひまわりの次に行く保育園を探
すのに、中央がいいといって選ん
でいらっしゃる方がいるんですね。
あそこはそういう環境がいいとい
うことでありますので、もちろん
今のまんまの保育園がずっと10
年も使えるわけじゃないのであれ
なんですけれども、そういう特色
のある保育園を1園、やはり特
化した保育園を1園、そこに中
央に持つということ、私はとても
今の時代背景からいったニーズ
だと思いますよ。ニーズ。そう
いうふうには考えられませんか。

もちろん、整備計画というか、
そのまま使えないですからいけ
ないもので、先ほどちょっとあり
ましたけれども、耐震診断は行
ったと。耐震診断を行って補強
もしたと。中央保育園は補強を
されているということです。そう
いった中で、今すぐ結論が出
ないなら、いま一度この議案を
留保して、そういった課題とさ
っきの療育の課題ともう一回
とどまって議論をして、そして、
もう少し見える

形で新しい提起をしてもらおう。そこで初めて廃止条例ですよ。今のニーズにこたえるそういうものに。何か御意見ありますか。

○子ども課長

私としては、計画を出させていただいて、今回お出ししたこの計画に基づいて何とか実施させていただきたいということでもあります。

○中島委員

そういうニーズ、保育園でもそういう形の障がい児をより扱うそういうニーズというものを一つ構想の中に入れる考えはありませんかと、必要がないですかと聞いているんです。

○福祉子ども部長

いろんなニーズにこたえるべき使命が我々はあるわけですが、今、中島委員のおっしゃった障がい児のニーズというのも私たちのほうも当然認識しております。

中央保育園ということに今、廃園ということで当たっているわけですが、先ほど全部で42名ほどの手帳を受けている子供さんの中で、一番多いのは中央保育園ということでは、受けているのは、上重原保育園が6人ほど受けておまして、その次に確かに中央保育園が4人の子供さんを受けているということで、必ずしも中央保育園だけが障がいの、先ほど言った42名の手帳をいただいている子供さんをすべて預かっているということではないですし、決して、前にもお話しさせていただきましたが、小ぢんまりした保育園ならではのアットホームとかいうことも、その辺はわかるわけですが、やはりそのアットホームというのは、ある程度大きい保育園であっても、雰囲気づくりは、保護者であり、保育士であり、地域というのか、そういったところで作り上げるふうに思っておりますので、そういったことで、今の中央保育園の雰囲気づくりというのは、我々行政としては、保育士を中心に努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

○中島委員

ほかのところでもやっているよというのはわか

っています。全体でやっているということはわかりますが、より療育のAと身体障がい2級、そしててんかんも持ってみえる方とか、療育がAで身体障がいがAでと、重複で一番最高の重い手帳を持っていらっしゃる方がみえると。こういう感じで、ほかにもずっといって13名の方が中央保育園にはみえるわけですね、そういういろんな問題を持った方が。比率からいったら一番高いですよ。比率からいったら一番高くあって、やっぱり落ちついていいと、こういうことなんですが、今、アットホームなそういったものも考えていくと言ったんですか、これから。

というのは、200名の規模でアットホームとは言えませんよ。そういうアットホームな保育園もあっていいんじゃないかと、こういうお母さん方の話をいろいろ聞いてきたら、本当にその辺がしみじみとわかったんじゃないですか。しみじみと。アットホームな保育園がいいなど。特に発達のおくれのある子供たちを受けるに当たってはいいいし、また、そこにいる健常児の方たちもとてもそういう方たちの触れ合いを大事にした成長で優しく育っていくという。それは、やはり小規模の保育園だからというふうに私は思います。

安城でも言ったように、60名定員が、前後も含めると十何個あるわけですよ。すごく多いんですよ。知立は2園が小さいからって目のかたきにしても、全然そうじゃない。小さい保育園も安城市もいっぱいある。認可園で私立で30という、それはもう3歳未満だけなので小さいんですけども、60名というのはいっぱいあるんですよ。70名もある、80名も。そういうことを考えたら、小さ過ぎるというのは、私はとても非難をする言葉ではなく、逆にいいことだということはあると思うんですが、審議会の中ではそういった話し合いは全くされなかったとおっしゃったよね。規模の問題については言及しなかったと。そうでしょう。ちょっとその辺、規模のこと、もう一回確認させてください。規模の問題については専門的な話し合いは研究が行われない、適正規模はどのぐらいなん

だということも審議されなかったと本会議で答弁されましたよね。もう一度確認させてください。

○福祉子ども部長

私の記憶では、たしかその規模のことについては議論がされなかったかなと記憶しております。

○中島委員

議論がされていないと、規模についても。最初から中央保育園の廃止ありきで、とってつけたように、小さい、多過ぎるは全体の話として出てきた、ニーズにこたえていない、ぺたぺたぺたと、要らない、要らない、要らないというものがくっつけられたと、中央保育園に。なぜ中央保育園なのという話だってお母さん方の中にはあるわね。そういうようなことも含めて、私はお母さん方の本当の理解が得られていないという、こういう状況。最初に言われたとおり、理解されていないという状況。

そして、審議会の答申を受けた庁内の話し合いは1回だけ行われたと。一度、庁内の話し合いの中身を教えてくださいよ。答申が出た、庁内で確認して決定した。この決定の過程ね。庁内は何を話し合ったんですか、庁内は。保育の話もできましたか。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後1時54分

再開 午後1時54分

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時54分

再開 午後2時05分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉子ども部長

今回の保育所整備計画に至った経緯ですが、平成15年のときに、内部での行政改革に基づく内部組織の中で、公立保育所の民営化等検討委員会という委員会を立ち上げて、平成15年度に職員の中

で検討した結果の中では、民営化とか統廃合、施設整備についての話し合いがされ、その中で平成15年に保育行政審議会に保育園の民営化等についてという諮問をした経緯があります。平成15年から平成17年の2月までに計5回ほど保育行政審議会を開催しました。その中で、平成17年の4月にその諮問に対する答申を受け、平成20年度に新たに保育行政審議会に、今回は保育所の整備計画ということでの諮問をさせていただいて、計4回、そして、平成21年度に2回と、計6回、こういった保育所にかかわる運営その他について議論をしてきたという経緯がございます。

○中島委員

今回の答申を受けて庁議はどんな議論をしたのかと聞いたんですけど、何も答えていない。

○福祉子ども部長

私の現時点の知る限りでは、どういった議論がされたというのはちょっと承知をしておりません。平成15年以降の話。

○中島委員

本会議のときに、今回の審議会の答申を受けて、言い方が間違えたかもしれませんが、整備計画をつくって、その計画書が完成して、それで、庁内では、庁議として計画をつくったわけですよ、答申を受けてこの整備計画の冊子が出たわけでしょう。答申ですよ、これが。それについて、あくまでも答申ですから、それを庁内で決定するという行為がなきゃ、これは答申のまんましまっておくわけですよ。決定しなければならない。その話し合いはどこでどのようにしたんですかと聞いている。本会議で日時をあなた、おっしゃったじゃないですか。

○福祉子ども部長

庁議で報告させていただき、そこで決定させていただいたということでございます。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時10分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉子ども部長

庁議での具体的に意見ということは特になかったというふうに思っています。

○中島委員

去年の3月ですよ、この計画が正式に発表されたのは。そのときの経緯を聞いているんですけども、庁議は開いたという日時をおっしゃったよね。もう一回、日時を教えてください。そして、中身は何もなかったということですか。何も話し合わなくて、このまま、めくら判をみんなが押したということ。

○福祉子ども部長

ちょっと私、その当時、本会議でお話した日にちをはっきり覚えがないのでいかなですけども、開かれて、そのときでの話の具体的な内容というのは特になかったと私は記憶しております。

○中島委員

何もなかったと。報告しただけと。庁議に諮ったというけれども、報告しただけで、皆さんからの質問もないし意見もなかったということですね。

本会議でも風間議員がプロセスが大事だと、大丈夫かと、一応それはちゃんと踏んできたんですねと確認してみえたじゃないですか。その確認したという中身が大変不透明なものであると。庁議に諮ったけれども、何も特に話はなかった。そして、お母さん方は知らなくて、説明を受けていなくて、心外だと言って皆さん怒った。いつの間にか決まったんだと言って皆さんが怒った。そういう流れでしょう。説明会をやったら、決まったものだからもうと言って、こうやったわけですよ。だから、皆さんが納得できないと言っているんですよ。幾らあなたたちの思いが強いにしても、住民参加、住民合意、情報公開、こういうことを常におっしゃっている林市長、こういうやり方で突っ走るというのがあなたの姿勢なんでしょうか。財政のことはいいです。わかりますよ、それは。だけど、このやり方は幾ら何でも認められないんじゃないですか。どうですか。

○林市長

今、一定のプロセスは踏んではおるんですけども、先ほど、杉山委員のところにも答弁をさせていただきました。やはり、今回のこの廃園というのは、知立市にとっても初めてのことでありまして、手順とか、物の言い方とか、その辺あたりがなかなか担当のほうも各ところに説明をさせていただくときに不十分な点があったのかなというふうに反省をさせていただいております。

これからは、この保育施設整備計画、先ほど申し上げました、まだまだ統廃合の案件があるわけでありまして。この反省を踏まえて、しっかりと御理解をいただくように、説明をさせていただきたいと思っております。

○中島委員

通ってから説明というんじゃ困るんですよ。住民参加というのは、計画づくり、この計画づくりには十分に参加できなかった、多くの人たちは。だけど、案ができたなら、その段階で、まだ決定する、決定したにしても、実施する段階の前では、実施の前では、見直しも含めてきちんと話し合いの場所を保障するというのが一番大事なんじゃないですか、住民参加と言うならば。平成26年度で廃園というのはまだ時間がありますから、今回の議案は撤回してください。そういう時間をもう少し持ってください。間に合いますよ、あなたたちがやろうとしていることは。そうじゃないですか。説明を後からされても、それこそ何か、何のための説明なのかと行って、そこで砂をかむ思いのお母さんたちは説明会の場にはいられないと思いますよ、もう。だから、決定する前に、議決する前にそういう場を持つじゃないですか、ちゃんと。そのためにはちょっと撤回してくださいよ、今回の議案については。もう本当に委員さんたちもみんなも、今、けんけんがくがくいろんな意見を勉強しながら言われているわけですね。だけど、決定ありきで議論に参加しておったんじゃ、意味のないことだから、これはちょっと待たなきゃいかん、そういう決定の前に説明をさせていただくという機会をもう一度持つべき。730名余

の反対の署名の方たちもみえる。そういう方たちにも説明をしたいと市長はおっしゃった。だけど、決定してからの説明なんかじゃ説明じゃないですよ。決定する前に皆さんの意見を聞く。そういうプロセスが本当のプロセスじゃないんですか。

○林市長

今回の条例案でありますけれども、ちょっと署名のことも、私、非常に残念だなと思ったのが、廃園しますけどどうですかという、たしか内容だったと思うんですね。そうではなくて、もうちょっと情報公開をしっかりとさせていただく。例えば、文章の表現がちょっとあれなんですけれども、今、知立市には療育施設がない、財源がない、ですから、つきましては、廃園というふうにやるのが本来の情報公開、また、市民参加のあり方だったのかなと、私も反省させていただいております。

それで、今回の廃園、非常に大事な案件でありまして、やはりそれは住民合意といったときに、最終的に100%の合意が果たしてとれるかどうかというのも当然疑問があるわけでありまして、非常に大事な案件でありますから、住民の皆様方に聞く、あわせて、こうして議会の中で御理解をいただくということかなというふうに思うわけでありまして。

話が長くなって恐縮なんですけれども、私の今回の思いなんですけれども、中島委員は非常に子育て支援について造詣が深いわけでありまして、先ほどの療育に関してのこと、また、療育施設に関することでもそうでありますし、保育園のこともそうでありますし、本当に非常に詳しく、また思いが強いわけでありまして。私もそれに御指導いただきながらやるわけでありまして。そうした中で、例えば療育施設であります。中島委員が平成15年に御提案されて、ようやくこうして真剣にやろうというところに来たわけでありまして。確かに、中島委員おっしゃられるように、今のひまわりルームでも一生懸命職員が対応させていただいておりますけれども、これも中島委員がおっしゃられたように、やはり間借りという限界があるということでありまして、トイレの形状もそうであり

ます。げた箱の形状、また、本棚の形状も小学生以上の形につくられているわけでありまして、本来の療育のあり方ではない。これは、保育士さんに聞いていただければ、これはいけないよということは言っているわけでありまして、ましてや、保護者の皆様方も、あるときは西児童センター、あるときは南児童センターという間借りの状況が続くということは、やはりどうにかしなければいけない。

一方で、やはり中央保育園関係者の方々には、本当に寂しい思いであるわけでありまして。一番この中央保育園の廃園において聞かれた保護者からの反対意見というか、私も何度か聞いているわけでありまして、聞かれた声の中に、選択肢を残してくださいということでありまして。先ほど中島委員もおっしゃられました、温かい雰囲気の小ちんまりとした保育園、選択肢を残してくださいということでありました。

一方で、療育専門施設というのは知立にはないわけでありまして、選択肢すらないということでもあります。これは、先ほど川合委員がおっしゃられましたように、ある意味、関係者にとっては、専用施設がない、間借りで来た、やはりこれは行政としても責任だったなというふうに感じさせていただいております。そうした中で、選択肢が減るということがやはり申しわけない思いがあるわけでありまして、やはりそうしたこともあるんですけれども、今回は、しっかりとした専用施設をつくらせていただきたい。これは、今回の中央保育園が廃園になるということは、先ほども申し上げましたけれども、療育施設の専用施設を待ち望まれる方々も胸の痛む思いであろうかというふうに思っておりますが、それだけに、そういったことを私ども行政としてもしっかりと胸に秘めて、しっかりとした肢体不自由児、発達障がい児の療育施設、また、この知立市における最も充実した子育て支援の拠点施設というのをつくらせていただきたいというのが今の思いでありますので、御理解いただきたいと思っております。

○中島委員

それで、プロセスでいいんですかという答弁に長々と思いを語っていただきましたけれども、あなたの今そういった思いをいっぱいいっぱいと言われたことが、事前に皆さんのところにちゃんと届きましたかと言っているんですよ。事前に。それがプロセスの中で欠けているよということを言っているわけですよ。療育の問題は先ほどずっとやりましたから反論はしませんけど、どういう療育をするのかということまで含めてまだ議論は何もされていないんですよ。まだ資料の出でこないしね。でしょう。だから、そういうことがあなたの言うプロセスですかと聞いたんですよ。このプロセスには大きな手抜き、結果的に手抜きがあったということはお認めになりませんか。

○林市長

結果的にそうした非常に御理解いただけない方も多くあるわけでありまして、それについては、今後、そういうことのないようにしっかりとしたプロセスを踏んで取り組んでいきたいというふうに思っております。

○中島委員

違うんですよ。プロセスをもっと早い段階できちっと踏むということについて、やってこなかったという問題があって理解がされないんだから。理解がされないことが問題だというふうにあなたがおっしゃったかわかりませんが、そのためのプロセスが十分じゃなかったということを私は言いたいんですよ。そのことをお認めになりませんか。9月議会で初めて池田福子議員、共産党の議員から、説明会も何もしないで何だといって抗議した。そうしたら、それから初めてやり始めたというのが経過ですよ。だけど、途中途中で出てみれば、全部決定ですからという説明会しかやってこられなかった。意見を挟む、これができないんですよ、この計画については一切。そうでしょう。それがプロセスとしてまともなものなのかどうかと聞いているんです。先ほど杉山委員がこれから生かすのかと言ったら生かしますと言っているけれども、何が悪かったのかわかっていないなら生かせないでしょう。どこが問題だったん

ですか、じゃ。プロセスの中で何が問題だったんですか。

○林市長

私は、このプロセス自体はもう一度検証させてもらう必要があるかというふうに思っておりますけれども、100%かどうかとなるとなかなか難しいんですけども、決してこれが本当に足りなかったのかな、なかなかちょっとその辺、判断をしかねるんですけども、もう少し、説明の仕方と申しますか、そのあたりがちょっと不足をしていたのかなというのが今のところの私の考えであります。

○中島委員

問題だったのかなということでは、次に何を生かすのがさっぱり見えてこない。緑の基本計画をつくるとか、いろんなマスタープランをつくるというのがいっぱいありますよ。パブリックコメントといって、皆さん、意見を言ってくださいねというのをやりますよ。なかなか反応がないなといつても言ってみる。これ、皆さんにとってすごい問題なんだけど、やっぱりパブリックコメントでパソコンで答えてくださいとか、窓口まで来て書いてくださいと。もちろん手紙でもいいですよ。こういうことのパブリックコメントがありますけれども、それって届かないという立証ですね、今回は。だから、十分にこんなにも住民に直接かかわる問題については、そんな形どりのパブリックコメントというので終わらせて事前の意見を聞いたということにはしないでもらいたい。パブリックコメントをやるということは、その段階で出た意見は一応反映させるという前提ですよ、パブリックコメントは。それを経てから決定ですよ。そうでしょう。だから、パブリックコメントはほとんどなかったと。ちょっとメールで何かあったとありましたけれども、中央保育園は小さい保育園で小規模でとてもいいといってメールがあったと、こういう話ですけども、だけど、そういう住民合意をとる方法については、重大な反省をしなきゃいけない問題じゃないんですかと言いたいんですよ。何をどう反省するの

というところを私は一番聞きたいんですよ。いかがですか。

○林市長

住民合意というのが、やはり中島委員おっしゃるように、廃園というのは非常に大事な案件であります。この住民合意をとるときに、やはり最終的には議会のほうで御理解をいただく。

私、今回反省するべき点、一番大きなところは、署名が七百何十集まったわけでありまして。その内容を見ますと、先ほど申し上げましたように、非常に情報が行き渡っていません。そこが私、署名を書かれた方々に中途半端な情報が行っている。そこあたりが非常に私といたしましては、これからこういうことがないような形で、しっかりと情報を出していかないかなというところでございます。

○中島委員

ちょっと失礼じゃないですか、署名をやった方に。あの署名が悪いということがあなたの反省点なんですか。そのようにお答えになりましたよね。署名を集めた方の書面が悪いと。中途半端な書面だからみんながそそのかされて署名をしたと、それが一番の反省点だと。そんな失礼な話はないですよ。署名をやっていたらしゃる方は中央保育園のこと、そして、療育の施設をつくるという廃止なんだと、もうそれを十分承知で、話し合いの中でも出ているんですよ。それは撤回してくださいよ、あなた。あの書面だけで見れば書いてないかもしれませんが、それがあなたの一番の反省だなんていうことは失礼な話じゃないですか。失礼ですよ。

○林市長

私は、決してそういうことを言っているわけじゃないんですよ。署名を集められた方は本当に一生懸命やられたと思います。大変だと思います。私も1枚、1枚見させていただきまして、全部は見れなかったんですけども、非常に真剣に集められたと思います。

ただ、残念だったのが、この署名の文書の中に、療育の専門施設が知立市になかったの、やむを

得ずこういうことが市から出ている、そんな署名が書かれなかったことが、やはり市としては情報がまだまだ署名を集めた方に行き渡っていません。それが非常に私どもは情報の開示が不足していたなというふうに思っております。そういうことでありますので、御理解をお願いします。

○中島委員

確認ですけれども、それはちゃんと、知らなくて話しているわけじゃなくて、十分承知して、そして、話し合いの中でも出て、でも、なおかつ保育園の廃止については困るという署名なんですよ、あれは。黙って隠して、それをひた隠しにして、保育園の廃止だけ反対の署名を集めたということではないんです。この計画が出されたことも話し合いますし、そういう説明会でも何回も聞きましたし、そうでしょう。説明会でも聞きましたし、それから署名が集まったんですよ。署名を集めた方たちは説明会を聞いております。ちゃんとわかってやっています。だましてやっているわけじゃないです。そこのところだけは誤解のないように願いたい。

結局は、情報が、運動している人に対してそう言われましたけれども、市民に十分な情報が出されていなかったということが一番の反省点だという、こういうまとめですよ、署名云々はともかくね。署名がこれだけ集まった背景がそれだという、これはちょっと切り離して、もっと知らない人がいっぱいいるんですよ。もっと知らない人が。だから、そのまま突っ走らないでください、重要な問題だからということを言っているんです。もう少し時間をかけていただきたい。療育の問題もきちとした青写真を出していただき、じゃ、本当にこういうものをつくるんだということとセットで本当に出すんだしたら、納得というものであるならば賛成する人も出てくるかもしれませんよ。でも、青写真のほうはちょっと中途半端で。こういうことじゃ議決に耐えられない議案じゃないですか。

副市長、何かありますか。

○清水副市長

今回のお願いをさせていただきます件、確かに先ほど来の議論で申し上げますと、いろんな情報が少しそれぞれの住民の方までに十分届いていなかったのかなということも思いますけれども、先ほど来、部長も、この経過については平成17年度から知立市の保育所のあり方について、いろいろな立場の方に、もちろんこの審議会そのものを否定されますと、それはもうそれで終わってしまいますけれども、私どものほうとしては、一定の学識者の方、いろんな立場の方にお集まりをいただいて、幾度かの検討もしていただき、一つの方向性を出していただく中で答申をいただいたわけでございます。その答申に基づいて、市といたしましても、さらなる次のステップとして、今回、議題に関連しております保育所の整備計画を市として決定させていただいて、それに基づく内容の実現を図るべくお願いをさせていただいておるということでございますので、この整備計画の中につきましても、私も、全体としては、先ほど申し上げましたような幾度との協議の中で進めていただいた答申の中身だということと、それから、私自身も本会議でも申し上げましたけれども、いろいろ療育のお話とか、いろいろ出ておりますけれども、今後とも、そういった子育て支援に対するいろんな需要というのは減ることはないわけでございます。いろんな形でさらに充実をしていかなくてはいけないということでございますので、それは市としても責任を持って積極的に進めていかなくてはならない。

ただ、そういうものをきちっと実現するためには、今の施設のあり方がこれでいいのかということも、やはり同時に考えなくては、これからの新しい施設整備を図るという点でもなかなか難しいのではないかと判断でございます。

そういったこともございますので、私どもといたしましては、現行の保育所のあり方、そういった計画の中で、今回、中央保育園について取り上げさせていただいているわけでございますけれども、こういう廃止というものと、また、新たな需要であります、中島委員もおっしゃいましたよう

に、これはもう既に前から療育の必要性ですとか、専用施設の必要性、そういったものも訴えておられたということは、先ほどのいろんな議論で私も承知いたしました。それがいまだにできていないというのは、やはりその間にも、いろんな保育所に対するいろんなニーズ、例えば長時間でありますとか、乳児ですとか、いろんな新しいニーズを満たすためにいろんな施策を打ってくる。そういった中では、療育まで、今、正直言って、結果的にはそういった専用施設を充実させるということころまでは手が回っていなかったというのが現実だというふうに思います。

今般、そういうことの中では、全体の保育所の計画を見直す中で、新たなそういう今まで少しおくれておったといえますか、そういう施設についてもきちっと整備をさせていただくということを今後進めていきたいというふうに考えております。

もう一つは、これも本会議でも申し上げましたけれども、そういった療育の問題もございましてけれども、例えば子どもプランでも計画をさせていただいております児童センター、これも小学校区単位で整備をします。これも強い要望の中で市は受けとめているわけでございますけれども、こういったものもいまだ具体化できないという、そういうジレンマがあるわけでございます。そういった意味では、次の議案にもございましてけれども、保育所の整備計画の答申の中に、私どもの整備計画の中にもありますけれども、一定の財源の見込みを立てながらこの計画をきちっと進めていきたいということでの基金設置、こんなことも今回あわせて提案をさせていただいておりますので、そういったことでの将来に向けての施設整備の充実、そういった観点も含めて御理解をいただきたいと、このように考えております。

○中島委員

答弁をいただいたわけですが、この計画というのは非常に長い計画で、大変長い40年計画ですよね、全体で言うとなね。60年までと書いてありますよね。全体の計画は60年の計画で審議会は一応決定したというか。当然、これ、見直し、見

直しでやっていかなければならない計画ですよ。1個1個実行するときには、ちゃんと具体的な実施計画の中でやっていくということは当然のことですし、議会の中でも、この問題は、計画には載っているけど、これは変更しよう、そういうことだって、当然計画にはあり得ることなんです。今回は突っ走っちゃいますね。私はそれは認めないわけですけども、審議会がこうやったからというのは、本当に長い計画ですから、皆さんが一つ一つの細かい審議まで深めて納得してというふうなことは多分想定されなかったというふうに私は思います。審議会が悪いとかじゃなくて、一つ一つ、こんなにいっぱい計画ですからね。細かく、じゃ、その人の意見を聞いたかとか、そんな細かい審議はできなかったんですよ。やっていないですよ、全然。そこで今、噴出しているという、そのところですよ。だから、このスタートに当たっては、まずそこに関係者がいれば、関係者に直接もう一度聞いて、もう一度やるというのが当然のやり方、これからの進め方でもそうしなければならないというふうに思いますよ。建てかえが幾つか出てきますから、どうするのかというのは必ず出てくる問題ですからね。だから、そういう計画ありきということではなく、本当のプロセス、特に関係する皆さんの納得ということを大前提にしなければ、計画が成功したとは言えないと私は考えます。そのためにも、今回はやっぱり撤回して、もう一度説明をちゃんと行って、それからでも間に合うと、私はそのことを最後に強調して質問を終わります。

○高木委員

申しわけありません、一つだけお答えください。

本会議で風間議員が重度障がい児のことをお聞きしたと思うんですけども、もう一度、その点で、部長、お答えください。

○福祉子ども部長

風間議員から障がいの中の重度の子はという御質問があったかと思えます。

先ほども少し触れさせていただきましたけれども、療育の方向性としては、医療行為というお子

さんについては難しいだろうなど。ただ、先ほどと同じ答弁になりますが、療育、身障の手帳をお持ちのお子さんについては受け入れていこうという方向で考えております。

以上です。

○高木委員

医療行為はまだ考えていないけれども、身体障害者療育手帳を持っている子供さんの重度の子供さんは見ますよという、そういう施設を考えてみえるということですか。

○福祉子ども部長

先ほど申しましたように、基本的には、医療行為をするお子さんについてはお預かりがちょっと難しいかな。ただ、療育身障の手帳の判定を受けているお子さんについては、受け入れしていこうというふうに考えております。

○高木委員

現在、保健センターのほうで行われているさくらんぼクラブのところには、親を支援するという立場で1カ月に1回やってみえるというお話で、そこには割りに重い重度の方もお見えになっているような気がするんですけども、この療育センターができた場合には、子供さんの支援というよりも、どちらかというと親御さんの支援ということに、医療ということがないということなものですから、そういう形で、親に対する支援という形でできるのでしょうか。

○福祉子ども部長

当然、子供さんだけではなく、保護者の方への療育といいますか、支援といいますか、そういったことも当然やっていく予定でございます。ですので、相談事業という形で、事業としては行っていく予定をしております。

以上です。

○高木委員

今、ひまわりルームは、他市と比較してもとても良好に運営されているということで、中央保育園も何ら問題もないんじゃないかというお話があったんですけども、くどいようですけども、廃園してこの療育施設をつくらなければならない

というところをもう一度、部長、お聞かせください。

○福祉子ども部長

今回の中央保育園を廃園していくという計画、また、その跡地に子育て支援センターということで、新たな充実したセンターという計画、その中には、ひまわりの専用、また、肢体不自由のお子さんをケアするという方向になるんですが、これはなぜ中央保育園なのかという大きな理由に挙げられているのが、私どもとしては、まずは、老朽化で、もう南児童センターに次ぐ古い老朽化であり、そんなにそのまま置いておくわけにはいかない施設であると。確かに耐震は行いましたけれども、それ以外の施設面での早急ないろんな修繕、その他をやらなきゃいけないような施設であること、また、建てかえるということに対しての施設の中の面積でいきますと、駐車場も確保するという現状でいけば、あの狭い施設での建設は難しい。また、それとは、中央とは関係ございませんけれども、財源的なこともございますけれども、そういったもろもろの要因ということが総合的に中央保育園ということですので、御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○高木委員

重度障がい児ということで、子供さんを持ってみえる親御さんの気持ちを考えますと、保健センターでも間借りの状態ですので、充実した施設になっていかなければいけないと思いますので、よろしくその辺は考えていってほしいと思います。

○水野委員長

先ほど中島委員から資料の提出がありました、いつ資料を提出していただけますか。

○福祉子ども部長

もうしばらくお待ちいただき、いずれにしても今度の休憩までには配付できるかどうか、その辺、微妙なところですが、いずれにしても早目に、早い時期に、済みません。今、最終的なまとめをしていますので、早目に出させていただきます。

○中島委員

資料がそんなに出不いということ自体が私は不思議だと思うんですね。あれだけ説明して、市長も何回も何回もいい施設ができるということの説明しないから反対署名が集まったんだとおっしゃる。何でさっと出ないんですか、そういう資料。どんなものをつくりたいと思っているかの資料が。おかしいじゃないですか。

○福祉子ども部長

委員の皆様方にお出しするような資料には実際なっていないものですから、それを皆さんにお出しするには、それなりにまとめた形で出ささせていただきたいなという思いがありますので、内容については、私のほうにすれば、素案であるんですが、皆さんにお出しするような整理の仕方をちょっとしていないものですから、済みませんが、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○中島委員

廃止のためにということだけで話が飛んだということが今の話で明らかになったという気がしますね。着実な計画の中で出てきたというよりもね、そこのところが大問題です。

それから、それこそ議案の審議が終わっても出てこないで、どうなるかなと思っちゃうんですけど、もう一つ、ちょっと先ほどもあった、早急に修理しなきゃいけないものを幾つか抱えているような中央保育園の話をあなたはやってみえるの。早急にだったら、平成26年までにやらなきゃいけないんじゃないんですか。それは放置されるんですか。早急にやらなきゃいけないものがあるので、建てかえなんだと言うけど、あした壊すわけじゃないんですよ。さっきは水道管がどうのこうのという話もしましたよね。水道管がおかしいのかなど。それで、早急にやらなきゃいけないと、こういうことを言って、幾ら廃止するにしたって、その辺は今すぐ手を打たなきゃだめじゃないですか。

○子ども課長

早急という表現がちょっとひとり歩きというか、私どもの説明の仕方が非常に悪いかなどというふうに思います。

水道管の話先ほど私がさせていただきました。正直、非常に古い施設なものですから、漏水なんかがあった場合に、どこが漏水しているのかわからない状況の中で縦断的に水道管を探っていきながら漏水箇所を見つけるというような状況の中で、じゃ、また埋めてしまうよりは露出させたほうが良いというような話の中でさせていただいたこともあります。

それから、施設については、耐震は済んでおりますので、一応耐震に対しては問題ありません。ただ、施設が何しろ40年過ぎていきますので、外、屋根、いろんなところが非常に悪くなっている中で、経過年数が多いということで、早く建て直したほうが良いという意味で答弁させていただいているということで、よろしく願います。

○中島委員

それは、どこの園でもペンキを塗ったり、いろんなことをやらなきゃいけない話であって、建てかえなきゃならない理由にそれを出してくるのも、それも卑怯ですよ。水道管も実際、漏水しちゃって、そうやって困って、手繰って手繰って、どこで穴があいているかわからないという経験をされたという意味ですか。それで、直ったんですか。だったらいいじゃないですか。直さなきゃだめですよ、そういう場合は。あと2年もあるんだから。3年か。3年あるんだから。だから、早急に修理しなきゃならないことがあったら、それはそれでちゃんとやってくださいよ。今回の議案とは関係ない。すぐそれはやらなきゃ。やらないでずっと我慢するという意味じゃないでしょうね、まさか。それはちゃんとやってくださいよ。そういうことをいろいろ並べて、廃止しなきゃならない理由の中にどんどん押し込んでくるというのはやめてくださいよ。もっと政策的に大きな立場での保育園があるべき姿を探そうとしているときに。みんなのうちだって40年たっていたって、ちゃんと手直しして住んでいるでしょう。本当に、40年たったらひっくり返っちゃうというような脅迫的な話で進めていくのだけはやめてくださいよ。住民の説明もそうですよ。あなたたち、そういったスタン

ス。ちょっといいです。答弁も要りませんけれども、そういうことも含めて対応が全く不十分だし、説明も、この議会に対してもまだ果たされていないと。こんなの賛否をとれないですよ。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第5号について、挙手により採択します。議案第5号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、議案第5号 知立市立保育所条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第6号 知立市基金条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

基金そのものについては、これから計画的な事業推進という一般論から言っても必要ではないかという、私もそういう立場で前の議会でも質問させていただいたわけでありすけれども、本会議の中で、部長が簡単に給食センターを売って基金に積みたいと、こういう形で答弁をされたことについては、これもまた早計ではないかと。やはり、もちろん基金を積んでいくということについては、じゃ、どこからその財源をといることはありますけれども、ちゃんとそういった資金についても合意を経た中でやっていくということが当然でありまして、議会の中でもこの問題については質問が複数の議員からされているわけですし、それをといるような、私は財源の持っていく方について、

今、セットでこれを提案されているようなことで困ると。それは決定事項としてセットで提案しているかのように見えました。私はそれはそれで別の議論をするべきだと思いますが、その点、どうですか。

○福祉子ども部長

本会議の中でも御質問いただきました。この保育整備基金は、先ほどから議論していただいた保育所整備計画を着実に実施していくための基金ということでもあります。そうした中での12月議会等でもございました、市としては、普通財産については売却の方向という方針のもとに、私のほうの事業課としては、普通財の売り払いの収入を基金のほうに積み立てをしていただきたいという要望の中で、今の計画としてはそのようにお願いしておるといってございます。

○中島委員

具体的に給食センターを売るという形での提案なんですか。そのことを言っているんですよ。要らない土地は売っていきましょと、あそこなら売ってもいいじゃないかと、具体的にそんな提案を共産党もしていますよね。あそこはいいんじゃないかということなんですけれども、問題の多いところについて、この基金を進める上でのそれが財源ですと示されて、それとセットでこれを通してくださいという姿勢はいけませんよということ言ったんです。それ、一応撤回してくださいよ。一般論として、普通財産の売り払いも中にはいると思いますけれども、給食センターを売り払うなどというまくら言葉をつけたわけです、あなたは本会議で。売りたい、売りたいという話は何回も出ましたけれども、それはよしとはできないという、こういうことがありますので、そこのところについてはセットでこの基金条例なんだと、そんな拘束されるものはないんじゃないんですか、基金というのは。

○清水副市長

今回、児童福祉施設の充実、将来の整備計画、そういったものをしっかりやらせていただきたい、そのための財源を確保していきたいということの

中でやらせていただきます。

一つの考え方として、本会議でも、私、申し上げましたかもしれませんが。各年度の決算状況の中で、それが一定の額が基金に積み立てられればいいわけです。

もう一点は、先ほど部長が申し上げましたけれども、そういった現在の普通財産、そういったものも新たな投資、資産に振り向けるということでは、そういった基金の財源としても、普通財産の売却収益、処分収益というのは、基金の財源になるというふうに私どもも考えております。

○中島委員

一般論はそれでいいと思うんですよ。それだけの提案ですね。じゃ、給食センターを売ってという本会議の答弁はおかしいですよと言っているんです。そこまでのセットは、また違う議決の問題じゃないですか、いろんな予算の段階での。

○清水副市長

先ほど申し上げましたように、普通財産の売り払い収入、これも今回お願いしています基金の積み立てる財源で考えていきたいというふうには思っていますが、それを処分するための今回の基金の設立の提案ではないということは、これははっきり申し上げておきます。先ほど来、保育所整備計画の中でも申し上げましたけれども、そういった計画をきちっと進めていくということ、また、子どもプランにございます児童センター、こういったものもまだまだ目鼻が立っていない段階でございまして、そういった基金の積み立ての状況も勘案しながら、今後、具体的をしていきたい、そういった思いでございまして。

○中島委員

児童福祉全般について整備するために使う基金だということは本会議でもありましたよね。保育だけでなく、児童センターもそうなんだと。そういうような児童福祉法にかかわるものという、こういう一連の話はあったので、その範囲でいいわけですけども、ただ、今言ったのは、何回も言いますが、二つの積み立ての方法があると。決算で出た黒字について繰越金等が出た場合には、

その一部を基金にすると。もう一つは、普通財産を売り払った場合もそれを基金にすることもあるという一般論で受けとめて、私は、給食センター、今一番焦眉の課題ということになって、あなたたちは考えているんじゃないかと思えますけれども、でも、それを認めるという意味でこの基金の設立を私は認めるものじゃないよということを言いたいわけですよ。それはいいですね。ここの今回の審議の中身じゃないですよ。

○清水副市長

これは、少し、後々誤解というようなことになったらいけませんので申しますけれども、今回基金を創設させていただく提案と、さっき御質問者がおっしゃるように、旧の給食センターの跡地を売るがための理由としてこういう基金をお願いしているものではありません。ただ、そういったものも普通財産として今管理をさせていただいておりますので、そういったものもそういう処分の収益も基金の積み立ての財源にはなるということも申し上げていることでございます。

○中島委員

何で本会議の答弁を撤回されないんですか。給食センターを売ってと明確に言っているんですよ。その一部に入る、普通財産ですから、給食センターは、跡地は。それはあるんですよ。あるんですけど、あれを売ってという答弁の仕方は間違いだと私は言っているんです。踏み込み過ぎです、そこは。ここの基金条例の目的は、児童福祉法に基づく施設を整備するために基金をつくりますよという、こういうことであって、その方法は、今後、受け皿、お財布ができたらどのお金を入れていこうかということにはなっていくわけですけども、それはわかるんですよ、当然。

○清水副市長

内部の打ち合わせとか、そういう中で、部長も一緒にしているわけですけども、今回の基金をつくるのは、先ほど申し上げましたように、保育所整備計画を進めることと、ほかにも児童センターなどの施設をしっかりと整備するというので、それを実現するために基金を設けるということで

すが、その積み立てる財源として、先ほど申し上げた各年度における決算の状況を見ての一般財源で積むものと、それから、普通財産を売り払っての生まれた収入、これも財源の一部だということでもあります。

その中で、旧の学校給食センターの用地も当然、これがきょうのあしたということではありませんけれども、私どものほうとしてはそれを処分したいというふうに以前から申し上げております。ですから、そういったものを処分した場合には、その財源は、今回の基金に充当させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○中島委員

あくまでも一般論ということではなく、給食センターを前提に売り払ったら入れるんだということは何回も言ってみえるということなんです。給食センターを早く売りたいということは今説明されていると。財源不足の折ということですけども、今回の想定は、それに一番焦点が当たっていると、こういうことですか。これを当てていると、焦点を。基金をつくって普通財産を売り払う、その第一候補は給食センター跡地であるというふうに焦点を当てているということですか。

○福祉子ども部長

私としては、本会議でもお話しさせていただきましたが、給食センターの跡地の売却収入について充てていただけるというふうに、私としては思っております。

○中島委員

私は、一般論で基金の積み立てということで、もちろんお金がなきゃ貯金通帳を開設しても意味がないといえば意味がないわけですけども、給食センターはまだいろいろ議論をしてからやらなければだめだということを言っておきます。

ほかにもアピタの横の駐車場がありますよね。それから、官舎の跡地もありますよね、警察の官舎ね。あそこは売ってもいいんじゃないんですかとか、いろいろ言っていますよ。給食センターの跡地そのものについては、大変大きなものなので、もう少し跡地利用については検討すべきだという

ことを共産党としては提案をしております。ですから、そここのところにはすばと当てて、これをするんだと、で、基金なんだという、こういう形で強調されますと、私、賛成できなくなっちゃう。そういう問題じゃないでしょう。そここのところは、やっぱり基金をつくることについて、それを前提だなんて言ったらだめですよ。どうですか。

○福祉子ども部長

私がその事務の所管ではないですが、そういう方向ということになれば、また議会のほうで御議論いただく案件だろうというふうに思っております。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第6号について、挙手により採決します。

議案第6号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第6号 知立市基金条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時04分

再開 午後3時16分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第7号 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

今回は、国民健康保険税の値上げということで、繰り入れもたくさんしていただきますが、値上げもするという、これもセットで提案がされている内容です。

それで、本会議でも数字的なこともいろいろ聞かれたわけですが、影響額について本会議ではちょっと質問のなかったところを聞きたいと思うんですけども、基礎課税額、後期高齢者支援等の課税額、そして、介護納付金の課税額、3種類、ア、イ、ウとあるわけですね。それぞれの全体の影響額、まずわかりますか。

それで、もう少し言うならば、それぞれの変更のあったところの影響額。たくさんあるんですね、これは。これは資料に出ていなかったのも、ここまであったらよかったなと思うんですが、聞かなくちゃならないことになりました。

所得割が上がる、資産割、そして均等割、ずっと上がっている。本会議では、軽減についての質問だったわけで、そういう一般的な全体的な影響額について改めて明らかにしていただきたいと思えます。

○国保医療課長

全体の影響額ということでございますが、医療分としまして7,320万6,000円、後期高齢者の支援金分としまして1,816万9,000円、介護納付金につきましては697万5,000円でございます。これは、一般分、退職分を含めてということでございます。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後3時21分

再開 午後3時23分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○国保医療課長

失礼しました。

先ほど申しあげました金額は調停額でありまして、収納率を見込んだ額で申し上げますと、医療分で6,491万2,000円、支援金分として1,681万2,000円、介護分として614万8,000円、合計で

8,787万2,000円ということでございます。

限度額の世帯でございますが、現行で積算した場合は、医療分として236世帯が改定案では232世帯で、4世帯減になります。

後期高齢者支援金の課税額では、現行で計算した場合は230世帯が、改定案で計算した場合だと207世帯に、23世帯減少します。

介護納付金の課税額としましては、現行額で計算した場合だと104世帯が、改定案で計算した場合だと121世帯で、17世帯増になります。

以上でございます。

○中島委員

調停額と、それから収納の見込み額ということで、二つ、先ほど数字が結果的に並んだわけですが、収納率は何パーと見たんですか。

○国保医療課長

収納率につきましては、平成21年度決算額を見込んでおまして、トータルで87.7%を見込んでおります。

○中島委員

予算のシミュレーションのところで、増額分と出ている8,787万2,000円は、87.7%の収入見込みということでの数字であるということが今説明されたわけですね。

課税限度額で、そこでストップしちゃうよという人の人数が、先ほど言われたストップする人数だから、今、例えば医療分と言いますと、236が232になるよと。4人減るということですね。4人がもう少しだから増税になるということか。4人がもう少しだから増税になった分の中に4人入るということで、その方たちは47万ぎりぎりだった人が50万まで行く可能性が出たという、こういうことですね。そういう人たちが今言われた数字で出たと。

そうすると、課税限度額で影響する額は、計算をすればすぐ出るわけですが、すぐ書いてあります。課税限度額が上がることによって、幾ら。計算しなきゃいけないのかな。

介護納付金の場合は10万円変わらないわけですが、これは人数は変わると。先ほど言わ

れた。そういうことも含めてこれはありますよね、当然、収入が変わるもんね。だけど、同じ収入のところ試算しないと、それはちょっと見えてこないですよ。同じ収入、一定の時期の同じ収入で、限度額が変わるとどう変わるというふうと比較しないと、だって、介護納付金は全然変わらないのに対象者が変わるということは普通あり得ないものね。いう想定で比較しないと、本当の比較にはならないと思うんですけど、どういう比較ですか、今のは。

○国保医療課長

介護納付金につきましては、改定後の率で計算した場合に10万円を超える世帯ということでございますので、税率が改定になるという見込みで計算してあります。

限度額のみ改定による増収見込みにつきましては、医療分として667万8,000円、高齢者の支援金分としまして213万2,000円でございます。これによって、もし限度額だけを変えるということになりますと、限度の超過世帯は、医療分で211世帯、後期高齢者の支援金分として198世帯、介護納付金につきましては、先ほども申し上げましたように、税率を変えた場合で、限度額の世帯がふえるということでございますので、限度額改定による影響はないということでございます。

○中島委員

限度額が変わって比較的というか、高額の方たちがこの限度額の影響の恩恵がちょっと外れるということで、金額的なものが今出たと。今、全体が苦しい中でそういう措置をとらなきゃならないという側面、弱者救済と、高額な方にはもう少し負担してくださいよというスタンスをとったのかなというふうに思いますが、法律で限度額が決められておりますけれども、法律との関係でこの数字はどうなんですか。

○国保医療課長

現在の政令で、限度額という金額につきましては、平成22年度の分としまして、医療分で50万円、後期高齢者の支援金分として13万円、介護納付金としまして10万円、合計で73万円でございます。

○中島委員

法律の目いっぱい限度額まで引き上げたということですね。目いっぱい。かつては少し抑えようということやっていたけど、もうここは、上のほうの人は目いっぱいもらっちゃおうと。下のほうの人も大変なので、それはというような仕組みになったなという感じがするんですけども、それを含めて全体の見直しの配慮というのはどういうふうにされたのかと。税率を決めたり、いろいろ細かくしていく上で、配慮というものをどういうふうにしたのか伺います。

○国保医療課長

配慮という点でございますが、平成23年度の予算編成の段階で、御説明しましたように、約3億1,800万円ほどの歳入不足が見込まれました。その段階で基金の残額は約2,000万円ほどございました。それで、この不足分をすべて税で改定、賄おうということであると、試算した結果、全体で約30%のほどの増税を願いますと、税率改定を願いますという形になりましたので、財政、企画等も含めまして内部で話し合いをした段階で、資料にもありますように、赤字補てんとして平成22年度に比べまして約1億1,000万円ほどでどうかというお話がありました。それでも、試算した結果、23%ほどの税率改定を上げないと財源が賄えないということになりました。という結果が出ましたので、再度、財政及び企画との調整をしまして、あと、税率の上昇率につきましては、被保険者の方の状況を考え、ある程度抑えたいということもありましたので、現在の率ということで、さらに約1億2,600万円ほど繰り入れをふやしていただくという形で算定した結果、平均で7.36%の上昇でおさまったということでございます。

なお、これにつきましては、医療費の上昇等も勘案して計算して、この状況で、この率でお願いしたいということでございます。

○中島委員

全体の資料の中の説明をしてもらった感じになったんですが、私が聞いたのは、限度額をこうし

たとか、所得割をこう上げてきたとか、細かくやりましたよね。ここの中でどういう配慮がなされたのかと聞いたんです。全体ではこのぐらい大体保険料を上げようかということをもし想定されたとして、どこに配慮をしたものになったのかなと。弱者配慮になったのか、中間配慮なのか、高額配慮なのか、そういう点ですよね。

今、国会のほうでも、大変、国民健康保険の問題は日本全国の大問題で、とりわけ現在は失業者のふえた状況というのが国保の中で言われているんですね。高齢者ということじゃなくて、若い人の失業者がふえて国保が払えないとか、いろんな上で大変だと。だから、弱者対策というのはとっていかなきゃならないといって、国会でも答弁を厚労大臣がしているわけですね。そういう意味で、当市の場合は、その辺がどういう配慮で、それぞれの税率を決めたり限度額を決めたりしたのかという、このポイントを聞いているんです。

○保険健康部長

今回の見直しでございますけれども、国保の被保険者というのが、非常に所得の少ない世帯が多いという特質があります。それは、会社だとか、職がなくなった人たちが必ず最後に入る保険だということもあるわけですが、そういった国保の被保険者の特質に今回は注目をしたいといえますか、ちょっと配慮をいたしまして、保険原理でいきますと、国保税、料、税の負担が最大の負担になるわけですが、それだけ負担をお願いしますと、非常に支払うことが難しくなってしまうということで、今回は、なるべく皆さん方に支払っていただきやすいような率の設定をするために、いろいろ何回も何回もシミュレーションをやりまして、最終的に、ただいま課長が申し上げましたように、率がおさまったわけですが、最大の配慮といえますと、そういった国保の被保険者に対する、とりわけ低所得の方に対する配慮というのを今回はさせていただいたというのが大きな中身だというふうに思っております。

○中島委員

低所得の方たちに配慮した中身だと。この間、

7割、5割、2割の減額の方たちの影響額をずっと答弁をされておりましたよね。7割、5割、2割という段階でいいますと、7割の方だけでトータルでどれだけのアップになるとか、そういうことをちょっと改めて聞いてもいいでしょうか。今の低所得の方たちが配慮された改定だということで、アップ率が下のほうの人たちが低いよということを今言われたような気がするんですが、具体的にどうですか。

○国保医療課長

アップ率と申し上げますと、65歳以上で、平均収入が120万円の方の場合ですと。

○中島委員

全体ではない。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後3時40分

再開 午後3時42分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○国保医療課長

申しわけございません、時間をおとらせまして。

減額世帯だけで影響額というのは、ちょっと申しわけありません、出しておりませんでしたので、失礼します。

均等割の上昇率ということで申し上げますと、医療分で7.89%、支援金分で116%、介護納付金分で106.67%。以上です。

平等割で、医療分で108%、支援金分で120%、介護納付金分で111.43%というふうな上昇率になっております。

以上です。

○中島委員

全体のアップ率が今回は7%ちょっとですよ。本当に全体のアップ率が。そうやって見ると、少ないんですか、これ、アップ率が。6.7というのは低い数字だけど、111.43、11%ですよ。120というのは20%ということだね、アップ率が。そ

うということですか。120%というのは20%アップという意味ですよ。アップ。

ずっと今、数字が出ましたけれども、平均の数字が7.何%なんですけれども、それと比べると、均等割の介護納付金の関係が6.7なので、それは少し低いですが、全体でいいますと、7.数%のアップ率よりもアップ率は今、全部高かったということじゃないんですか。

○国保医療課長

そのとおりでございます。

○中島委員

アップ率は、全体よりもこのほうが高いということは、弱者に配慮したということになるんですか。ちょっと矛盾した感じがすけれども、その辺、何かからくりがあるんでしょうか。アップ率は高いけれども、軽くなる。そんなばかな。

○保険健康部長

全体のそれぞれの率等では、今申し上げましたように、上昇があるわけですが、私が申し上げましたのは、課税額全体で今回配慮させていただいたということですので、その中で、応能割と応益割というのが国保にはあるわけですので、応能、応益のバランスというのをお合わせて考えました結果、応益割、いわゆる均等割と平等割、これは皆さん方どなたにも負担をしていただく分ですけれども、それを本来であればもっと上がるものを下げたということで、低所得者の方にも配慮したということですので、その証といたしまして、一般会計からの繰入金金を非常にたくさんお願いしたということですので。

○中島委員

そうしたら、応能、応益が何対何が何対何に変わったんですか。その辺もあわせて言ってくださいといいですね、答弁としては。

○国保医療課長

平成22年度で比較申し上げますと、医療分で応能割が53.62から改定後は57.86。応益割合が平成22年度では46.38が改定後では42.14。支援金分が、応能割合が平成22年度が52.48、改定後では53.48。応益割合が平成22年度では47.52、改定後では

46.57. 介護分としまして、応能割合が41.19、改定後が53.28。応益割合が平成22年度では58.81が46.72というふうに応益割合のほう下がっております。

以上です。

○中島委員

応益というのは、だれもがという受けるほうの益ということになるわけで、均等割、平等割と。応益を今回は下げた、上がったところもあるけれども、全体としては応益を下げたということですね。そこのところが弱者に配慮したよと。それはその数字であればそういうことになりますね、一応ね。アップ率の点ではちょっと矛盾がありましたけれども、絶対額として、所得割だとか資産割とかあるなしのことで、その辺の率を変えてきたということですね。

これは、今、それこそ7割、5割、2割減額ということの中で、そういった昔は縛りがあって大変でしたけれども、今は独自にやれるということなんですね、つまりね。前はだめだったもんね。応益をもっとふやさないと6割、5割、2割は認めないと。6割、4割だよという、こういう制度が長く続いて大変でしたけれども、今は自由裁量でこれが図れると、こういう認識でいいですね。

○国保医療課長

そのとおりでございます。

○中島委員

こうやってやっていただいて、なおかつ上げなきゃならないということに対して、繰り入れもあるわけですが、現実には上がってくるという中で、平均的な金額も出ましたけれども、本会議でも、収納率は平成21年度決算に合わせてやると先ほど答弁があって、今、また状況がこうなっている中で、その収納率でいいのかということが一つ問題になってきますよね、収納率が。

もう一つは、医療費の伸びをどう見るかということで、これも計算ががらっと変わってくる。出ると入るはこれしかないもんね。医者にかかった、そして、保険料でお金を払う、そういう関係なので、医療費をどのように見込むかという、この

ところがどんな議論がなされたのか、これは経年的に言うと3%ぐらいかなとか、いろいろ議論がありましたけれども、その辺、昨今の実績と、今回の試算の中での医療費のアップ率をどう見たかと、ここところが検証されなければならないと思います。

○国保医療課長

医療費の総額の上昇率につきましては、今年度11月診療までの分につきましては、前年度比約5%ほど、1件当たりで5%ほど伸びておりますが、今回、税の算定に用いましたものは、4%アップということでございますので、若干厳しいものがあるのかなというふうに思っております。

が、それと、収納率につきましては、2月末現在で、全体で申し上げますと、現年分でございますが、約2%強上昇しておりますので、前年度比較、その収納率を維持するのは、若干上がっておりますので難しい部分があるのかもしれませんが、平成21年度決算よりも、今現在では平成22年度につきましては収納率がアップしているという状況でございます。

○中島委員

今、大変な取り立てが厳しくなっております、差し押さえという中で、ぽーんと、義務といえば義務なんだけど、激しくやっていますので、それも限度があるだろうなというふうに見ております。押さえてもちょっと返すとか、生活費までというわけにはいかないのかとか、いろんなやりとりが窓口では税務課のほうであります。そういうことが今後も厳しくやられていくとアップ率が出てくるだろうなとは思いますが、国会のやりとりで、それこそ厚労省が言っているんですよ。社会福祉の一部ですから、社会保障、この場面で差し押さえとか、そういう事態は免れたいというような、そういうことを言って、弱者対策をやらなきゃいけないと、こういう流れでそのことにも厚労大臣が触れたということなんですけれども、取り立ては税務課のほうですのであれなんですけれども、相当差し押さえによってこれはアップしたというものもひょっとしてあるんじゃないですか。

○国保医療課長

差し押さえによってアップしたのかどうかというのは、ちょっと申しわけありませんが、わかりません。先ほど申しあげました数字につきましては、現年度分のものでございますので、滞納繰り越し分については、収納率につきましては、若干下がっているか、平成21年度と同等ぐらいということでございます。

以上です。

○中島委員

出してもらわなきゃいけないんですけども、大変懐の寂しいところでの皆さんの支払い状況というのがあるので難しいということで、これは本当に出口も入り口もないぐらいの大変な問題なんですけど、資料の中で、繰入金と、それから各市の保険税の一覧表が出ております。それで、知立市は今度繰り入れをふやすということになると、今回上げると2万4,225円という繰り入れになるという、こういうことでいいですか、この資料は、1人当たり。

○国保医療課長

そのとおりでございます。

○中島委員

多少誤差があるかなという感じがしたんですけど、一応そういうことね。今回はこれだけを入れると。

そして、これだけ入れて税がどうなったかというのがまたここにありまして、全体で言いますと、知立市は10万1,140円になりますよという数字がこの一覧表の中では出ている。これが24番目になりますよと。今までは46番と、市町村全体でね。それが24番になりますよと、こういう数字が出ております。上がることは確実なんです、これでもね。

それで、この一覧表の中でいつも不思議だなと思うのが、繰入金がゼロであっても保険税が安いという市が幾つか見られますね。繰入金がゼロであっても保険税が安いという比較表です、これは。見ると、それがわかります。常滑市とか、新城市、このあたりなんかは、非常に少ないものなんです

ね、これ。平成22年度も常滑もゼロなんです。ゼロなんだけど保険税は安いと。この辺が、これは41番ですけど、常滑は。ゼロで41という、さまざまな現象がここの中で見えてまいります。国保運営協議会のほう、附帯決議じゃないが意見もありますけれども、ここの辺のからくりを、医療費を抑えるための別の努力があつてこうなのか、どういふことであつたのかという、大変、七不思議というか、そんな気がするんですけども、そのあたりはどんなふうに思われますでしょうか。

○保険健康部長

この資料では、確かに御指摘がありますように、繰り入れがなしで、なおかつ税負担が少ないということでもありますので、ちょっとどういうことが背景にあるのかなということは深くは探っておりませんが、繰入金のカウントの仕方というか、そういった統計資料の問題もあるかもしれませんので、一度こちらのところにお聞きして、参考になるようなことがあるようでしたら参考にさせていただいて、国保基盤の安定につなげていきたいというふうに思います。

○中島委員

これ、よく出していただく資料なんですけど、毎回そうなんです。新城ははっきり記憶に残っているんですけども、毎回こういう資料。カウントの仕方が違うなら、当然どうしようもないわけですね。その辺も含めて、保険基盤の安定ということで策があるのかということも含めて研究すべきだと思うんです。

今後の附帯意見として出されている三つ。これについては、具体的にどのように受けとめて、どんな策をとっていかれるのか伺います。附帯意見の三つについての具体策。

○国保医療課長

附帯意見につきましては、1番につきましては、広報だよりを毎年折り込んでおりますが、それにつきまして国保税の改定の経緯、必要性を十分に説明させていただくということと、ホームページ等に掲載させていただきたいと思っております。

収納率の向上につきましては、口座振替等の受

け付け等で口座振替等の推進等も図っていきたく
思っております。

健康増進、医療費抑制のための保険制度の仕組
みの終始徹底ということでございますが、一般質
問の中にもありましたが、ジェネリック医薬品の
普及啓発。頻回受診、重複受診等への保健師の指
導。あと、レセプトの点検によりまして医療費の
抑制を図る。あと、保健事業の充実ということで、
特定健康診査の受診促進の取り組みをということ
でございますので、ことしも行いましたが、特定
健診の集団検診等も来年度も考えておりますので、
よろしくお願ひしたいと思います。

○中島委員

ジェネリックだとか重複受診、レセプト点検、
健診強化と。三つ目の問題については、具体的に
こういうお話がありました。

ジェネリックについても、薬局で私も、ジェネ
リックを選びますかという、こういう看板という
か、かけてある薬剤のところを見たことがあるん
ですね。でも、市内では余り見ないですね。名古
屋で私がかかるところは、こういう薬剤の窓口
に大きくジェネリックの宣伝が窓口のカウンター
の下にぼーんとしてあるんですよ。そこへ行って、
これにしてくださいというふうに言ってもら
うんですけど、市内は余りこういうのは出てい
ないですね。ああいう薬剤薬局のところへ行
ってこういうものをぺたんこ張ってもらえませ
んかという、これについてはやたらいいと思
うんですけど、自分でカードを持ってい
ってこうするというシステムが一応あるとい
うことで、国保のほうに置いてあるとい
うことで、私、何回も行き来するけど、
そんなの見たことがなかったかなと思
いました。目につかない。特にもら
った記憶もないんですが、一応頭の中
に入っているんですが、こういうのを
薬局のところではぺたんこ張
てもらおうようなお願ひをしても
いいと思うんですよ、広告のよ
うなものを。それはぜひ簡単なこと
ですから、お願ひしてみたらどう
ですか。

○保険健康部長

一度、調剤薬局さんに、薬剤師会の機会があり

ましたら、そういったお話をさせていただきます。

ただ、院内処方の場合、これはまた先生方
のお考え等々ありますので、もう少し時間がかか
るかなと思います。調剤薬局さんにはお話を1回
させていただきます。

○中島委員

これによってどのぐらい違ってくるというふう
に見ていらっしゃるんですか。薬剤のお金ですね。

○保険健康部長

今、調剤薬局での薬剤費というのは、医療費の
うちでそんなに多くは占めてはありませ
ないので、一番多いのは、やはり院内で処方さ
れる、そういったものですので、その辺は、ち
ょっと私どもで今の状態では把握ができません
ので、国保連合会のシステムを今、直して
おりますので、その中に入っているという話
も聞きますので、それが出てきてから、ど
ういったことができるのかなということ
を検討させていただきたいと思
っております。

○中島委員

できるところからということですが、もう一つ
言われた重複受診を、これについては具体的に
どんなふうに手だてがとれるのかなど。これは
大事だと思うんですよ、重複受診は。と
ても、周りを見ている見受けられる光景
ですので、どんなふうに考えられますか。

○国保医療課長

重複受診、頻回受診につきましては、現在、
国保連合会からいただいたデータをもとに
しまして、保健師が電話等で確認をして、
御本人様の状況を確認し、データ自体が、
申しわけありませんが、早くても2カ
月後になってしまいますけれども、それ
に基づいて本人様の状況をお聞きして、
本人様の状況をお聞きしながら指導を
差し上げているところでござ
います。

○中島委員

どなたが電話するんですって。国保連
合会の職員ですか。

○国保医療課長

臨時の保健師の方にお願ひをして、
連絡をとって指導をお願いして
おります。

○中島委員

国保の事務所の中に保健師さんの資格を持った方が見えて、その方が国保連合会の資料に基づいて本人に電話をするということをやってみえるんだ。これ、相当やっているんですか。実績的にはどうですか。大分ある。およそでいいです。

○国保医療課長

申しわけありません。たしか月に2回ですね。時間も制限がありますので、1日当たり3件か4件ということになっていると思います。

○中島委員

専門の方が見えるんですか。その方は専門ですか。そうではない。1日3件だったら専門じゃないね。専門の方がおってもいいぐらいだね、こういう問題だね。どうですか。

○保険健康部長

国保としては、その保健師はそのために雇用しておりますので、そういった意味では専門ということになります。

ただ、件数が少ないというのは、どうしても年寄りの方が多いものですから、電話をするにしても非常に電話が長くなったり、それから、中にはそんなことをなぜするんだとか、そういったトラブルになりそうなこともあるものですから、時間をかけながら丁寧にゆっくりやっておるということですので、件数をこなせるという、機械的にできるということではありませんので、どうしてもそういった件数になってしまいます。

○中島委員

そのとおりでしょうね、きつとね。嫌みに聞こえますよね。だと思えますわ、確かに。だけど、重複はねということをよく、生活保護の医療なんかのときにも、それをちょっと気になって、職員もちょっと言いますし、それから、私たちが直接だったらそんなに変えなくてもいいんじゃないと、治らない、治らないといって、あちこちあちこちと言うから、じっくり話を聞いてきたほうがいいよという話をするんだけど、やっぱりとても不安であちこちかかりたくなるというのは実際あるものだから、上手に対応しながら、それも効果が上

がれば、一つは医療費の削減につながるのかなと、こういうことですね。

で、健診と、あとは集団健診をさらにやっという方向が出されておりますが、これ、集団検診をやっても効果があつたなというふうに思われますか。

○保険健康部長

当初、大変期待をしておったわけですが、どうしても特定健診を受ける機会のない方に受けていただきたいということでしたんですが、初年度はそういったことで、今年度やりましたが、23年度、これが続きますと、集団が恒常化いたしますと、その中で、その時期に集団があるからということになってしまいますと、ちょっと私どもが考えました効果とは違うものになってくるかなというふうには思うわけですが、ただ、受診し忘れた方ですとか、以前アンケートをやった場合に、集団も、あるいは保健センターで、あるいは土日という方もおられたものですから、そういった方に対する要望におこたえするという意味では効果があつたかなと思っております。まだ最終的な集計ができておりませんので、数字的なものは把握しておりませんが、ただ、機会がふえたということでは、効果があつたのかなというふうには思っております。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時12分

再開 午後4時21分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

健診等を強化するとか、もろもろの政策の中で医療費の削減を目指すという、こういうことではありますけれども、全国的に見ますと、どこの自治体でも収納率もこうなっているし、医療費もこうなっているみたいな、全体としての傾向は全国共通の傾向があるということが国会の中では議論されております。

先ほど、平成21年度は87.7%という収納率と言われましたよね。全国でも88、ちょっと時差があるかもわからないですけども、平成21年度だと思うんですけど、この間の国会でやりとりしていたので、88%ぐらいの収納率だと。これが1996年ぐらいだと90%台なんです、収納率が。が一つと下がってきたという傾向があります。その裏には保険税が上がったという、こういう関係と、両方でこういうふうになってきたというか、こういうのが全国傾向であります。

国のほうの支援が、いつも言いますけれども、どんどん減ってきたということで、そここのところの穴埋めに皆さんの苦しみがあると。繰り入れもそうだし、保険税の値上げもそうだしということで、あるということなんです。それこそ、もう少し前、85年ぐらいになると、50%ぐらいの国庫支出金があったのが、ぐっと下がって、今日、全体としては25%ぐらいじゃないかというふうに国会の数字では言われております。だから、当然のことながら負担がふえて払えないという、こういうのが構造的につくられているなという、そんな感じがするんですけども、その点の見解はどうですか。

○保険健康部長

国保の被保険者の方々が、当初、国保ができた当時は自営業者の方が入られる保険ということだったろうと思うんですが、今現状は無職者の方も結構おられる。非常に税負担の比較的能力が低い方たちがたくさんおられるという、そういった保険でありながら、医療費はやっぱり同じようにふえていくわけです。これも国民健康保険という保険原理ですので、医療費のある部分は公費、国や県が負担するわけですけども、残りの分については保険料、税で賄えというのが保険の原則で、現状、負担する人の能力と保険税というのがアンバランスがまず一つあるということと、それから、医療費がふえていくに伴って、国はいろいろと制度改正をやってきました、そのたびに国庫負担が変わってきておる。いろいろ国保場合は、療養給付費負担金というのは国の負担ですけども、そ

の負担金を計算する中の算定の仕方も変えてきたり、あるいは率を変えてきたりということがいろいろありまして、現在の34%というのに至っておるわけですけども、このまま行きますと、国保の基盤というのは非常に厳しいものがありまして、現実に一般会計からの繰り入れで国保が息をついているというのが実態などところもありますし、それができないところは、繰り上げ充用をしまして、翌年度の予算を先食いしてしまって、医療費に充てるというようなことをやっているということで、国はこういった事態を非常に重く見まして、国保の低所得者対策をとるというふうに国保新聞には書いてありましたので、これが今、後期高齢者医療制度が国保に吸収をされるわけですけども、そういった中で、また医療制度改革がされる場合には、そういったものが国保の低所得者対策というものが国保に有利なように働いてくれるように非常に期待はしているところでありますので、ただ、国が非常にこの辺には関心を持ち始めたということが、私どもにとっては大変ありがたいことだというふうに思っております。

○中島委員

低所得者対策というのは、国会でも強調してみえた問題ですけども、それがどう具体的になるのかということは見えていないし、今言われた制度改正、広域化という問題が出てくると。これについては、愛知県の方も指導というか、その辺をやり始めていると聞いていますけれども、それについてはどういう内容なのか、この広域化についてももう少し、今回、陳情も出ていますけど、広域化に反対してほしいという陳情も出ているんですね。後期高齢者医療制度がまずいじゃないかということだけをただすと言いつつ、本当にただされるのか、全体としてよくなるのかというのが見えてこないという問題とか、広域になったら繰入金なんか各自自治体がやれないじゃないかということで、それが全部とっばらわれてしまったら、もう数万保険税が上がってしまうじゃないかとか、いろんなことが言われていますよね。それをどのように、今、改善される期待を持っているというふうに言

われていますけれども、どんなふうに期待しているんですか。具体的にどんなふうな動きですか。

○保険健康部長

期待をしていると申し上げましたのは、国保の低所得者対策を地方と協議すると、そういったことを国が動きを始めたということで、今の国保の非常に厳しい状況を国が直視していただけるのかなという意味で期待をしていると申し上げたわけでありまして、具体的に何かをするということでは、まだそこまでのものではありません。

それで、広域化の問題ですけれども、平成22年と平成23年で、言ってみますと、県からの技術的な助言に近いような具体的な、今、委員さんがおっしゃいました一般からの繰り入れについての規制ですとか、そういったことはまだありません。これからも課題だというふうに思うわけですが、例えば事務の共同化をするとか、そういったことなどの技術的な助言をしてくれるとか、今はその範囲にとどまっておりますので、これから具体的にその辺の中身が決まって、示されてくるのかなというふうに思っております。

○中島委員

事務の共同化ということの今は助言があると。これは具体的にどんな準備とか、何かそんな話になっているんですか。

○保険健康部長

まだ具体的な動きはありません。ただ、県がそういったことをするという、広域化計画の中にそういったことが書いてあるということですので、そのために具体的に何かをするということの提示はまだありません。

○中島委員

広域化ということに関して、部長としては何が問題だと思います。期待するところもあるかもしれないけど、それは広域化への期待ということではないかもしれないね、今の答弁では。だけど、広域化そのものについては、担当者として、どんなような問題点があるのかと、その辺はどんな御所見ですか。

○保険健康部長

この広域化といいますのは、後期高齢者医療ができたときの広域化と似たような内容になるのかなど。事務の共通化につきましては、これは、例えば印刷物が大量に発注できて単価が安くなるとか、そういった費用は少なくなるんでしょうけれども、これは直接医療費とは結びつかないものでありますので、一番の問題は医療費がどうなるかということです。あるとすれば、例えば職員が集团的、集約的に事務ができるということの共通経費の軽減、これも医療費には直接結びつかないものですので、今思いつきます広域化のメリットと言いますと、医療費というのはそれぞれの市町村で恐らく違うというふうに思っておりますので、それを広域化で平準化がどれほどできるのかなという、そういった思いはありますけれども、一方では、高額共同事業の中の一つの支払いの方法として、人头割で費用を負担するところがありますので、そういったものの広域化では、保険者の負担が多少影響するのかなという思いもありますけれども、いずれにしましても、今の段階で広域化のメリットというのはちょっと具体的には私は思いつかないのが現状でございます。

○中島委員

広域化のメリット、多少事務が効率よくということはあるとは思いますが、医療費だとか真髓的な問題というところには、それは関係ないというか、ほとんど金額的にもわずかなものだろうなということを思います。

今、メリットはないかなということですが、逆にデメリットになっては困るなということで思ってみえることは何ですか。

○保険健康部長

メリットにつきましては、先ほど申しましたように、今の段階では、医療費に関してはちょっと思いつかないということですが、逆にデメリットにつきましても、医療費に関しては余りこれもないのかな、今、思いつかないというのが現状ですので、今後、どういった広域化がされるのかということ、具体的に示された段階でどうい

ふうになるのかということを考えなきゃいかんなどというふうに思っております。

○中島委員

保険税がどうなっていくのか、それもメリットがあるのか、デメリットがあるのか、現にね。非常に大きな格差がある。自治体によって格差がある。一覧表出ていますよね、保険税もね。そういうものの格差を一本にするということはどういうことなのかという問題がありますよね。後期高齢のときにもごく一部安くなったという地域がありました。国保がすごい安い。名古屋がそうでした。名古屋市は国保税が安かったの、後期高齢になったら一んと上がっちゃって悲鳴が上がったというようなこともありましたよね。国保税については格差が出てくるんじゃないか。こういう医療そのものでないところで住民が影響される問題としての問題点というのは、あなた自身がどう考えているのか、もう少し論評をいただけます。

○保険健康部長

統一をしますと、今の国保、料、税ともですけれども、賦課課税方式というのがそれぞれの保険者でばらばらの方式がとられているわけですが、それが統一化されますと、同じ方法で賦課されるわけですし、今、御披瀝のありました名古屋市の場合は、たしか県民税の所得割方式という方式で、なおかつ2方式、均等割と所得割だったと記憶しておりますけれども、そういった方式で賦課がされておった料が、これが統一されたときには、ただし書きという方式に変えられて、所得割と均等割は同じですけれども、それによって今まで救われておった方がそうでなかったりといった例もありましたので、それはどういった方法で、どういった率で統一化されるかということがまだわかりませんが、多分ただし書きに統一されるのかなというふうに思うわけですが、そうした場合には、愛知県じゅうの医療費を全部寄せて、愛知県じゅうの被保で割って均等割を出すとか、あるいは、所得を全部出して所得割を出すとか、そういったいろんな方法があると思いますので、プラスのところもマイナスのところも出てくるの

かなというふうに思っております。

○中島委員

国保税はそういう方式もばらばらのものを統一する段階で、プラスになるところ、マイナスになるところと、極端なところは大変な問題になるというような問題を抱えることになると思います。

それから、全県的な収納率も違うと、その格差もあると。そういう問題。じゃ、これをどうするのか。

それから、一般会計からの繰入金は一覧表にあるようにばらばらと。それで支えられて税があるという関係があるでしょう。そういった問題についてはどのように考えますか。

○保険健康部長

今、これが統一化された場合には、今のそれぞれの保険者が独自にやっておることができなくなるということになりますと、そこでプラスになるのかマイナスになるのかということですが、少なくとも繰入金につきましては、これがもし仮になくなるということになりますと、料、税の負担はふえると思います。ただ、現実、今、保険料、税だけで医療費を賄おうとしますと、非常に高い負担を求めなければならなくなってしまうと思います。その反対給付ではありませんが、その補てんとして公費負担が相当入ってこないとかかなりの負担がふえてくると思いますので、そういったことは実際できるのかなと、制度を一本化することによって負担がふえてしまうと、これはさきの後期高齢のときに学習をしたことだろうと思いますので、そこで公費負担の割合を改めて見直しをするとか、特例の措置をとるとか、そういったことで被保険者の負担には配慮をしていただけるのではないかなと、そういうふうに思っております。

○中島委員

配慮していただいて公費がたくさん入るならいいけれども、今、なぜ広域化をやろうとしているのかという背景を見ると、そういう温かい手が差し伸べられるというようなことが十分に感じられない。後期高齢者医療制度を合体させるという前提、そのことについては、少し、国民の年齢

で差別をするなというところについては、そこは一応取り払おうという方向はありますけれども、具体的にはそこで一つ見えない線がある。これからも引かれるというようなことですので、広域化のメリットは本当に見えないというふうに私も思います。

もう一つ心配なのは、各市でやっている健診事業、健康づくり事業、これについても格差があると思うんですけども。独自にやっているわけでしょう、いろんなことを。こういったものも統一化されちゃうということにならないですか。

○保険健康部長

今、それぞれの保険者が保健事業でやっている健診、あるいはドッグ、そういったものにつきましては、これが広域化された折には、そこで健診事業としてやるのか、あるいは、従来のように市町村の一般施策でやるのか、その辺の選択があるかもわかりませんので、何とも言えないところですけれども、最終的には、国保というのは、医療保険の最後、もうこれよりも後はないという保険ですので、これが崩壊をしてしまいますと、市民のみならず、国民の医療の保障というのが非常に危なくなってしまうので、そこまで国が国保に関して厳しいことをするのかということも一方では考えられますし、現状の国の非常にこの危機的な財政状況を見ますと、見直しをするところは見直しをするという、そういうスタンスの中で国保についても、あるいは、今言われた国保の中の保険事業についても、いろんな事業についても見直しがされるかもしれませんが、ちょっとその辺は、今、何とも申し上げられる状況ではありませんので、大変申しわけございません。

○中島委員

広域化というのは、やっぱり少しメリットがあるというふうにならざるを得ないというふうな感じになるという気がします。国が財源をもっと出そうということなら、国庫負担をふやせばいいことであって、それはあくまでもやらないという

ことで、今、国保、ずっと国庫負担が下がってきているという現状がある中で、国の財政を大に出すために広域化をやるなんてとても考えられないんですね、これは。少しでも国が軽くなるように、大きなパイの中で助け合いなさいというような流れだと私は思います。もしそうなってくると、今、繰入金でどうのこうのと本当に苦労しているけれども、そういったものも吹っ飛んでしまうほどの問題も起こりかねないというふうに思うんですね。やはり、これは国への意見書を出してという話ですけれども、こういった問題も出しながら、市のほうはこんなに頑張っているんだけど何ともならない、こういう問題については、国庫負担をふやせということを当面の要求として国に上げるべきだというふうに思いますが、市長、その点はどうでしょうか。

○林市長

国保会計の厳しさとか脆弱さというのは、私もだけではなく全国的な問題でありまして、国庫負担をふやしてくれという話は過去も市長会等でお願いをさせていただいております。引き続きいろんな機会をとらえて訴えていきたいというふうに思っております。

○中島委員

最後にもう一つだけ。

今回は7%余の引き上げが行われるわけなんですけれども、これでとんとんだと、23年度の会計、締め段階でもというような方向のシミュレーションが出されておりますよね。2,000万円の基金も全部使ってしまうということですかね。その辺、どういうふうか。基金の行方が、今、2,000万円という在庫ですが、これはどういう行方なるうとしているのか。

やはり、大変重いということだけで見ると、これ以上上げても収納率が下がったら同じことなので、それ以上上げちゃだめと。収納率が上がるような具体的な施策、医療費を下げる具体的な施策、これこそ大事であって、来年また上げるというようなことがないように、私はこれだけは確約してもらいたいんですよ。続けて上げるなんてことは、

やっぱり市民からは受け入れられない。崩壊につながるというふうに思いますけれども、やりくりが大変とは思いますが、その意気込みでいかないと、毎回毎回、また、ごめんなさい、ごめんなさい、ごめんなさいというふうに言っていたんじゃないので、もうやぐるってでも国庫負担をとってくるか。そういうことでしょうか。また3億というふうな、やっぱりそこを国にもつきつけてとってくると。来年引き続きまた値上げだなんてことがないように全力をつくしてもらいたい。来年度は上げない、その決意を聞きたいなと思います。

○保険健康部長

私どものほうも、被保険者の皆さん方に負担をお願いするというのは非常に心苦しいことでありますので、でき得れば税の改定というのは余りしたくはないというのが本音ではあります。

ただ、今回の改定でも、ぎりぎりのところで一般からの繰り入れをお願いしたような経緯もあります。基金は2,000万円ということですが、平成22年度の税と、それから医療費がどれぐらい余裕がでるか、そういったこともありますので、来年度、平成23年度の決算を見てからでないと、その辺は何とも、まことに申しわけないことではあります。何とも申し上げられないことでもあります。

最終的には、これは必ず医療費というのは請求が来た分は払わなきゃいかんということがあるものですから、どこにも財源の補てんができない場合は、最悪、また被保険者の皆さん方に御協力をお願いすることもできてくるかもしれません。大変申しわけございませんが、今はそういうことでお許しいただきたいと思います。

○中島委員

平成23年度決算を見てからということは、平成24年の3月には上げられないということだね。

○保険健康部長

ごめんなさい、平成22年の決算を見て、それから平成23年の本算定と、それから支払い基金等への支払額、もろもろのものを見まして、そのとき

にもう一回精査をさせていただきたいと思います。ちょっとくどいようですけれども、必ずこれは払わなきゃいかんものですので、その辺で我々のできる最大限の努力はさせていただきますが、今はそういったことで御理解をいただきたいと思います。

○中島委員

ことしつくったこういう計画なので、それがすぐ崩れちゃうというようなものであってはならないわけですよ。計画を運営協議会で練ってきて、1年でこの計画が崩れたというのは、やはり市のプライドにも大きな問題が生じるよ。幾ら請求されたら出さなきゃいけないといったって、それは責任を持ってやらなきゃいけないことであって、私は来年度引き続き値上げということだけは絶対避けてもらいたいなというふうに思います。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第7号について、挙手により採決します。議案第7号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、議案第7号 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第8号 知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

出産育児一時金ということで、限定でやってきたものが平成23年度以降も継続するというふうに

書いてありますね。これは期限限定でなく継続するというふうに受け取ってよろしいですね。

○国保医療課長

限定ではなくて、平成23年の4月1日からの出産以降につきましてすべて該当するというところでございます。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第8号について、挙手により採決します。議案第8号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第8号 知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第9号 知立市環境美化推進条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

お尋ねします。

知立市環境美化推進条例第2条の中に、公共の場所等ということで、道路、公園、広場、河川、池、沼というようなことがありますけれども、小学校はこれはやはり当てはまらないのでしょうか。

○環境課長

公共の場所ということには当たりますけれども、小学校に関しましては、教育委員会でも管理しております。共同で対応していきたいと考えております。

○高木委員

共同でということは、この環境美化条例の中に

小学校も含まれるというふうに解釈してもよろしいのでしょうか。

○環境課長

今言われているのは、多分小学校の校庭のことを言われていると思うのですが、校庭に関しましても、当然、教育委員会のほうでもお願いすることになると思いますけれども、うちのほうの条例、公共の場所になりますので、該当するというところでお願いします。

○高木委員

夜、小学校の校庭内を散歩される方が多々見られますので、この条例をぜひとも小学校にも当てはめていただきたいなと思って質問させていただきました。

それから、粗大ごみに関しまして、知立市では環境衛生の廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に粗大ごみなどが入っておりますが、この不法投棄などは、この環境美化のほうには含まれていないんですけれども、お考えではありませんでしょうか。

○環境課長

今回の条例に関しましては、不法投棄に関しては入っておりませんが、趣旨は同じです。不法投棄に関しまして、今現在、予算の概要にもありますように、夜10時から朝4時まで、年間180日パトロールを行っております。この不法投棄に関しましても、件数が、パトロールをやっているにもかかわらず件数は減っておりません。ですから、ポイ捨て、今度の環境推進美化条例には入っておりませんが、罰則はこれもあります。同じように、これの取り締まりもしっかりやっていきたいと思っております。不法投棄に関しましては、平成21年度で221件、それから平成22年度、今現在、その他の不法投棄ですけれども、179件、それから、家電5品目。例えばエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、これに関しましては、平成21年度で65件、平成22年度、今現在52件の不法投棄があります。この不法投棄に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほうで5年以下の懲役もしくは1,000万円以

下の罰金という、こちらのほうの法律を優先させていただいて、対応していきたいと考えております。

以上です。

○高木委員

罰則はすごく厳しいですけれども、これから地デジということで、今、とてもテレビを廃棄する人が多いと思うんですけれども、その辺はよろしくおもしろいと思います。

済みません、次に、ホームページを見ましたら、空き缶等散乱防止推進委員のことが載っておりまして、市のホームページで11年、ことしの1月5日付で募集50人程度となっておりますけれども、平成22年度31名ということで本会議のほうでお聞きしましたが、現在のところ募集の方は何人ぐらいおみえになりますか。

○環境課長

環境美化推進員につきましては、1月から募集を行いました。区長会等でも募集をしました。ですけれども、あくまでもボランティアで行っていたものなので、なかなか数的には去年と変わらないような実数になっております。今の現在ですと、確定はしておりませんが、去年と同じ31人程度の状況です。10月に向かいます、また区長会等々にも話しまして、広報、それからホームページ等で少しでも人数をふやしてたくさんの人になっていただきたいと思っております。今回の募集の段階では昨年と同様の人数になっております。

以上です。

○高木委員

ちょっとお尋ねしたいんですけれども、このボランティアさんなんですけれども、すばらしい人たちだなと思うんですよ。本当にやりますと言ってくれるのか、それか、副区長、頼むとか、民生委員さんとか、その方たちに頼まれるのか、実際はどんなものなんでしょうか。31名の方たちは本当に自分から進んでやりますと言われた方なのか、その辺がちょっと聞きたかったんですけれども。

○環境課長

NPO法人の方もいらっしゃいます。それから、率先してうちのほうに申し込んでいただいた方もいらっしゃいます。うちのほうは、強制的に1週間に1回見回ってくださいますとか、そういうことは言っておりません。やれるときに回っていただいて報告書を出してくださいという言い方をしております。あくまでもボランティアという形をとっておりますので、報告書は出していただきますけれども、強制的なことは言っておりません。例えば駅前で啓発活動をやる時や何かには参加してくださいとか、そういうことはお願いしますけれども、1週間に1度必ず回れとか、そういうことは言っておりませんので、あくまでもボランティアという形をお願いしております。

以上です。

○水野委員長

高木委員に申し上げますが、質疑の際にははっきり聞いていただいて、地デジ化ととめてしましますと議題外に及びますので、地デジ化でテレビが放置されるとか、そこまで答えていただきたいと思っております。お願いします。

○川合委員

ちょっと関連することなので、少し枠の広がった質問になるかもしれませんが、以前、動物愛護について、私、一般質問で質問させていただいたことがあります、この定義の中に、動物愛護というような文言であるとか、解説の中にやはり犬、猫のことが入ってちょっと後で出てきますけど、参照の中にもいろいろそういった動物のことが出てくるわけでございますけれども、やはり環境を考える上で、犬は通報すれば捕獲できますが、猫はやはり難しいというようなことで、避妊虚勢のことについて、ここにはもちろん載っていないんですが、そういったことも環境に関して非常に関連してくるのだと思うんですが、その後、何か検討をいただいたとか、そんなことがもしあればお聞かせください。

○環境課長

今回の条例をつくる際に、前、質問のありまし

た避妊に関しては検討しておりません、正直言いました。今回は、平成7年につくりました空き缶防止条例の見直しというようなことを原点に行っております。ですから、ポイ捨て禁止条例の見直しということで、避妊に関しての補助金とか助成金、そういうようなことも御指摘いただきましたけれども、御意見いただきましたけれども、今回の中では検討しておりません。申しわけありません。よろしく願いいたします。

○川合委員

先日発行されました広報の中にも、今回、引き取りが有料になるとか、それから、保護センターに問い合わせ、対応ができないときは、ちょっと今覚えがないんですが、そういった場合の犬、猫はどういうふうに関後処分されるか、ちょっとお聞かせください。

○環境課長

今まで1カ月に1度、市のほうで引き取りを行ってまいりました。今回、有料化に伴って、市のほうの引き取りもなくなります。動物愛護センターのほうに直接電話をかけてお願いをするということで、動物愛護の観点から、どうしてもあちらのほうで引き取っても殺処分になるケースが多いことがあります。動物愛護の観点でなかなか殺処分をしたくないということもありまして、厳しく今度はお金もとるようになりました。捨てられる方は、自分の飼っているものが持って行って、例えば、正直言って、自分は殺すところは見たくないはずです。ですから、そういうところまで、しっかり最後まで動物はかわいがっていただきたいというのが原則だということを私ども認識しております。

ですから、捨て猫に関しての対応が今度どうなるのかというのがまだはっきりしておりませんが、市のほうでは対応しなくて動物愛護センターのほうで対応する形になりますので、御了承のほどお願いいたします。

○川合委員

そういうことだと思います。

実際のお話、家の中でちゃんと管理されている

場合はいいんですが、やはり野良化することもゼロじゃないわけだし、野良化したら、そこからまた非常にネズミ算式にふえてしまう可能性も多くて、だけど、やはり野良にえさをやるのは無責任な行為ですが、もしそういった助成があれば、避妊虚勢を積極的にして、その個体1代で終わらせるというような考えの方も結構みえるんですよね。地元でもそういうお話を聞くし、実際、そういった状態の動物もいるわけです。

そこで、やはり、こういうものを整備されていく中では、やはりその辺のことはしっかりと含めていただきたいというような気がします。

以前、これも言いましたけど、愛護センターへ行って一部始終を見てきましたので、やはりそういう権限も皆さんわかると、やはりこういうふうになっていくかということも認識も変わるかと思いますが、見た方もみえるかもしれませんが、やはりそういう厳しい現実もあるし、そうやってもらわれていってちゃんと飼われる動物もいるわけですが、やはりいろんな環境で飼われているもの、例えば家の中で飼っていても避妊虚勢がしてあれば外へ出ていても安心。外でも、ある程度地域でケアして、一生を終えてそれ以上にはふえないというような、こういうことは非常にやはり大事なことだと思いますので、つけ加えさせていただきます。

以上です。

○中島委員

第10条の土地の管理というところで、具体的な成果が上がるというなと思っているわけなんですけれども、いわゆるごみ屋敷のような状態の解決。空き地の環境条例は住んでいる場合には対象には全くならない。今回は、住んでいる方が自宅の敷地内にごみを山ほど放置しているということ、これは対象になっていくんだと思うんですが、その辺、ちょっと具体的にお聞かせください。

○環境課長

今回の新しい条例で、今言われたとおり、ごみ屋敷に関して対応できるように条例を制定しております。

ですけれども、ごみ屋敷に関しましては指導、勧告まで。やっぱり他人の土地になりますので、命令だとか罰則には規定はありません。指導、勧告はしていきたいと思っております。やっぱり本人様が、言い方によれば、自分で集めて置いてあるんだという言い方をされる方もいらっしゃいます。これは有価物だと。そうした場合でも、他人が見て、これが明らかに散乱しておるような状態であれば、うちは指導、勧告まではやっていきたいと思っております。

以上です。

○中島委員

指導、勧告をどうやって具体的にやっていくのかなど。ここにあるような紙に書いて、その方に郵送するんですか。具体的にどのような指導になるのか教えてください。

○環境課長

指導、勧告ですので、まず、指導。当然、口頭で指導する形になります。

勧告になりますと、この規則のほうの様式第4の文書を持って何う形になると思います。

以上です。

○中島委員

これだけで終わってしまうということかというと、今までも指導してみえるよね。何かこれがあることによって進展するというふうに思われますか。

○環境課長

これに関しましては、今までも警察と協力して対応している事例もあります。今回に関しましては、この条例の中に新たにうたったということもありまして、市の責任も入ってくる。今までは警察をお願いしておる部分が多かった状況です、正直言いまして。ごみ屋敷に関しましては、警察をお願いして、警察から言っていただく。今度は、市と警察と協働して対応していきたいと、こういう形で考えております。

以上です。

○中島委員

なかなか難しいかもしれませんが、市の責任でやるということが違うわけですね。これ

が、条例があることによって市の責任で行うという、ここところが根拠になるということですので、周りの方たちのいろんな迷惑というものについて解消されるといいなというふうに思います。むやみやたらに中に入って、ずかずかと代執行するというわけにはいかないですね。空き地のいろんな問題は代執行というところまで踏み込みましたけれども、これについてはそれはできないので、より指導を強くできるというものだというふうに思っております。

それから、先ほどもありました推進員さんがいつ回ってもいいよ、散歩、朝やるとき、夕方やるとき、お買い物するとき、そんなときもきよろきよろと見回って、何かあったら報告してくださいと。これ、月1回出すんですか。

○環境課長

月1度の報告をいただいております。会議があるときにまとめて出される方もいますけれども、基本的に月1度の報告です。

それで、推進員さん、確かに人数が必要だと思いますけれども、苦情というのは一般市民の方からでも、例えば犬のふんを一つ例に挙げてみますと、ふん害のプレートだけでも今年度で言いますと160枚ぐらい。要は、例えばそういう犬のふんでも個人の敷地においては自己防衛してくださいということを言いますが、そういうこともありまして、当然、薬を買ってきて置いたり、うちのプレートを持って行って張りつけたりというような対応策をとられております。うちは、個人の敷地まではなかなか踏み込めませんので、御本人さんをお願いしております。

それから、先ほど言いました不法投棄にしてもポイ捨てにしても、そういうものがあれば当然苦情が出てきます。そうしたときに、うちのほうは現場を行って確認をとるようなことはやっておりますので、推進員さんだけが現場確認をして連絡が入るということでは思っておりません。いろんな方からの連絡に対応していきますので、ただ、推進員さんはそれなりの活動、啓発活動だとか、一緒に活動していただいて、この機運を盛

り上げるにはたくさんの方がいたほうがいいと思いますし、それから、少しでも見つけたときには連絡していただくような形で人数が多ければ多いほうがいいと私どもも思っておりますけれども、これから人数をふやしていくように、10月までに向かって対応していきたいと考えております。

以上です。

○中島委員

見つけたらということだけど、今、目の前で犬がふんをして、その方が行ってしまったという場合、1カ月に1回の報告書に書いて出せばいいと、推進員さんは。空き缶も同じですわね。ぼーんとほかって、あっ、行っちゃったと。これ、どうするんですか。

○環境課長

今、現在、報告書のやり方をしておりますけれども、当然、今後に関しましては、すぐ連絡をいただいで対応するような、電話連絡でも何でもいものですから、その状況をですね。

ただ、この条例の中で一番大きな問題点というのは、例えば捨てた人が自分で認めなければいけないというのがありますので、これが現行犯だとか、それから、その人がおれは捨てていないと言われたら、この条例自体が成り立たないことになりますので、それを確認がとれなければいけないというのが1点あります。ですから、1回だけの、例えば捨ててその場で行った場合には、なかなかつかまえることはできないということだけは、この条例にのっとった指導、勧告等はいけません。ですから、同じ人が同じ場所で同じように何遍かやっついていかないと、これはなかなか。だから、犬のふんだとか、そういうのは結構同じ場所でやられる方がいらっしゃいますので対応できると思いますけれども、ポイ捨てというのは、非常に場所が変わっていった場合に、現行犯というのがありますので非常に難しいところがあるということだけは事実です。

以上です。

○中島委員

これは実効を上げるのは大変厳しいと。追いか

けていってけんかになって、例えば推進員さんが殴られちゃったとか、そういうことも考えられるので、そういう意味では過度な後追いをやめるほうがいいと思いますし、これはあくまでも精神条例的なことで、こういう罰則規定もできましたよと。PRして、こんな罰則規定、みんな困るから罰則規定が一応できましたという看板を出すことだけが重要かなという感じもしないでもないですね。実行を上げてトラブルになってもいけないですね。だって、後を追って行ってその人のうちまで行って、表札を見て書いてくるなんて、そんなことまでやっていたら、市民同士がいがみ合うことになりますから、地域で散歩すると思いますからね。だから、精神条例かなというふうに思います。

推進員さんは散歩しながら見てくるんだけど、缶とかを拾ってくるというのも推進員さんが仕事としているんですか。ごみもついでに、ふんも片づけようと、こういうボランティアでしょうか。

○環境課長

環境課のほうの指導といたしましては、拾ってくださいということは強制はしておりません。自主的に拾ってこられる方もいらっしゃいます。ですから、ごみ袋をください、私は拾ってきますという推進員もいますし、ただ、落ちていたものがありますよという報告をしてくる推進員さんもいます。ごみ拾いじゃないという言い方もされますので、ごみ拾いだったらほかの人でもできるという方もいらっしゃいますので、強制はしておりません。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第9号について、挙手により採決します。

議案第9号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第9号 知立市環境美化推進条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第15号について、挙手により採決します。

議案第15号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第15号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○中島委員

補正予算51ページで、在宅寝たきり高齢者等介護人手当が65%も減額されております。その内容について伺います。

○長寿介護課長

この在宅寝たきり高齢者等介護人手当支給につ

いてでございますが、当初予算を編成するときに、この要綱では要介護4、5の方を介護している人に1カ月3,000円手当を支給するものでありますが、当初予算を計上させていただくときに、要介護4、5の方の人数を確認しまして、施設入所、それから入院の方々を除きまして80%の方を当初予算として計上させていただいたわけですが、この手当支給につきましては、所得制限等々もございまして、平成22年度の段階別の人数を見たところ、8段階、9段階の方々が50名ほどみえました。それで、私どもが4月に4、5の入院、施設入所以外の方にこの制度についてお知らせをさせていただき申請をさせていただき形をとった結果、該当する方が当初の見込みより少なくて、今回補正減をさせていただくものでございます。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時19分

再開 午後5時40分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

説明はわかりました。

対象者については一応100%届いたということでしょうか。

○長寿介護課長

対象者の方にはすべて通知を差し上げるとともに、知立市内の各事業所のケアマネジャーさんにも制度の創設をお伝えさせていただきまして、自分が担当している方々に勧奨していただくように申し伝えてありますので、この制度についてはそれぞれの対象者の方には届いていると思っております。

○中島委員

ちなみにこれ、3,000円でぼーんと割れば人数ということになるのかどうかかわからないんですけども、ちょっとそのあたり、中身も教えてください。

○長寿介護課長

ことし、平成22年度の当初予算を計上するときにおきまして、要介護4、5の方が283名みえました。そして、施設入所の方が136名、それを差し引きますと147名の方が対象になる方々でございます。

その方々については、入院してみえる方もおれば、先ほど申しましたように、所得制限もありますので、所得の多い方が外れてしまうというようなこともあります、こういう形で当初見込んでいたものが課題であったのかなというような形で補正を。

○中島委員

何人。

○長寿介護課長

支給人員が8月に38人、12月に46人。

もう一つ、済みません。更新申請をされた方々におきましては、認定書を送るときに、そのときに案内もさせていただいております。

以上でございます。

○中島委員

8月と12月で支給ということをやったんですか、これは。ちょっとわかりにくいです。延べで大体どうなったかということで簡単に言ってくれたほうがわかりやすいんですけど。

○長寿介護課長

この手当につきましては、4月、8月、12月の3期に分けてそれぞれ支給をするようになっております。それで、対象の方につきまして、4月に支払いをした方が38名、12月に支払いをした方が46名でございます。

○中島委員

全体としては35%程度の支給総額になったということで、弱者救済でいいと思うんですよ。所得制限はあっても。そういう意味では、もと5,000円の支給ということでやってきたんですね。これだけで済むんだったら5,000円ということも考えてもいいんじゃないかということを私はこの数字を見て思ったんですけれども、どうでしょう。

○長寿介護課長

今、中島委員おっしゃるように、従来ではその

ような形で支給されていたと思いますが、この介護保険が創設されて、こういった寝たきり高齢者の方に手当を支給する形になったときに、平成22年度から創設させていただいたものなんですが、知立市においては3,000円ということで決めさせていただきました。ここら辺の金額におきましては、近隣の市も参考にしながら今後、検討させていただきたいと思っております。

○中島委員

今後の検討ということでやってください。

それから、ごみ処理費、61ページで委託料等が入札結果の関係でずっと減額になっているんだろうと思いますけれども、入札の状況、平成21年度決算のときにちょっと指摘をさせていただきました、平成22年度についても同じような方法でやられた結果なのか、そのあたり、落札率、これで見れば相当高いわけですけれども、内容をお示してください。

○環境課長

平成22年度の清掃事業の委託業務入札結果ということで、前回言われました知立衛生に関しまして、ちょっと言わせていただきます。

不燃ごみ収集運搬委託業務、設計額3,627万2,520円、契約額3,591万円、99.0%で、応札回数は3回です。

それから、資源ごみ収集運搬委託業務、設計額5,186万2,650円で、契約額が5,185万9,500円。これは99.99%です。

それから、可燃ごみ収集運搬委託業務は、設計額9,433万4,100円に対しまして、入札額が9,433万2,000円、約100%です。今、先ほどのやつは3回です。可燃ごみは3回、応札回数は。

それから、プラスチック製容器包装ごみ収集運搬委託業務に関しましては、設計額3,456万1,800円で、応札は1回です。契約額3,421万5,300円で、99.0%。

し尿収集委託業務に関しましては、設計額3,384万2,550円で、応札は1回、3,350万3,400円で契約しております。99.0%です。

それから、警告ごみ収集運搬委託業務に関しま

しては、設計額352万1,700円で、契約額が348万6,000円、98.9%です。

平成22年度、これが1社随契による入札の関係です。

以上です。

○中島委員

相当高い率でだ一とありまして、だから不用額はわずかという。この三角の数字が予算書と比べますとわずかという実態です。1社随契と。これはやっぱり環境課が独自で随契の形、平成21年度と同じようにやったということですか。

○環境課長

当初予算と比較した場合に関しましては、設計額で非常に落としておりますので、予算の残額はたくさん執行残があって、マイナスで今回補正させていただいております。

それから、契約に関しましては、総務課のほうで、昨年度もですけども、環境課ではやっておりません。総務課のほうでやっております。

以上です。

○中島委員

総務課のほうで1社随契と。去年の議会とは違う答弁。いいんですよ、総務課のほうがいいんですよ。担当課でやっちゃいけないよということだけど、去年の議会ではそのような話がありましたよね。

○環境課長

委員会の席で言ったときにどういう形でやったかということで、入札事項調書というのがインターネットの中に載っていないという話でしたものですから、確認をとったんですけども、3月の入札自体がすべてあのときに載っていなかったということで、すべて契約は総務課のほうでやっておりました。

○中島委員

契約そのものは総務課でやったと。今回もやったと、総務課で。随契でやったけど、99.99なんていう数字やら、100パーが出たりとか、こういうことですよ。これについては市長も検討するという話があって、去年の9月議会のときにはそ

ういう話がありまして、この実態というのはもっと前の段階ですかね、契約したのは。だと思えますけれども、だから、これも受けて、新年度の予算のほうでは対応を当然変えてくるだろうと思えますけれども、その点は、この経験を踏まえてどういう検討がなされたのか教えてください。

○環境課長

前回の委員会のときに、知立市の一般廃棄物収集運搬許可業者に関しまして、これは平成22年の4月21日現在ですけども、17社が登録されております。17社登録されておりますけれども、この中でこの業務のできる車を所有している業者というのは知立衛生1社ということで、平成23年度も、車等で契約ができるものに関しましては1社随契から指名競争入札に変えておりますけれども、今言いました中身、今回、予算を組み替えましたけれども、し尿の収集と可燃の収集と、それから平成23年度予算でいいますと、資源、不燃の収集に関しましては、知立衛生1社の随契という形でやらせていただく予定になっております。

以上です。

○中島委員

車所有の関係でできるものとできないものがあるということは、当面わかります、当面はね。で、できるものは何なんですか。今、できないものを言われたんですか。不燃と資源。

○環境課長

平成23年度で指名に変えるのは、粗大ごみの収集と、それから、動物死体収集のこの二つに関しましては指名競争入札のほうに変更させております。

○中島委員

大きい流れは変わらないという、こういうことですね。

現在は1社随契でやっていますから、登録される方はいないんですよ。登録される方自身がないということじゃないかと思うんですよ。ですから、入札をやります、指名願いをどうぞと、こういうアピールをすれば、そういった形のものが応札の準備をされるのではないかということをお

いますけれども、その辺のお考えはないんですか。

○環境課長

一般廃棄物の収集運搬許可業者というのは、うちのほうに申請していただいて許可を出しておるんですけども、今言われたのは、うちが指名をやりますということ为例えば言った場合に、ほかの業者が入ってくるかという話だと思わなければならないんですけども、その辺のことは私ども、実際やっておりますので、どうなるか結果はわかりませんが、一般廃棄物の収集に関しまして、調べたところ、県内、ほとんど一社随契というのが現状でございます。指名はないというのに等しいというのが現状の状況です。

だから、例えばうちがやると言った場合に、ほかの業者が入ってくるかというのは、ちょっと定かではありません。

以上です。

○中島委員

それはちょっと検討してもらったほうがいいんじゃないですかね。業者同士で割り振りをしているということがひょっとしたらあるのかもしれないんですけど、よその市でいろいろ動いている車もありますけれども、そういうところが、じゃ、知立市のほうでもやってみようかなというふうに出てくる可能性もあるし、二つコースを分けてやってもいいし、その辺は検討しないと、市長が大変意気込んで、昨年の9月決算のときには、これは入札という方向を考えなきゃまずいというふうに答弁をされましたので、それが全く見えない形になっているということですが、市長、どうですか。

○林市長

あの議会のときから内部で検討をしてもらって、今回二つの案件でありますけれども、指名競争入札ということでもうさせていただきます。あとのものについては、やはりトラックの話でありますとか、なかなか限度があるということでもありますけれども、さらにもう一度検討はしていただくかなというふうに思っております。

○中島委員

検討してみてください。これ、長年の課題ということでもありますので、ぜひというふうにお願いいたします。

それから、ひとり暮らしの方の行方がわからないという、高齢者の所在不明という問題、お正月に最後、確認できるだろうと、暮れに、年末にというようなことがありましたので、その報告を受けておきたいと思いますが、所在不明という方がみんな健在であったのか、居場所が確定できたのか。

○市民課長

平成22年度は住民基本台帳の実態調査を12月から1月にかけて行わせていただきました。その中で18名の方が所在がわからないということでお話ございました。

その中で、私のほう、いろいろ自宅に行ったり、また、住民基本台帳の関係で所得だとか何かを調べたりすることもできますので、その関係でいろいろ見させていただきました。そうしたら、5名の方が実は所在がわかりました。その方につきましては、住民票の移動を、実際住んでみえるところに移動してくださいということでお話をさせていただきましたら、5名の方はわかりました。それで、市外転出をされたということになっております。

それで、あと13名の方につきましては、どうしても行方がわかりませんので、その方につきましては、3月7日時点で職権消除をさせていただいております。

以上です。

○中島委員

職権消除ということで、不明の問題も片をつける形になるわけですね、結局ね。そこのおうちにもいないと、住所のところにもいないと。家族、縁者がいないと。探した中でいないという、こういうことですね。

○市民課長

私のほう、1月の終わりぐらいに実際に自宅に行きました。これは、夜間6時過ぎから7時から8時くらいにかけて行かせていただきました。どう

してもその所在がわかりません。それで、そこに住んでみえる方だとか何かに聞いたときに、聞いたことがないだとか、そういうことがありましたので、この方たちにつきましては、あと、手紙が届いたりなんかする可能性がございますので、それで、私のほうは、3月7日時点で職権消除をさせていただくということになっております。

○中島委員

訪問したけれども、そこにみえる方がそんな人はここにいないというふうに明言をされた。ここにはもう全然そんな人はいませんよと。随分前からいないよと、知らないというふうに言われた。

○市民課長

私のほう、調査票だとか、そういうものの中で、まず、実態調査というのは、一応、手紙をまず御本人さんのほうに本人限定通知、それを12月の終わりぐらいに出させていただいております。本人がみえれば、その手紙を受け取られるという、そういう仕組みになっております。例えば、知立市以外におみえになって、郵便局にこちらのほうに手紙を届けてくださいよということの限定につきましても、本人限定通知を出せばその方のところに行きますので、まず、それを最初させていただきました。

その後、戻ってこない方、要するに手紙が戻ってくるということはないということですので、その方につきまして、私のほうは、1月14日から19日にかけて自宅のほうにお伺いをいたしました。2人体制で、その方だとか、近くの方だとか、それからアパートの管理人さんに聞いたり、そういうことをして、どうしてもみえない方につきまして、再度、私のほうは、御本人さんあてに手紙を出させてもらっております。こういうふうで職権消除をしますよという。その後も、どうしてもまた戻ってきますので、そうした方につきましては、今、先ほど言ったように、3月7日時点で職権消除をさせていただいております。

以上です。

○中島委員

そういう不明の方がどっさりたまらないように、

それこそ日々これからはそういうものがないかどうか目を向けてやっていってください。

ひとり暮らしですと、亡くなっていてわからないというようなこともあつたりすると大変ですから、生活保護の関係でひとり暮らしで亡くなっていったというようなケースがこの間あつたというふうに思うんですけども、実態は。

○福祉課長

生活保護に関しましては、一応、各訪問等やらせていただいているわけなんですけど、やはりその中で亡くなっているという方、実際は発生しているわけなんですけど、ちょっと今、件数的に何人というのはつかんでいないんですけど、やはりここ最近、ちょっと立て続けにそういった方が出ております。やはりその方は高齢者の方で、やはりちょっと体の不自由な方という方が多いわけなんですけど、そういうので、最近顔を見ないということで、確認しにいくと、亡くなっていたというのもありますので、そういったことで、今後、そういう方については、なるべくケースワーカーのほうで、なるべく訪問等をさせていただくということでやらせていただくつもりでございます。

○中島委員

訪問がなかなかできないということもあつてなのか、毎月取りにいらっしゃる方で取りに来なかったと。代理の人が取りにきて持っていったということで、本人の確認はその際にはしないということがありましたよね。

やっぱり、本人に渡す、代理人に渡すというのは、そこに来れないということは病気だということしかないわけでしょう、もしそうであれば。だったら、直接行って、顔を見て渡してくるということでなければおかしいわけで、代理人がそのお金をどうしたのか、責任もないわけですよ。だから、それはちょっと私は納得できない事例だというふうに思っております。

訪問ができないということもあるんですけども、その方の場合は、来てもらって渡すというルールになっていた。やっぱりいろいろ、ちょっとした何かある人には、なるべく来てもらって顔を

見て渡すという。来なかったら訪問するということがすぐできるわけなので、そういう対応をふやしたほうがいいんじゃないかと。来てもらうということも混雑するから全部振り込みにしちゃうというような感じでやっていますけれども、やはり来てもらって渡すということのほうがいいのではないかというふうに思います。

亡くなっていたということもだいぶたってからわかったということになって、大変問題だというふうに思います。その点はどんなふうにも今後対応されるのか伺います。

○福祉課長

今現在、窓口、手渡しという方につきましては、本来、実態、なかなか生活の実態がわからないという方について来ていただいてということで、就労活動とか、そういったある程度毎月そういった報告のある方については、口座のほうを使わせていただいているというのが現状であります。

今、中島委員の言われたように、ここ最近そういうことで亡くなられた方がいるということで、うちのほうもなるべくそういう方については所在等を明らかにしてということで頻繁に気をつけている形ではいるんですが、どうしてもそういったちょっと安心したようなところもあったのかも知れません。

それで、今後につきましては、やはりそういった方については、なるべくそういったことで、窓口に来ていただくなり、こちらから訪問していく。

ただ、扶助費につきましては、本来国のほうからケースワーカーがお金をいじってはいけないという、いろんな事件があってそういったことになっておりますので、その辺が若干ちょっとネックにはあるんですが、やはりそういうこともネックではありますが、一応そういったことでなるべく窓口に来ていただいて受け取っていただくなり、そうでなければうちのほうで訪問して確認するという形でやっていきたいと思っております。

○中島委員

大変な仕事ではありますけれども、それも訪問活動の一環ということで、どうしてもお金を運ぶ

場合には、臨時の方も一緒についていってもらって渡してくるとかね。1人でやるとそのお金がどこかに消えるといけないという事件ですよ。ということなので、それはやり方があると思いますので、やっていただきたいというふうに思います。

それから、予防費、59ページのヒブワクチン等のほうの対応なんですけれども、新たな情報というのは全く出てこないということなのかどうか。新たな情報。死亡者が出ましたが、それが一体何だったのかというまんま過ぎていきますよね。不明というふうになっていまして、不明というのは、そのままになったらずっと不明ということなのか、調査中なのか、わからないまま打てなくなっているという問題がありますので、その点を解明してください。

○健康増進課長

ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンにつきまして、同時接種をされた方が今現在6名死亡が出ております。国のほうも3月8日に専門家によって検討会を開きましたけれども、まだまだ調査、検討に値するような証拠というのか、いろんな材料がそろっていない状況の中で即座に判断するのは難しいと。

ただ、今までの状況からすると、因果関係はほとんどないようには見えるけれども、それをまた立証するのも難しいというところで、今現在も接種一時見合わせという段階で、それを今後、さらに材料をそろえて検討会議をいつ開くかについてもまだはっきり国のほうは示しておりませんので、まだしばらくこの一時見合わせが続くのではないかなというふうに思っております。

○中島委員

ヒブと肺炎のワクチンについては、全員が同時接種という形をとるということなんですかね。同時接種。これは3種混合というのがありますよね。あれは同じ注射器で中に入ってやっちゃいますけど、これはどういう形で同時接種なんですか。

○健康増進課長

亡くなられた6人の方の状況を見ますと、肺炎球菌とヒブワクチンを同時に打たれた方が6人の

うち3名ですね。そのうち、3種混合もあわせて打たれたのが2名の方。6名のうちあと2名の方がヒブとBCG、もう一人の方がヒブと三種混合というぐあいで、あと、もう一人の方が肺炎球菌と三種混合、こういう形で、何らか同時接種、ヒブと肺炎球菌に限らず、ほかのものと同時に打って死亡に至っている。これがこのワクチンによるものかどうかはまだわかっていないという状況です。

○中島委員

説明はありがたいんですが、ヒブと肺炎球菌のワクチンというのは、一般的にお医者さんに行ったら両方一緒に打つのかということ。

○健康増進課長

それぞれその辺、同時に打つかどうかは医師の判断でやっていただいております、同時にやって、多くやっていただいている医療機関もあれば、うちは同時接種は遠慮したいというところで、別々で打っておられる医療機関中にはあります。

○中島委員

そうすると、同時をやめてヒブワクチンだけをまず打ってもらうという方法だっていいわけでしょう。それも今は一時見合わせと、全部ね。同時接種が理由かどうかははっきりしないということから、全面一時見合わせということなんです。ちょっと理解しがたいところもありますけれども、今までせっかく接種に補助が出てということになったんですが、今までの事故というのはあったんですかね。聞いていないけど、あったんですかね、やっぱり。

○健康増進課長

世界各国でこの肺炎球菌、ヒブワクチンについてはもう以前から接種されておまして、卸売業者に聞けば、そんなことは世界各国の中で死亡事例が出たのはなかったというところで、なぜ日本だけが一気にこれだけ死亡事例が出たのかちょっとわからないところにあるということでした。

○中島委員

そういうふうに聞いていますよね。今回はまだ定期接種化されていないわけで、因果関係がもし

はっきりした場合には、といっても、ヒブの場合は定期接種じゃないので、国の責任補償問題はないと。BCGと一緒に打ったり、三種混合と一緒に打っている。ここの部分については、定期接種ならその補償対象になるという、基本的にはそういうことですか。

○健康増進課長

そうですね。定期接種については国が責任を持ってやられるわけですが、任意接種のほうでの因果関係なのか、定期接種のほうでの因果関係なのかはわからない状態ですので、どちらが責任を持つかはちょっとわからないのではないかなと思います。

○中島委員

わかりました。そういうことでしょうかね。

定期接種化というのはそういう意味があると。何かのときにはやっぱり補償問題が出てくるときに安心だということで、今回こういうことになれば、定期接種化もちょっと躊躇する可能性があるわけですが、もしこれが問題だったとなれば。しかし、そうでなければ、定期接種というのはやはり意義があるというふうに改めて感じております。

問い合わせがいろいろ来るし、またホームページも第2弾が載っていましたが、まだ依然とということで載っていましたが、若い方たちはよく見ると思いますから、ホームページは、だからしっかり情報を流してあげていただきたいと思います。

以上です。

○杉山委員

私も、59ページの子宮頸がん等ワクチンの接種事業に関しまして、今、中島委員が聞かれた点については重複しますので質問は避けませんが、この件に関しましては、大変親御さんに関しては本当にいたたまれない思いだというふうに思います。

しかし、今、またこのワクチン接種に関しては、風評とか、そういった形で接種事業がおくれをとってはいけないとも思います。

そういった中で、今回、知立市は、対象も国と

あわせて、対象年齢等が決められているわけですが、これは当然ずれてくるわけですが、その辺の対応についてはいかがでしょうか。

○健康増進課長

肺炎球菌とヒブワクチンにつきましては、一時見合わせになっておりますけれども、これが年齢が延びる云々については、まず、基本的には5歳未満の方がかかる病気になるかと思っております、それが年齢が上がるとは思えないと思っております。

子宮頸がんワクチンにつきましては、現在、中学1年から高校1年生までをやっておるわけですが、御承知のように、ワクチンが不足しまして、2月中に1回でも打った方でなければ、3月以降2回、3回が打てないという状況に現在、ワクチン不足でなっております。

そういうことで、高校1年生の方が3月中1回も打てない状況がここで生まれてくるかと思っております。それで、国のほうもそういうことではちょっとまずいというところで、3月7日付で通知がออกมาして、高校1年生の方については、3月中に1回も打てなくても4月以降当分の間について接種した場合については助成の対象としてもいいということになっておりますので、これの当分の間というのがいつまでなのかはちょっとまだはっきりしていない状況にはありますけれども、そういう状況です。

○杉山委員

ありがとうございました。

やはり不足分でこういった事態になっているということで、当然、ずれてきた方に関してはそういった補償があつていかなというふうに思います。

ある程度の期間という点も、また明確になったら教えていただきたいなというふうに思います。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第19号について、挙手により採決します。

議案第19号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第19号 平成22年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第20号 平成22年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号について、挙手により採決します。

議案第20号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第20号 平成22年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号 平成22年度知立市老人保健特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第22号について、挙手により採決します。
議案第22号は原案のとおり可決することに賛成
の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第22号 平成
22年度知立市老人保健特別会計補正予算(第2
号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定
しました。

議案第23号 平成22年度知立市介護保険特別会
計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第23号について、挙手により採決します。
議案第23号は原案のとおり可決することに賛成
の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第23号 平成
22年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3
号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定
しました。

議案第24号 平成22年度知立市後期高齢者医療
特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第24号について、挙手により採決します。
議案第24号は原案のとおり可決することに賛成
の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第24号 平成
22年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきもの
と決定しました。

議案第26号 平成23年度知立市一般会計予算の
件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○杉原委員

それでは、議案第26号、平成23年度の知立市一
般会計予算に関して1点だけお尋ねをさせていた
だきたいと思います。

予算説明書の119ページ上段をごらんいただき
たいと思います。

介護基盤緊急整備事業の中の539万1,000円とあ
りますけれども、この件に関して、まずどういっ
たことをやられるか御披露いただきたいと思いま
す。

○長寿介護課長

説明をさせていただきます。

これは、平成21年に消防法の改正に伴いまして、
グループホームにスプリンクラーを設置するよう
義務づけられました。私ども知立市の中でまだス
プリンクラーを設置していない施設がながしのの
里にワンユニット9人定員のところが2棟ござい
まして、そのグループホームにスプリンクラーを
設置するものでございます。

○杉原委員

ありがとうございました。

消防法が変更になったということで、2棟、な
がしのの里にスプリンクラーをつけられたとい
うことですが、ほかの介護施設に関しては大丈夫で
あるかどうかということをお確認させていただいた

いんですが。

○長寿介護課長

今、杉原委員おっしゃいましたように、知立市内には特別養護老人ホームが2施設、それから介護老人保健施設が1施設、そこにつきましては、従前の法律により既に設置する義務がございますので、もう既に設置済みでございます。

以上でございます。

○杉原委員

ありがとうございます。

ということは、全部終わっているということでよろしいわけですね。ありがとうございます。

介護施設ということで、今、長寿介護課の山口課長のほうからお話があったように、ヴィラトピア、山屋敷と、ほほえみの里と知立の老人保健施設のというところがあるわけですが、3施設、今、関連事項の中で規模、何床あられて、待機者に関して、それだけじゃ今までの中でも足りないというところがあったわけですが、どんな状況になっているか御披瀝いただきたいと思えます。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後6時25分

再開 午後6時26分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿介護課長

まず、知立市内のヴィラトピア知立でございますが、定員80名に対しまして、平成23年2月末日現在で208名の待機者の方がございます。

ほほえみの里につきましては、定員70名につきまして待機者が248名の方が待機してみえます。

知立老人保健施設につきましては、定員95名のところを5名の方が待機してみえます。

以上です。

○杉原委員

ありがとうございます。

なぜこの件に関してお尋ねをさせていただいた

かと申し上げますと、介護基盤整備計画ということの中で、平成22年において、以前、ヴィラトピアが予算をつけられて、いろいろ事情があって今回下げられたといったようなことがあったわけですが、今現状の中で、今のお話を聞くだけでも、足し算をするだけでも500近く待機者の方がおみえになるという、知立市の中であるわけですが、それから数カ月、約1年ぐらいたっているかと思うんですが、今現状の中で、そのような小規模特養のところの中でまだ補助金に関しても県のほうは生きていると思うんですよ。今現状の動きの中というのはあるかどうかを課長のほうからちょっと御披瀝いただきたいと思えます。

○長寿介護課長

今、杉原委員おっしゃいましたとおり、御案内のように、平成22年度、平成23年度におきまして、ヴィラトピアが小規模特養を建設する予定で進めていただいております。しかし、土地の確保ができないということで、一時中断という形になっていたわけなんです。そのヴィラトピアにおきましては、その後、土地が確保できまして、その小規模特養を建設できるような条件が整ったということで、地域密着型サービス事業者審査協議書ということで、平成23年1月31日付で私どものほうに提出がありました。それを受けまして、地域密着型の施設におきましては、知立市が指定することになってございますので、平成23年2月25日に地域密着型サービス運営委員会を開催させていただき、厚生労働省の示す人員の配置基準だとか、それから建設基準等々の規定をかんがみまして、また、県からの指導も受けまして、知立市としましては内定ということでヴィラトピアに通知を出してございます。今のところはそこまででございます。

○杉原委員

ありがとうございます。

ヴィラトピアのほうで、今、長寿介護課長の御報告によると、小規模特養に関してはそういった申請が出されているといった状況を今聞き取れた

と思うんですけども、もしわかれば、場所がどこら辺の地域を今選定されていて、規模、あと、完成時期に関してどうか。あとは、県の補助金に関しては間に合うのかどうか等に関して、ちょっと御披瀝いただきたいと思うんですが。

○長寿介護課長

まず、場所でございますが、土地の所在地で申しますと、知立市牛田町コネハサマ34番1、同38番5。場所におきましては、松並木を出雲殿から牛田のほうに向かっていただきまして、竜北中学校のほうへ曲がっていただきまして、三河線の踏み切りを越えて、もう少し北進していただきまして、逢妻苑に入っていく道があると思いますが、その逢妻苑に入っていく道の角にお店やさんがあると思います。そのお店屋さんのすぐ東隣一角を建設用地として確保できたということで伺っております。

それから、まず、補助金でございますが、これは県のほうから介護基盤緊急整備、これも平成21年から平成23年度の特例基金として使うことができまして、県のほうには一たん平成22年度に、つくる予定だった補助金の交付申請を取り下げているわけですが、その後において県のほうにも打診をし、平成23年度においてまた補助金の交付申請を行っていく予定でございます。それにつきましては、補助金額は1床400万円ということで、29床ですので、1億1,600万円の補助金が交付される予定でございます。

以上です。

○杉原委員

規模と完成時期もわかりましたら。

○長寿介護課長

完成時期におきましては、当該年度、平成23年度に開設をしないといけないということもありまして、平成24年3月の見込みでございます。

規模におきましては、小規模特養におきましては、定員が29人以下となっております。今、私どもに提出がありました図面を見ますと、2階建てで1階が10床、それから2階が真ん中で仕切って10床と9床、合計29床の建物になってございま

す。

○杉原委員

ありがとうございます。

一応完成予定としては平成24年の3月末、4月1日から入居ということでよろしいわけですね。

○長寿介護課長

平成24年の3月中には入所を開始できる予定でございます。

○杉原委員

ありがとうございます。

大変この委員会の中でも議論になっていて、議会の中でも出てきた部分ですけども、こういった形で29床ではありますけれども、まだ500人弱お待ちになっている中でもふえてきているといったような中ではあるわけですけども、そのほか、今、このヴィラトピアが今29床という小規模特養を今回希望されたわけですが、そのほか、何かお話はございますかね。

○長寿介護課長

こういった施設におきましては、3年1期の介護保険計画の中で計画を立てて施行してまいりますので、私どもの第4期の介護保険計画の中には、そういったこれ以外の計画はございません。そして、事業者さんからも申し出はございません。

以上です。

○水野委員長

杉原委員に申し上げます。

質疑につきましては、福祉予算のほうになってきますので、ちょっと議題外に及ぶような形もあるんですけど、この後、まだもう少し続いて。

○杉原委員

いや、もうこれで質問を閉じます。

済みません、議題がいろいろ外のところに入ったり出たりして申しわけございませんが、今回、お話ししたかったのは、そういったうわさを聞いたものですから、今回、ちょっとそういう話をさせていただいたと。

いずれにしろ、知立市においても、まだまだ介護施設に関しては必要だということで、今回、ヴィラトピアが手を挙げていただいて、場所が見つ

かって、再度29床できるということで、今後もぜひ、これからこうやってヴィラトピア、始まるわけですけども、行政のできることに 대해서는積極的に協力をさせていただいて、今後もこういった介護施設に関しては行っていただきたいと思いますということをお願いさせていただいて、質問を閉じさせていただきます。

以上です。

○高木委員

平成23年度、115ページ、一般質問でも質問させていただきましたけれども、緊急通報装置、こつともたたくさんの予算がついております。部長さんが研究しますと云ってくださったんですけども、高齢者の夫婦、きょうだいには、この緊急通報装置は考えておられますでしょうかというか、考えてください。いかがなものですかね。

○長寿介護課長

この御質問におきましては、本会議でも私どもの部長が答弁をさせていただいたように、この緊急通報装置の制度、緊急時に連絡することが困難な方におきましてこういった機器を設置させていただくということで進めさせていただいております。

今、高木委員おっしゃいますように、高齢者2人ということで、そういったことができないということであれば、この要綱の規定の中には、そういった具体的にその方が該当するものはありませんが、4条の5番のところにその他市長が特に必要と認めた者ということでございます。私ども、そういった申請書が出てまいりましたら、そのお宅に出向きまして、どんなような環境になっているかを見させていただき、真に必要があると認めた場合につけさせていただいております。

以上でございます。

○高木委員

真に必要があるかということで見てくださいということで、申請はこの場合はどこに出せばいいんでしょうか。

○長寿介護課長

私どもの長寿介護課のほうで結構でございます。

○高木委員

先日、老人のお宅のほうにこういう用紙が届きました。緊急通報装置のことで書いてありますけれども、ここの部分にそんなようなことは書いてありません。本当に緊急通報装置、おおむね65歳以上のひとり暮らしということで、そのことしか書いてありませんけれども、高齢者の夫婦、高齢者のきょうだいについては、本当にどのように思ってみえるのでしょうか。

○長寿介護課長

高齢者の方々を区分するというものではございませんで、この制度に見合った形でありましたら、設置をさせていただくような形で進めていきたいと思っております。

やはり、いろんな、お二人で住んでみえる方々がおみえになるかと思っておりますので、そこら辺の実態を調査させていただきたいと思っております。

○高木委員

こういう要綱があることは、一般の方は知らない方が多いように思われます。民生委員の方が老人世帯の調査をされると思うんですけども、そのときにこういう緊急通報装置が必要じゃないかなというようなことで、それで長寿介護課のほうへそういう話が上がっていくことはありますでしょうか。

○長寿介護課長

まず、市民の方に向けての周知でございますが、これは私ども、在宅サービスの一覧表ということで、毎年4月16日号、もしくは5月の1日号で広報に折り込みをしまして、市民の方に配付をさせていただいております。

また、民生委員の皆様方におきましては、定例会があるごとにお話をする機会がありましたら話をさせていただいておりますし、民生委員の方々が窓口に相談にお見えになることもございます。そのときには、どういった方が設置ができるのかを説明させていただいております。

以上でございます。

○高木委員

高齢者世帯で現在つけてみえる方は何件ぐらい、

これを利用されているお宅はありますか。

○長寿介護課長

済みません、今、手元には総数はありますが、ひとり暮らし高齢者のみの方という区分での統計はございません。申しわけありません。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後6時40分

再開 午後6時48分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高木委員

先ほどの緊急通報装置についてなんですけれども、問い合わせが市民の方からありましたでしょうか。

○長寿介護課長

高齢者のみの方々という形で直接お話があったこともあろうかと思えます。先ほど申しましたように、いろんな形でのお住まいしてみえる方がみえますので、そこら辺をかんがみまして、個々に具体的にその要綱に記すということもなかなか困難なことがございますので、そこら辺、状況を見させていただいて、今後、そういった方々については検討させていただきたいと思えます。

○高木委員

今後、そのような方というのは、ひとり暮らしの方でということなのか、そうではなくて、世帯の方ということなのでしょう。

○長寿介護課長

今、高木委員がおっしゃいましたように、高齢者のみの世帯の方についてでございます。

○高木委員

ありがとうございます。

知立市、高齢者、どんどんふえておりますので、皆さんに安心して暮らせてもらえるまち、知立の総合計画にも載っております。よろしく願います。

○三浦委員

一つだけ伺います。

181ページ、観光行事費、観光行事委託料、この件について説明をお願いします。

○経済課長

観光行事委託料でございます。

知立で行いますお祭り等の委託料でございます。事業推進費、ミスかきつばたコンテスト費、かきつばたまつり費、知立まつり費、花しょうぶまつり費、知立よいこ祭り費、このような事業の費用でございます。

○三浦委員

知立の観光行事ですけれども、一つ、知立まつりに関しまして、市長が過日、知立神社管内の5カ町の総代、また、祭り関係者を呼びまして知立をPRするという意味合いにおいて、知立まつりの山車を10両飾るという、一堂に出すという、これは知立まつりと絡むかどうかわかりませんが、そういった形で知立の山車10両ということで、市長のほうから提案といたしますか、まちの総代、祭り関係者のほうにありました。この件に関して、多分ここには予算的にはのっていないと思うんですけど、この件は御存じでしょうか。

○経済課長

今、質問者おっしゃいましたように、市長からの提案でございまして、仮称ではございますが、知立山車10両勢ぞろい事業ということで、委員会をつくる中で検討をしているところでございます。

11月にそのような話、それ以前にあったようにも思いますが、11月に2回、それから、12月に1回、打ち合わせ会ということで実施させていただきました。その後、1月23日、実行委員会ということで正式な実行委員会を立ち上げております。

その中身といたしましては、御町内の代表の方、各2名ずつ、また、事業主体と申しますか、企画運営をしていただきます知立芸術創造協会、それと、私ども関係いたします市の窓口であります企画、それから、私どもの経済、それから生涯学習課というようなところで委員会の中で行っております。その中で、文化庁が実施、たしか、これ、平成22年度だったと思えますが、実施しております地域伝統文化総合活性化事業、これは補助金を

いただいた中で祭りを広くPRするというような目的の中で、たしか、これ、年度がいつまでも続くというものでは内容に聞いておりますが、こういったものを使ってできないかというところで、現在は委員会をする中で進めているところでございます。

今、質問者がおっしゃいましたように、今回の予算の中には全く反映はされておられません。

以上です。

○三浦委員

説明のほうがありました。知立まつりに絡んで、知立には山車が5台、そして、花車というのが5台、合計10両ありまして、これを一堂に出すということで、知立ではいまだない事業であります。こういった事業で知立をぜひPRしたいという市長の提案がございました。

市長、この件に関して市長の見解。私はこれはもう大賛成で、ぜひやっていただきたいと思っておりますが、市長、お願いします。

○林市長

この事業につきましては、今、三浦委員がおっしゃってくださいましたように、知立市の宝物でもあります山車を何とか市内外により広くアピールをして、そしてそれを機にさらなる活性化を図りたい、そんな思いで提案をさせていただいております。

もともとの発端は、前から非公式でありますけれども、いろんな方々に山車が勢ぞろいしたらどんなものだろうなという話の中で出てきた。そして、最も契機となったのが、今、三浦委員が御紹介いただきました文化庁からの補助金があるということでもあります。せっかくの助成金ということで、これを何とか活用できないものかということで、山車の関係者の方々にお集まりいただいて、私の赤裸々な思いを述べさせていただきました。せっかくの助成金であります。この助成金を使って、私は地元の知立の生まれなんですけれども、山車については余り知らない中で、山車10両ということを上申しておる、そうした中でいろんな御意見をお伺いしたいということでありまして、

準備委員会等を立ち上げていただいているわけがあります。

その中で、やはり5カ町そろいますと、非常に積極的なまち、いやいや、これはそれほど広めることもないんだよというようなまちとか、まちの中でもいろんな方々の御意見がありまして、非常に参考にさせていただいているところであります。

やはり、思いは私、そうでありますけれども、やはり無理をしてはいけない。この地域の方々が育ててくださっている山車であり、知立まつりでありまして、何とか皆様方、5カ町さんがしっかりとした合意を得た上でこれが実現ばいいなというのが今の心情であります。

○三浦委員

ありがとうございます。

この企画、私もすごくいいと思ひまして、賛同のほうをさせてもらったんですけども、先ほどから出ています予算面といいますか、何を使って行かということ、文化庁の補助金が出る。これは平成22年度の補助金で、話を聞きますと満額出るような、大変大きな補助金であります。平成22年度が終わりまして、平成23年度、これは、平成22年度は余り全国で補助金を使いたいという団体がなくて、平成23年度に繰り越してきたわけですが、繰り越してきて、そういった補助金を使いたいという地方団体がたくさんいた場合、これはなかなか満額が取れるかどうかはわからない、そういったことも考えられます。そういったときに、知立市としてどのような援助といいますか、後方支援みたいなものができるのか。その辺、後方支援というよりか、先ほど話がありました企画部がトップになって、いろんな経済課、学校の関係もする、どちらかといえば、市を挙げてという形では思うんですけど、そんなわけで、成功させるためには、やはり市のほうもそれなりの心構えといいますか、その辺がなければなかなかこういうのはできないと思うんですけど、なかなか形になっていない、資料的にも出てきていませんけど、まだこれも今考えている段階だと思ひますが、そんなことも含めまして、予算の件も、

市長、どのように思っているのでしょうか。よろしくをお願いします。

○林市長

この市の支援体制ということであります。

会議でも申し上げております。やはり、この事業については、助成金がまずありきということでありまして、助成金を何とか活用したいということでありました。

今、三浦委員おっしゃられましたように、市の単独費としての考え方ということであります。これは、私、その会議で申し上げたのは、やはり5カ町様がやはり一致団結してやろうという機運が高まったときには、当然ながら議会のほうにも御理解いただけるのではないかなということは申し上げております。今、そうした心を一つにしていく段階かなと。今度も準備委員会か、名前はちょっと忘れちゃったんですけども、また会合を設けていただけるようでありまして、そうすぐには結論は出ないかと思えますけれども、やはり5カ町さんが一致団結してやるぞというふうな空気になれば、そこは議会のほうにまた御理解をいただくことになるころではないかなと思っております。

○三浦委員

ありがとうございます。

町内のほうといたしますか、5カ町も、市長のほうぜひといいますか、市長のトップダウンじゃないですけど、市長の意気込みが相当あるなということも感じていますし、私ども、5カ町も、こういう形ならぜひ協力したいという形で今から持っていけると思えます。

そんなときに、やはり市として、いろんなことがございますが、全面的なバックといいますか、その祭りで知立市を盛り上げるということ、そういったことをやはり真剣に考えていただき、この計画、事業はぜひ成功したいと思いますし、成功させたいと思っています。

そういった祭りの関係であります。知立市のこの知立まつりは国指定の無形文化財もございます。そんな意味において、これはぜひやっていきたい。市長もそのぐらいの不退転といいますか、

ぜひやるということでもう一度考え方をしゃべっていただきたいと思っています。

○林市長

この山車という、非常に知立市において大きな財産をより広く内外にアピールしたいという思いを非常に強く思っているわけでありまして、これは、しかしながら、私一人では何もできないわけでありまして、まだまだ5カ町さん、いろんな温度差があるなというのを感じております。やはり5カ町さんが一致団結をされることが必要、大切であろうというふうに思っております。一致団結していただけるように、私もいろんな形をお願い、そして、働きかけをさせていただきたいというふうに今思っております。

○三浦委員

ありがとうございます。

ぜひ実現するように、私たちも頑張ります。また、市長のほうの応援もお願いします。

そして、担当といいますか、経済課も中心になると思いますので、ぜひその節は協力体制をとっていただきたいと思えます。

終わります。

○高木委員

169ページ、衛生費のところ、この中でリサイクル、知立市は循環型利用を推進しています。この塵芥処理費の中で資源としてリサイクルと考えられるお金は、ここの予算としましては、1億9,684万5,000円と私は思いました。大体これぐらいですかね。教えてください。

○環境課長

平成23年度の当初予算の委託料で計算されたのかどうかということなんですけれども、今、リサイクルということでは言われましたので、今、リサイクルしているものを言っていきますと、資源ごみというものがまずあります。資源ごみの収集運搬委託、そういうものもすべて関係してきます。それから、ペットボトルだとかプラスチック容器包装ごみの中間処理とか、そういうような委託料もすべてリサイクルに絡んできております。今、瓶、ペットボトル、空き缶、古紙類、プラスチッ

ク容器包装ごみ、ガラス、陶磁器類、それから携帯電話等につきましてはリサイクルを実施しております。それから、それとプラス、食用廃油に関しましてもリサイクルを実施しております。

この部分がリサイクルの費用になります。いろいろかかりますので、委託料だけ足せばこの今のところに関したものを全部足していただければリサイクルに関する費用ということになりますけど、ちょっとここで足しておれませんので、申しわけありません。

○高木委員

私は、今おっしゃったのを、この予算書を見まして丸をつけました。とても見にくくて、これはリサイクルのものなんだ、これは違うんだというふうで、一応丸をつけて図ったお金が約2億近くありまして、そして、今度、収入と思われるほうから見たのが1,300万円ぐらい大体あったんです。

これも、私はこれを見たときに、もうちょっとまとめて書かれると、これはわざわざこうやってなっているのかなということなんですけど、こういうのはちょっとまとめるわけにはいかないんですか。

○環境課長

それぞれ委託先が違いまして、同じ業者のものも2点とかありますけど、内容がプラスチック容器包装ごみの中間処理とペットボトルの中間処理、契約は別々になります。ですから、業者は同じところに入札で落ちてはいますが、二つに関しましては、ただ、わかりづらくなると。例えば、プラスチック包装・ペットボトル中間処理というような形でやると、わかりにくくなりますし、それから、容器包装リサイクル法との絡みもありますので、同じ業者ですけれども、委託料としては別々に載せさせていただきたいということです。

○高木委員

そういう意味を言っているわけではなくて、この書き方が突然動物の死体があって、次に粗大ごみが来て、可燃ごみが来てという、これをもう一目でこの部分だよという、そんなふうに分けたら、これはそんなに手間なこと、ほかのところと思う

とできることですかという。

○環境課長

予算の細説順にこれは載っていると思います。平成24年度予算におきましては、順番を並びかえられるように検討させていただきます。

○高木委員

今回、私はこの予算書を見まして、一番びっくりしたところが、実を言いますと、食用廃油回収委託料というところでした。これは、知立市が他市に誇れるリサイクルの事業でして、本当に5市ではやっていないことを知立市がやってみえます。

これで、油をどこへ出すのですかということでもホームページを探しました。私はこれを見つけれませんでした、どこに持っていくのかということが。市のほうへ行きましたら載っていますよと。ああ、そうですか、載っていますかといって、出してくださいました。さあ、どこの項目にこの食用油の廃油の回収について載っていますか、教えてください。お答えください。

○環境課長

食用廃油の回収につきまして、私、環境のほうと環境保全のほうと両方やっております。ホームページ上で私も出すんですけど、どちらに載っているかというのはちょっと今、確認できないんですけども、環境保全と、それからごみのところと、二つのところが環境課のところにあります、ホームページで。そのどちらかに載っているということでもありますけれども、以上です。

○高木委員

これは、知立市のホームページの作り方が本当に問題だと思います。ごみ・リサイクルのところをクリックしてみると、その中に、どこですかと聞くと、その他の資源ごみ、回収場所、それだけしか載っていないんです。そこをクリックすると、そこに油のこととペットボトルのことが載っています。ほかの都市、ほかのまちですと、ホームページの一番初めのページのところに、ごみの分別だとか暮らしのニュース、ごみの収集とか、そういうことが書いてありまして、安城市はもう既にそこを押すとすぐにペットボトルの出し方と

か、そんなような形で、とてもわかりやすく載っています。

知立市、実を言いますと、とても私は反省しなきゃいけないと思うんですよ。これは覚書でホームページをつくってみえるようです。一番最初は3月14日更新。次が3月14日、ことしですね。次、3月10日、3月8日、段々と新しいのが上のほうに載っているものですから、本当にばらんばらんで、もう本当にこれは検討してください。これはお願いします。よろしくお願いします。

○環境課長

ホームページの並び順に関しましては、一度、電算等とも話し合いました、わかりやすいような載せ方になるように検討させていただきます。

○川合委員

手短にちょっとだけお聞きしたいと思います。

179ページの中心市街地活性化に関する予算で100万円があります。これはずっとのっているんですけど、念のためにちょっと内容をお聞かせください。

○経済課長

この中心市街地活性化事業補助金でございます。100万円ということでございまして、これは商工会に補助をさせていただいております。

中身といたしましては、中心市街地における市街地の整備改良ということで、具体的に申しますと、西新地地区の活性化に向けての駅前整備に係る検討会を立ち上げている、そういった中身への補助事業でございます。

○川合委員

そういうふうで、商工会へ行き、そこから西新地のほうに検討会を立ち上げるということなんですけど、ずっと、これ、かなり前から100万円がついておりまして、かなり検討が進んでいるというふうに思うわけでございますが、その内容についてどのぐらい把握しておみえか教えてください。

○経済課長

今、検討会というようなことで申し上げましたが、研究会ということで実際立ち上げて、地元の方々が立ち上げております。そういった中で、コ

ンサルに委託をする、コンサルをお願いをする中で、こういった形の模型図と申しますか、そういった形のを展開して、市における駅前高架における今後のあり方というような中でございます。

今どのような展開ということで、その後におきまして、御承知の中かとは思いますが、北部地区の土地区画整理事業とあわせて実態調査のアンケートをさせていただいております。私どものほうの部分ではございませんが、そういった中で、今、どういった形にあるべきかというのを、その中で報告でつくり上げているという内容でございます。この補助の中の部分ではございませんが、今の展開としてはそのような状況でございます。

○川合委員

ありがとうございます。

そういうことで、知立の駅前のおりて左半分は、これからいろいろと網がかかかっていまして、きれいになっていくと。それで、東の右半分がこの100万円の補助金で検討会が立ち上がり進んでいるということなんですけど、なかなか見えてこないというか、進みぐあいははっきりとしないといえますか、このままだと地権者の方も高齢化されてみえるでしょうし、いろんな意見集約もなかなか難しい。その中に、やはり駐車場の件がありまして、知立市もかわりが大きいと思うんですけど、やはりこれはちょっと都市計画のほうに入ってしまった範囲でちょっとお聞きしたいんですけど、やはりまちづくりという観点で今回見直すというふうに明言いただきまして、そういう全体的な絡みの中で、早急にこれは進めないと、非常にアンバランスなまちづくりになってしまうと思うわけです。

確かにコンサルの方が入っているいろいろお話を進めている。現場といいますか、時々そういう話も聞きまして感じるところ、やはり行政といたしましては、地権者の方から話が来ればそれに対応しようという。地権者の方にしてみれば、もう少し前向きな対応をしてもらえないかというようなことがありまして、その辺がお互いにもう少し前に進む話ができないかと思うわけでございますけど、

やはり本格的な工事着工になってきた今、現実にあわせたまちづくりを、予算面も、それから、全体的な道路の見直しまでするというようなことで、A、B、C案もいろいろありますが、それも見直すということで、非常に、これはちょっと関連で言っておりますけど、まちづくりという関連では、非常に大きなファクターとなるわけですね。その辺、市長、ちょっとどういうふうにお考えか、ちょっと御意見をお聞かせ願えませんか。

○林市長

今の西新地地区の考え方かというふうにして思っておりますけれども、やはりあの一角をそのままにしておくというのは、今から鉄道高架が終わり、そして区画整理が終わっていく中で、今、川合委員がおっしゃられたアンバランスという点からいうと、そんな思いもあるわけでありまして。

今、こうした補助金をつけさせていただいて、また、計画も一定程度の計画が出ているわけでありまして、それをたたき台にして、今、何分、関係者の方々の合意と申しますか、一定の方向性をつくっていただくということがやはり大事なことでありまして、その合意づくりを今進めていただいているのではないかなという、私の認識であるわけでありまして。

いずれにしましても、市としましても、やはり、できることは限られているんですけども、そうした合意づくりについてはしっかりと手を携えていきたいなというふうには思っております。

○川合委員

ぜひ、今お話いただきました趣旨で、何とか前に動くような、早急に動くような形を地権者の方たちと、コンサルの方たちはいろんな事例を持ってこうあるべきだというのがあってもいいんですけども、知立の内情をすべて知ってみえるかどうかということもありますし、行政との関係は行政側との意見を出さないと前に進まないし、こんなふう補助してもらったらもっといいとか、ここはこうあるべきだとかいうようなことをみんな持ってみえるけど、なかなか疎通ができていないということが現状だと思います。

去年かおとしも電話がありまして、この活性化補助金、これってことでもあるかなと言われたんですね。この検討する予算すらもらえるかなと心配しているようなんですよ。そのぐらい、言い方は悪いけど、見放されちゃった感が若干感じられてしょうがないんですね。年間、駐車場もそれなりの収益があるにはあるんでしょうが、この辺も長い目で見れば、もっともって収益が上がることもあるかもしれないし、それから、公的なものを入れていけば、それほど大変な事業というか、半分、公的な部分で床を埋めて、あとは集客のできるスーパーとか、日常の買い物ができるものを入れていけば、その辺の話はそんなに複雑じゃないと思うんですけど、部長、ちょっとその辺の御見解をお聞かせ願えませんか。

○市民部長

私も西新地につきましては、何度も質問を受けておりまして、これ、知立駅北地区等市街地再開発事業ということで、都市整備部のほうに西新地のほうもというようなことを話しまして、アンケート調査から実施していただきました。それで、事業のスケジュールの概略というようなことも西新地の方には都市整備のほうから提案させていただいております。内部的には、西新地が動き出せば、これ、ちょっと僕の管轄じゃないところですけども、話といたしましては、市営の有料駐車場、地権者が知立市でございますので、話が進めば地権者も含めて検討に入りたいという話は聞いております。

ただ、これで北部をやり出すと、西新地はというと、今のスケジュールでは、北部が終わってからというような形でこの報告書はできております。私どもも、逆に商工会のほうに補助金を100万円上げて、商工会が主体で活性化を図っているという行事でございます。私どもも西新地さんから何らかの依頼があれば、何ら協力させていただきますけれども、なかなか大きい中心地の開発でございます。全部が全部やれないというようなことで、都市整備部のほうもとりあえずはこうやって進めていくというようなスケジュールをつくっていた

だいておりますので、それに乗っていくしかないかなと思っております。

以上でございます。

○川合委員

ぜひそういうふうで進めていただきたいと思っております。やはり毎年この予算立てはしていただいておりますが、その先になかなか見えてこない。それと、今言われたように、非常に大きな面積で、それを開発していくにはやっぱり時間もかかるし、設計段階でもかなりの時間がかかると思っておりますので、やはり訴えがあったらそれに対応するという考えではなくて、やっぱり協働でやっていくという考えでないと協働のまちづくりというのはなかなか前に進まないわけですね。ぜひ、これ、駅前の顔ですので、ぜひ都市計画が、今のお話では範疇から外れるかもしれませんが、やはり全体の見直しに入った、この100万がさらに生かされるような、商工会に預けてあるから、そこで商工会がやってちょうだいよという、これは一つの考え方もかもしれませんが、やはりそれだけでは全国的に地権者だけでやっていくというのはなかなか難しい話で、ぜひその辺は当局としましても、市長を初め、しっかりとサポートをお願いしたいと思っております。

以上です。

○中島委員

169ページの清掃費ですが、分別地区集積所整備工事、今回、131万8,000円と、こういうことになっておりますが、計画についてお知らせください。

○環境課長

平成23年度の分別地区集積所の整備工事に関しましては、今、2カ所というんですけれども、分別地区と言いますと、宝町集積所の移転工事がまず一つあります。それから、もう一つは、ちょっと分別地区の集積所という言い方は間違っているかもしれないですけど、不燃物処理場のストックヤードの修繕工事がここに入っております。この宝町の分別地区集積所の移転工事に93万4,500円、それから、不燃物処理場のストックヤードの修繕

工事に38万3,250円、合計で131万7,750円ということで、131万8,000円という予算を計上させていただきます。

以上です。

○中島委員

山屋敷のストックヤードの修繕が入っていると。これについてももう少し詳しくお知らせください。後からお答えください。部長さん、そのかわり頼みます。

分別地区の集積所の建設の件で、知立団地のほうが大幅に方針が変わりまして、急遽、団地、賃貸以外の分譲扱いになっているところの昭和3丁目1というところが、団地と一緒に今までやっていたものが、方針が変わりまして、団地のほうに入れてはならないと、URを含めて団地の敷地のほうには、いろんな事情があつてですが、別にしてくださいと。突然というか、予算のサイクルからいうと突然、住民からしたらそうじゃないという思いもあつたみたいですが、突然、つくってほしいとか、つくらなければならないというような事情になってきた件で、改めて今後の対応について伺いたいと思います。

○市民部長

中島委員には仲介に入らせていただきましてありがとうございました。

今のとおりでございます。3丁目1のところは、一つの区になっておりますので、一つの集積所があつていいんじゃないかなと思っております。

それで、今の予算関係の続きだと思いますけれども、そういう、一つ使えるなら早う使ったらどうだというようなことかもしれませんが、なるべく早く補正で対応したいと。ちょっと9月というよりも、ほかがあれば早めてもらおうかなと思っております。ただ、今の例年で行きますと、9月の補正というのが一般的でございますけれども、ほかがあれば、6月でも、ほかがあればですが、これだけではちょっとあれですけども、9月補正で一つの区の集積場として集積場をつくっていきたいと思っております。

○中島委員

ぜひその方向をお願いしたいんですが、ただ、早めるという意味ではもう少し検討ができるのかなど。ストックヤードかということで、多少その辺が譲ることができるならば、知立団地のほうについては、何とか半年間だけは猶予すると。9月まで半年間は猶予するというようなことであります。もしそれよりおくれれば、また違った方法で何とかしなければということにもなってしまって、大変困ってみえるということなので、ぜひその辺が宝町の移転ということはありますが、これも緊急なんですかね。早くやらなきゃいけないと。その辺、事情を両方とも説明していただいて、緊急同士なので譲り合うことができるものであれば、順番を変えるなり何なりしていただけないかと、こういうことですが。

○市民部長

一応、補正で早目にとということしかここでは言えませんので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○環境課長

宝町の集積所の移転工事に関しましては、今使っている集積所が平成23年9月までということになっておりますので、その前に必ず工事をしなければいけないということがあります。ですから、今、先ほど確認がとれなかったストックヤードのほうの工事に関しては、一度確認をとらせていただいて、こちらの額が少ないものですから。

○中島委員

課長のほうが現場をよく知っているから、先に使ってもいいのならばという優しい気持ちでちょっと話を。ストックヤードのほう、具体的な修繕の中身が今報告はされなかったんですけども、どんな感じの、緊急性がある工事ということであるのか、今のお話だと緊急性がちょっと薄いという。やらなきゃいけないけれども、ちょっとという、こういうふうにも見受けられますけれども、中身をもう少し御説明いただくことができますか。

○環境課長

中身を見ますと、ストックヤードの修繕工事に

なっておりますので、腐っているところとか、そういうような取りかえのようなものになりますので、その辺が延ばせるか延ばせないか、ちょっと私では判断ができない状況です。

以上です。

○中島委員

どのみち、ちょっと足りない感じがしますので、131万8,000円ですから、93万4,000円も使ったら、あとは少ないですから、1カ所分の集積所ができないという感じかもしれません。ただ、下の土台は、既に昔コンテナを置いていた場所がしっかりあるので、上をちょっと囲うだけということで、ひょっとしたらこの範囲でやれるかもしれないという、私は見ております。要は、9月までに關しては、9月までに期限を切られてしまふ。9月までに御遠慮いただきと、団地のほうに捨てるのはという形になってしまったので、いろいろアンケートを区長さんがとっていただいたり、すごい奔走されて、3丁目同士だから、私、住んでいるほうは3丁目ですが、3の1が団地の中にあるまして、バス通りを挟んで来て、ちょっと距離があるんですね。ですから、持ってきてくださるのは別にいいんですけど、高齢者が大変多いということで、アンケートをとったら、やっぱり昔のその場所ですってほしいということが圧倒的だったということで、ぜひということで、9月に間に合うためには6月の補正じゃなきゃいかんと、こういうことになるんですよ。もし6月補正が難しいなんていうことになれば、やっぱりストックヤードのあれで少し先にやっていくような形をとらないと間に合わないんですね。住民の中でトラブルになってもよくないことなので、ぜひと思いますけれども、9月に間に合わせるという方向だけでも確認していただければよろしいんですが、いかがですか。

○市民部長

今、見ますと、9月の議会、30日が閉会日でございまして、本当の9月末でございまして。一度、正式にはやっぱり予算、その項目の予算を使うということでございまして、精査いたしまして、

できれば早目にできればいいなと思いますけれども、今現在、ここで私が言えるのは、やっぱり補正を上げて、しっかり内部で協議してから補正に上げて、そういうことしか、今現状としてはここでは言えませんので、御理解のほどをお願いいたします。

○中島委員

補正を上げて、後ほどストックヤードのほうをやっていただければいいかなど。項目はこれだもんね、項目が。ストックヤードはここじゃないでしょう。予算外でしょう。正規のルートでいけばここでつくってもらうということになりますよね。宝町のほうも幾らかかるかよくわかりませんが、やってみればできるかもしれない。団地のほうはそんなかからないと思うんですよね。ですから、できるかもしれない。そういうことで、9月の補正ですと11月に供用開始が、早くとも11月になってしまう。そうすると、ずれ込み過ぎ、2カ月もおくってしまうということになりますので、何とかやりくりの問題、9月にのせていただけるという意向は当然あると思うんですが、それを早くという、こういうことですので、ぜひその辺を酌んでいただいて、ストックヤードの件も含めまして、中身がよくわからないというお話で、何をするか十分にわからないという、こういうお話ですので、修繕が必要だということはあるんでしょうけれども、緊急性のあるところとところでぜひということの、9月には絶対間に合わせるという勢いで考えていただきたいと。これはどうですか。6月にほかに補正があればという条件つきということには、なければ9月の補正、11月からということになってしまいますよね。それじゃ、困るんですよ。蟹江部長、立ち番もずっとしてくださって、夜も不法投棄がないように見張ってくださればいいんですけども、やっぱり不法投棄が団地の場合だとしやすいいことで問題なので、やっぱりフェンスがないと困るということでもあります。ぜひその点は考えていただきたいということで、また、日参して部長のところにお話しに行きますので、よろしくをお願いいたします。

それから、古紙類の売却代金が65ページ、雑入でのっております。前年度よりも半分ぐらいになる、637万が320万円になるという、古紙類の売却費用をここで削っております。この背景についてお知らせください。

○環境課長

この古紙類の売却代金をつくったときに関しましては、まだ町内会のほうの収集のほうが確定した段階ではありませんでした。ですから、量に関しましては、減ってきておるのは事実ですけども、だんだん減ってきておる。町内会の収集の量が少しずつ減ってきています。それから、不燃物処理場で出てくる量、その両方のものを売却しておるんですけども、その量が少し減ってきたのと、単価の減、この部分でこの予算になっておまして、今、町内会が行います再生資源登録団体としての活動で減るという見込みでつくった予算ではありません。今年度も補正減をしておりますけれども、平成22年度も。少し控え目に予算を組ませていただいているのが現状です。

以上です。

○中島委員

まだ、収集形態の変更についてこれは加味したものではないということは、今後また変わるという、こういうこともあり得るということですか。

○環境課長

今年度の古紙類の売却代金に関しましては、不燃物処理場だけの分になります、基本的に。ですから、これよりも少なくなって、補正で減することも出てくると今、予想しております。

以上です。

○中島委員

この予算書の中では、重さ、キロ数、トン数というか、これはどのぐらい見込んでのせたものか。当然、今度変わってくると思いますが、その変更がどうなるか見たいと思いますので、一応予算のここの中では、まだ集積方法が変わらないことを前提にのせたということですので、変わった暁にはどのぐらいこの売却が変わってくるのか、検証するためにもぜひトン数を教えていただきたい

と思います。

○環境課長

平成21年度実績の874トンの基本ベースにして
おります。

○中島委員

874トン売却して320万6,000円という計算であ
ったということですね。

町内のほうに今度変わりますので、今度は、古
紙類の売却代金はすべて町内のほうに回るとい
う、こういうことになりますね。町内のほうに全部回
ると。山屋敷、市のほうが売却する対象にはなら
ないと、こういうことでよろしいですか。

○環境課長

今の古紙の回収量ですけれども、平成21年度実
績で言いますと、町内で集めた古紙の量が337ト
ン。ですから、先ほどの874トンのうち337トンが
町内で集めた分になります。ですから、この分が
減ってくる見込みという、今、予想をしております。

以上です。

○中島委員

これがすべてこれからは町内が集めた古紙につ
いては町内のほうの売り上げ収入ということにな
るとい。新しい方式であります。ただ、その
中で二つの方式に分かれると。町内に個別にする
のか、または、集積所収集にするのか、この選
択を市のほうから迫ったというか、どちらでもい
いですよと言って二つを選択してもらいました。

町内によっては、町民全体の議論には全くなっ
ていない中で、役員さんだけで決めているとい
うところも多いということもありますけれども、結
果としての町内のそれぞれの件数、本会議の答弁
が間違っておりましたよね。ですから、修正も含
めて言っていただきたいと思います。

○環境課長

町内を31区とした場合に、集積所回収は21カ所、
残りの10カ所に関しましては個別回収ということ
になります。

○中島委員

答弁の中では3町内がまだいろいろ検討をして

いると、こういうことでした。

○環境課長

4月の段階で結論が出ていなくて、今までどお
りの収集をしばらく継続するというのが3町
内ありました。

○中島委員

個別収集をやるところについて、一応述べてく
ださい。

○環境課長

4月から個別収集ということで報告いただいた
のは、南陽区、昭和2丁目、3丁目、3丁目1、
4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目、9丁
目ということで、これだけが10地区ということに
なります。

○中島委員

個別というのが10地区で、昭和地域を一部除い
て検討中という地区を一つ残して、昭和地域はほ
んど全部、知立団地も含めて全部と、こういう
ことになって、それに続く新池、南陽、ここの区
が個別収集というところまで来ました。

集積所の中でまだ検討中というところで聞いて
いるのが宝町と新林でしたっけ。ちょっと間違っ
たらいけないので、そちらからお答えください。

○環境課長

今検討中というのは、宝町、新地、それから昭
和1丁目、この3地区が今検討中ということです。

○中島委員

今回は、報奨金というのは、もう一度、どうな
るのか明確にしてください。

○環境課長

再生資源回収奨励報奨金交付要綱を見直しまし
て、集積所収集の場合、古紙類に関しましては
すけれども、1キログラムにつき5円、それから、
個別収集に関しまして、1キログラムにつき2円
ということで、平成23年4月1日から施行してい
きたいと考えております。

以上です。

○中島委員

売り上げ等についても、個別のほうがちよっと
少ないかなと、単価が低いかなという、そんなこ

ともありまして、区のほうとしての収入を見込みたいということも相当強く働いて、集積所収集を継続したいというお話もあちこちで聞きました。そうじゃないかというふうに言われると、いやいやコミュニティですというふうに言いかわったところもありますけれども、コミュニティというなら、いろんな地域活動がありますから、ごみ収集がコミュニティだというふうで、高齢者の重たい新聞を運ぶというものをいつまでも続けるというのはどうかというふうに思いまして、私は、個別、みんな喜ぶだろうということで思っておりましたが、結果としてはこういうことであります。

今後、区の実現が引き続き任せられるとうことになるということよろしいですか。

○環境課長

今回初めてこういうケースで実施をしていきます。実際どのように古紙が出てくるのか、それも確認しながら、量等を確認しながら、まず、去年との比較をしていきます。その段階で、個別収集とか、集積所収集の状況を確認して、市のほうの方針等も検討させていただきたい。今現在では、町内にお任せしているのが現状です。

以上です。

○中島委員

そもそも見直しのスタートは、可燃ごみの中に古紙の混入が激しいということがもとでした。スタート。

それで、本当によく聞くんですね。毎日新聞紙は可燃ごみに順番に入れていくと。2カ月に1回、重たくてとてもじゃないから、もう毎日入れちゃうよという人が結構いるということも私も改めて知りまして、だめだよ、そんなことしちゃということで、個別収集にしようということでいろいろお話ししてきまして、先だって、私の町内では、回覧板で、4月1日から個別収集になりますという、業者がつくってくれた町内の古紙回収の上にぺんと置くチラシ、月に2回やりますということで、第1、第2火曜日を昭和地域は、分譲のほうはやります。団地は月1回です。分譲のほうは

月2回ということで、段ボール、牛乳パック、いろんなものを自分のうちの前に出す。この紙を置いて出せば業者が土砂降りでも持っていきますと書いてありました。土砂降りでも持っていきますということで、非常にわかりやすい収集になります。そういう形で回覧板を回していると、みんな、もう待っていた、待っていたということで、いつからやってくれるのかと待っていたという話が来しました。住民の方はとても喜んでいらっしやいます、今から。

今、1年間様子を見て、なかなかうまく収集されるなということを見た段階で新たな問いかけをしていこうというふうに思ってみえるということですよ。そういうことですよ。何キロかは全部報奨金があるので、市はつかむことができますよね。ですから、その実績に応じて、またいい方向に持っていくために市の方針を見直すかもしれない。見直すというか、その方向を出していくかもしれない、こういうことでいいですね。

○環境課長

再生資源登録団体ということは、自主的な活動になります、すべてが。ですから、うちが強制することはできません。市の収集ではありませんので。ですから、お願いという形になると思いますけれども、少しでもたくさんの古紙の収集ができるように検討したいと思っております。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後7時51分

再開 午後8時00分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

古紙収集は登録団体として町内会がやるんだから、市からは余り強制的なことは言えないんだという、こういうことですね。こういう関係の古紙収集方式が変わってしまったと。市の責任は報奨金を出すだけということになってしまいました。

しかし、町内会がやめてしまうということにな

ったら、大打撃、また古紙がどどっと可燃ごみに入るというようなことが出てくるといけないので、その辺は、形態としては、今、そういう形になったんだけど、市の責任で町内が進めていけるような方策を私はしっかりとってもらいたいというふうに思います。

そういう手だてということがとれるかどうか、ちょっとわかりませんが、お金を出すだけということで、ただ、やめてしまうということになったら困りますので、そういうことにならないように、その辺はよく町内の皆さんとお話しているのかどうか、いかがですか。

○環境課長

私どものほうといたしましては、月1回、何とか収集をしていただきたいということでお願いしております。今回、4月の広報には、新地町が収集がない形になっておりますけれども、新地の区長さんに頼みまして、広報には載っていませんけれども、4月の第2週に、今までどおりのように、ごみの収集を回覧板を回していただくように、きのう頼みました。そういうような形で、市のほうはやっていただくように積極的に動いて対応していこうということで、一つずつ処理していきますので、よろしく願いいたします。

○中島委員

市民の方から、実施するところと実施しないところの町内の境界のようなどころからは、どうしてという意見が出ているわけですが、その辺、どんなふうに声を聞いていらっしゃるのか紹介してください。

○環境課長

今、私どものほうに話が来ましたのは、牛田町の高根地区の方から私のほうに1回電話が入っております。知立団地、要は、昭和地区が個別収集になる関係で、高根地区の方が牛田の集積所まで持っていくのが大変だという話は1点入っておりますけれども、この場合、町内同士の話し合いで、例えば隣に集積所があっても町内が違うというところが、実際、山町とか、そういうところにもいろいろあります。ですから、集積所と、それ

から、個別収集と集積所収集と分かれましたので、いろんな矛盾が今後出てくるとは思いますけれども、それは町内会さん等に話をしながら、1点ずつ解決していきたいと今考えております。

以上です。

○中島委員

話し合っていただけのわけですね。

高根のところは、本当に道路に面して、牛田20号線でしたかね、道路が。本当にその道に面して、1列だけ牛田町なんです。その1列は、もちろん国道から昭和のほうの、昭和のほうと一体となっていますから、小学校区も東小学校、子供会も同じくということで、牛田のほうで小学校の回収があっても、そこまでは来ない。子供会も来ない。ただひたすら町内会の集積所へ運んでいかなきゃいけないということもありまして苦情となっているわけです。町内会同士で話し合っ、受けるほうは全然構わないよという話はしていますけれども、そう勝手にということもあれなので、町内同士でその辺のところはぜひ調整してくださいと言市の方から言っていたらどうなのでしょう。言ってくださいよ、それは。調整してくださいと。まるまる道の向こう側は昭和で、道路のこっち側が高根という。その1件しかないんですよ、1列しか。もういかにも不合理、いかにも不合理ということで、牛田の区長さん等に、できたら市の方からいかがでしょうか。まとまっているところはともかく、1列でずっと長くあるところ、地域については、もう前に出したいなというお話がしきりなんです。ですから、そういう苦情がこれからもほかの地域でもあるかもしれないかもしれませんが、八ツ田とか、あるかもしれません。そういうときには、区長さんにお話をいただいて、区長さんと区長さんで了承しましたと、こちらへ出してくださいというふうになるならば、その措置をとれると思うので、いかにも不合理というところについては救ってあげていただきたいなど。中に入っていたきたいなど。市は責任のあることではないですけど、さっきの話で。責任はないんですよ、今の制度は。いいかどうかはと

もかく。ですが、それについては少し援助してもらいたいなというふうに思います。4月の第1で火曜日が始まるんですけどね、収集が、第1回目が。ぜひその辺はやっていただけないかと思いますが、いかがですか。

○環境課長

話はいろいろこれから来ると思います。いろんなところから。その都度、できる範囲で、うちのほうで強制的にこうしてということは、やっぱり先ほども言いましたけれども、なかなか難しいものですから、お話はさせていただきます。

以上です。

○中島委員

苦情というと、高根の人も、区長さんに言うよりも市に言うわけですよ。市がやっていると思っているから。ごみ収集は市がやっていると思っているから。区長さんに苦情ということじゃない、市に相談するんですよ。だから、私は関係ありませんというふうに対応するのはだめですよ。そういう意味では、すぐ連絡調整をしてあげていただきたいというふうに思います。それは、これからもあちらこちらで出てくるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

可燃ごみの古紙回収の混入率はどのぐらい下げる目標で頑張るといふわけですかね。

○環境課長

今、私どもが計画をしています一般廃棄物処理基本計画の中間見直しで、今の混入率39%でしたかね。今度の目標は31%を目標としております。平成28年度までに31%の混入率という形で目標を立てております。

○中島委員

当然、毎年毎年の目標数値がそこにはまるわけですよ。毎年毎年。それはどうですか。そんなに長くない将来ですか。

○環境課長

今、逆算して混入率を出しましたけれども、これは出し方がちょっと古紙の関係の数字で出しましたものですから、毎年数字をはめたものでまだ数値を出しておりません。最終的に平成28年度の

数値から紙類で計算した場合に31%にすると、目標の3.8%減が達成できるという試算になっております。

○中島委員

1年ぐらい様子を見て、前年度と比較してどうするのかという一つの考え方を明らかにするんだとあって、先ほどお話があったものですから、それも目標をもってやってもらいたいなというふうに思います。逆算、逆算という机上の目標数値かもしれないけれども、それはやるべきだというふうに思いますよ。出たらまた教えてください。

今度は129ページ、老人憩いの家の施設管理運営費。129ページです。ちょっと戻りますね。

今回、管理運営費の委託料と補助金という形の二つに分かれているわけですね。去年は二つに分かれていましたか。ちょっと意味合いが変わってきました。

○長寿介護課長

今、中島委員おっしゃるとおり、一本立ての委託料ということで、平成22年度まで計上させていただいております。

この中身、各地区の公民館に併設しています老人憩いの家、これに対して委託料という形でお支払いをしておたわけなんですけど、私どもが役務の提供を受けるわけではなく、自主事業に対する委託料といいましょうか、電気料、水道料、ガス料、そういったものに対しての委託でしたので、監査とも話をしましたところ、補助金のほうが性質的にはいいのではないかということでありまして、平成23年度からは各地区の老人憩いの家に補助金として出させた形をとらせていただきました。

以上です。

○中島委員

半分わかったんですが、それで、委託料というほうが老人クラブの活動を委託じゃないですかね。電気、ガス、水道、需用費的なものがどちらなんですか。補助金ですか。

○長寿介護課長

その予算書の②の老人憩いの家管理運営費の一番下のところの老人憩いの家管理運営費補助金、

これが各町内の老人憩いの家のほうに補助金として交付する84万円でございます。

それから、その中段に老人憩いの家管理運営費委託料79万2,000円とありますが、これは昭和老人の憩いの家、八橋老人の憩いの家、各それぞれの老人クラブさんに委託する委託料として計上させていただきました。

○中島委員

憩いの家を管理運営しているところは委託料ということですね。わかりました。

今回、営繕工事費ということで、92万8,000円で修繕がなされます。この内容もお示してください。

○長寿介護課長

これは、かねてから、昭和老人の憩いの家、老朽化も含めて、今現在、畳の部屋が二部屋続きでありましたところを、一部屋フローリング張りにするとともに、スロープを設置いたしまして、車いすでも老人の憩いの家が利用できるような形に修理をするものでございます。

○中島委員

畳の部屋二つ。一つはそのまま。一つはフローリングで、外からのスロープがずっとできると、道路からの。それを全部含めて92万8,000円ですか。

○長寿介護課長

昭和老人の憩いの家の立地につきましては、外のところは車いすでも通れるようにはなってございますので、入り口のところが段差がついてあります。それをスロープをつけて車いすで入れるようにするものでございます。

○中島委員

相当古いところですけど、一応コンクリートの道がずっとありますけれども、その辺が十分にスロープで行けるように、側溝のところとか、いろいろまたいで行きますものね。その辺は十分にさせていただいて、これはいつごろ完成の目標で行われますか。

○長寿介護課長

当初予算に計上させていただきましたので、この予算をお認めいただけましたら、4月に入りま

して早急に契約をしていきたいと思っております。

○中島委員

それこそ9月までにはでき上がるという形にはならなきゃ。4月に契約して今年度いっぱいかかるといっていいですよ。敬老のいろんな事業があるころにはよいとか、目標を持っていただかないと。皆さんが集まるわけだから、敬老事業で、そのときには間に合うようにという、一つ大きなプレゼントがそこにあるよという、そういう気持ちで、せっかくでするのでやっていただきたいというふうに思います。絶対だめといことではないですよ。いいですね。よろしく願います。

ひまわりの関係、心身障害児療育事業なんですけど、今回、やはり職員等が何か変更があるんでしょうか。社会保険料というのが前はなかったのが、今回はのっております。今まではなかった。少し身分アップということになるのか、働く皆さんの状態が変わるのか、その辺はいかがでしょうか。

○子ども課長

昨年まで一括でおさめてあったのをそれぞれの事業に分けたということと、それから、正規職員が1人入ることがあります。

以上です。

○中島委員

正規職員の給料はまた違うところに載っているということですね。正規職員なので社会福祉施設のところの。ちょっと言ってください。

○子ども課長

正規職員はこちらの社会保険料等ではなく、正規の職員ですので、保育園費のほうに反映されるかということでございます。

先ほど中島委員から質問を受けた社会保険料等の増減の部分については、昨年一括で支援センター費の中に確か入っていたと思うんですけども、それをそれぞれに分けてつけさせて、ひまわりのほうにつけたり、いろいろつけたほうがいいのかという財政からの指導で、今回それぞれにつけさせていただいたということで、分けておるというのが現状であります。

人は全く変わっておりません、臨職に限って。

ただ、正規の職員が1人つけさせていただきますけれども、よろしく願います。

○中島委員

保育園費のほうの職員が130人が136人に今回は増員されている。あ、逆ですわ。136人から130人ですかね。逆ですわ。ふえていませんわ。保育園費の一般職ですよ、130人。130人と書いてあります。137ページ。これですか。ここに入っているということですか。心身障がい児のほうは児童福祉費のほうじゃないですか。児童福祉施設。だって違いますもの、予算のグループが。違うでしょう。こちらは1人ふえていますよ。133ページ、児童福祉総務費。違うんですか、ここと。ちょっとはっきりしていただきたいと思います。

○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後8時20分

再開 午後8時22分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子ども課長

大変失礼しました。ちょっと私が勘違いをしております、保育士を雇うということで保育費というふうに、ちょっと頭の中にびんと来ちゃったもので申しわけございませんでした。

支援センターのほうに入りますので、児童福祉総務費のほうの1名ということで。

○中島委員

ああ、しんどいですね。児童福祉総務費の管轄の中にこの事業がありますから、そんな保育園は違う課ですもの、だめですよ、項がね。

そういうことで、1人正規がふえるという話を現場からも聞いて、ああ、よかったよかったという話はしておりました。保育士を配置すると。これは、新たに雇うのか、保育園のほうの方をくると回すのか、保育園のほうが今回は6人減っているんですけども、136から130人に今回の予算書では減っております。どういうふうなことでやられるのか、そして、ひまわりの事業がどのよう

に強化されるのか、その辺のお話を伺いたいと思います。

○子ども課長

ひまわりのほうの正規の職員でございますが、正規の職員は新たに雇うという形で1人増という形であります。

ひまわりについては、正規の職員を必ず、もちろん今までも支援センターから出向いてついていたんですけども、ひまわりに1人必ず職員をつけるというような形で、できるだけひまわりを協力的に支援するという形でつけさせていただくようにお願いして、1名増をお願いしました。

それから、正規の職員のほう、保育士のほうですけれども、退職等の関係で減というような形になっております。

○中島委員

保育園を退職で減。退職したから減と言われた、保育園は。配置基準があるから、退職したから減だったらふやさなきゃいけないでしょう。そんな変な答弁をしないでほしいな。

ひまわりのほうは保育園で今までやっていた人が配置転換される形ですか。ベテランの方が行かれると、こういうことですか。

○福祉子ども部長

保育士を人事異動の一つとしてひまわりに専従というか、子育て支援センターの中の充実と。御存じのとおり、ひまわり、臨職で主にやっていたということは、やはり今後、ひまわりの充実ということからいけば、正規職員を配置して事業をより充実させるということで、正規職員を人事異動の一つとして配置させていただきたいというふうに思っています。

○中島委員

それはとてもいいことなんですけれども、臨時職は何人ですか。

○福祉子ども部長

ひまわりに携わっていただく臨職の方は3名の方です。

○中島委員

これは今までどおりの人数だというお話でした。

予算書はわずかですが、保険料が今度こちらに入ってきたということでした。保険料は前年度までは一括して別のところに回っていたというふうに聞いたんですけども、そうすると、今回、5万4,000円ここに入ってきたわけなんです、トータルで言いますと減額になっているんですね。3人の人たちが皆同じであるけれども、臨時が賃金が減額になると。これは正規が入るから減額するという、こういう措置がとられたんですか。

○福祉子ども部長

前年との比較でございますけれども、臨職3は変わりはございませんが、その中での臨床心理士等の賃金もこの中に入っております、前年の内訳の比較は、ちょっとここで私は比較はできませんけれども、昨年度の当初予算ベースでいけば約10万円ほど減にはなっております。ですので、それによる社会保険料の扱いにつきましては、先ほど課長が言ったような指示のもとに、こちらのほうにこの賃金に対する社会保険料を5万4,000円組ませていただいておりますという状況でございます。

ただ、人数的に、正規が来るからということで臨時職員を減らすということではございません。

○中島委員

だから、何で減額になっているんですか。5万4,000円で社会保険料が入って、去年よりも5万4,000円ふえなきゃいけないですよね。だけど、7万7,000円減っているんですね。臨床心理士の方の出勤回数が減ったとか、何かそういう変更があるんですか。細かいけど、変更がないと言いつつ減っているというのはおかしいと思うんです。

○子ども課長

減額している部分というのは、まさしく今、委員が言われたとおり、心理士のほうの時間が減るというような形になるかと思えます。

○中島委員

だめじゃない、そんなことしたら。臨床心理士の時間が減ることね。7万7,000円という全体の減額だけれども、社会保険料が5万4,000円入って、それが減ったということは、12万、13

万ほど減っているんですね。臨床心理士さんがどういう勤務がどういう勤務に変更になるんですか。今、強化ということをいろいろ言っているのに、専門家が減っちゃたらだめじゃないですか。

○子ども課長

実態として、全く、心理士さんに来ていただいても、見えない日があるというような形になったものですから、少し皆さんに周知するような形で心理士さんに有効的に相談に来ていただくという形で調整させていただいたという形です。

○中島委員

変更をちゃんと話してください。

今の約13万ほどのものが、時給で割れば何時間減ったかはすぐ出るだろうと思えますけれども、要するに、相談の日を決めて、待っていたけれども、全く相談者が来なかったということですか。そのために減らしたと、こういうことですね。ひまわりの子供たちが来ているとき、有効にその方にも子供たちの様子を判断したり、いろいろな指導をしたりしていただく仕事を一緒にやってもらえばいいじゃないですか、相談がない日は。活動じゃない日に来てもらうということになっていたんですか。水曜日は活動がないですよね。ひまわりの活動がないと、水曜日に。その日に心理士さんに来てもらうというふうに設定されていたならば、やるものがなくなっちゃうと。しかし、有効活用と言われますけれども、子供たちが来ているときに、別の部屋で、それぞれ創作室、あちらでやってくださればいいわけじゃないですか。有効にやってくださいよ、それこそ。

○子ども課長

ひまわり、それから、保育園のほうの回るという部分でなく、一般の人向けにやっておりますセンターでの巡回分を少し減らしたというような形。各センター、児童センター、それから、昭和の児童センター、南の児童センターだとか、あるいは花山の児童センター等、心理士の先生に回っていただいているんですけども、その折にやっぱり相談者がいないというケースがあるものですから、少しセンターの中の部分で皆さんにやる日をもつ

と周知するような形をとって、その日に来ていただくような形をとろうかということで少し減らさせていただいたという。

○中島委員

療育の問題が今、非常にスポットを浴びて、知立はもっと頑張れと、いい建物をつくらうとか、こういう話になっているんですけども、この臨床心理士さんは、そうやって巡回して相談するという仕事をしてみえと。ひまわりにみえという、こういうことではないということですか。ひまわりのところの枠の中で予算があって、しかし、そこだけではないよと。ちょっと具体的に活動実態を教えてくださいよ。

○子ども課長

まず、依頼が、先ほど初めのほうにもありましたけれども、コロニーのほうにお願いをしまして、コロニーのほうからハルナのほうにもお願いがありまして、ハルナのほうから職員さんが見えるということで、巡回指導という形で、まず、保育園の関係は、月1回ですね。それから、ひまわりの巡回もほとんど毎月2回やっています。第1ひまわりと第2ひまわりというような形でやらせていただいています。そのほかに交流会等、これについても年に2回ほど来ていただいているような状態です。

○中島委員

交流会って何。

○子ども課長

済みません、ちょっと交流会のほうは申しわけございません。後でまた調べて報告させていただきます。

それから、そのほかにセンターのほうの巡回ですね。これはセンターのほうは一般の方向けにということで、ひまわりに入っていない方で相談があれば相談に乗るというような形で、これは各センター、クラブ、年に3回ですか、やっております。

このセンターのほうの事業で先ほどもお話ししたように、一般の方ということで、ある意味私どものPRの仕方が悪いのかなという部分はあるん

ですけれども、お見えにならないことがちょくちょくあるということで、その辺をPRしながら日をまとめたかどうかという中で、今回、このように調整させていただいたというのが現状であります。

○中島委員

巡回指導、コロニーのほうへお願いして派遣してもらっているような形、派遣じゃないかな、この方は臨時職員になるわけだから、コロニーの職員じゃないですね。全くフリーな方で、臨時職員で巡回してもらおうという形ですね、今のお話ですとね。

各センター、年に3回ということですか。各3回というふうに言われましたけれども。年に各児童センターは年に3回来ると。ひまわりは月に2回、保育園は月に1回と、こういうふうで、児童センターの場合は、なかなか来てもらうのにも周知ができないと。これは工夫していただかなきゃいかんと思うんですけどね。

○子ども課長

センターについては、今、私の手元の資料で、平成22年度当初の計画でのことですが、若干、日程の調整とか、いろいろあるかと思っておりますので、若干ずれているかもしれないんですけども、各センター、年に3回という形で。

今、委員の言われるように、少し減らさせていただいた部分があるんですけども、PRの方法とか、皆さんが相談業務をやっているということを知らないんじゃないかということで、何らかの形でPRをする形をとらないと、このままでは先生に来ていただいてお金を払うだけになってしまうから、その辺についてはもうちょっと職員も含めてやっているということをPRして、相談業務をやっているということを市民に伝えていく必要があるのではないかということで、それは協議をさせていただいているんですけども、職員同士で。

ただ、今言うように、来ていただいて、相談なしに時間給4,500円というのちょっときついかなどということで、一たん切らせていただいたというのが現状であります。

○中島委員

有効に仕事をしていただけるような環境を準備しないともったいないという話で切ったということですね。児童センターは不特定多数のお子さんが遊びに来るところですから、なかなか親御さんが子供さんと一緒にというふうなのは難しいかもわからない。

例えば、各児童センターは毎月、小さいお子さん、昭和児童センターだとアイアイという名称で、親子で参加する行事があります。毎月1回あるんですね。各児童センター、みんなやっているんですよ、それは。名前がみんな違うけど。きょうはアイアイの日だねという親子がだーっと集まるということをやっているんですよ。もしそういう日に合わせて、その後、相談会がありますとか、そういうふうにやれば、十分に相談したい方が来ていただけるんじゃないかなというふうに思います。

相談は、相手があって初めて相談ですけれども、しかし、受け皿をなくしてしまったら相談するところがないということになるので、その辺は、ああいうアイアイみたいなきにPRするとか、例えばあしたありますよとか、ああやって親子で集まる行事のときにお知らせしてあげると。児童センターニュースもありますけど、回覧板でもありますけど、でも、よくあそこを利用されるような人たちに発達にちょっと心配なことがあるんだわという、そういう人たちができるように、まずはその親子の皆さんの、入館していらっしゃる皆さんのほうへPRするというのをやって、もしきちんとあるようだったら、やっぱりこれはやるべきですよ、もっと。削らないで。

児童センターは、各3回だけ、これを2回にしたんですか、削ったというのは。

○子ども課長

相談時間を減らすことを考えて計画をさせていただいたんですけれども。当初、計画したときには、相談時間を減らしてやっていこうという話の中で進めさせていただいたんですけれども、ちょっと済みません、結果的にどうするかということ

を担当のほうから私が細かいことを、まだ、その辺の打ち合わせにかかわっておりませんでしたので、ちょっと、私、今、承知していないというのが現状であります。

○中島委員

療育が必要だと言いながら、こういうところでは余り心を砕いていないなという感じがして、ちょっとアンバランスですよ。どこか拠点があれば全部やったことになるような感覚ではやっぱりだめ。日常のこういう中でしっかり体制をつくっていけば、もっと救える。

29時間分ですね、これ、計算したら。減額の計算でやりましたら、4,500円ということでやったら、29時間。1日何時間か知りませんが、これだけ減らすという形になりました。ちょっとこれは問題です。しっかりと活用できるような環境をつくることのほうが大事な今のテーマだというふうに思います。その件については、今後、たくさん来れば補正で伸ばすような、もとの形で使えるぐらい相談者が来れば復活するような、そういう体制で構えていただきたいというふうに思います。

次に、149で生活保護費なんですけど、ここのところでは、これは雑収入に入るかな、過払い金の問題が、間違っているとか、いろいろありまして。過払いがありますよね。これを減らしていくというか、ただしていくというか、その辺、実態がどんなふうなのか、どのぐらい過払い金の返還があったのか、その辺をちょっとお知らせいただきたいというふうに思います。

○福祉課長

過払い金につきましては、一応、返還金ということで、どちらかというと、毎月の給付の部分から少しずつ減らしていくというような形でやらせていただいております。

やはり、なかなか就労等、例えば働いた方や何かだと後から給料表が出てくるわけなんですけど、それで精算させていただくということで、やはり過払い等、発生する場合があります。そうした場合に、やはり一気に返せというのは、なかなか難

しい。生活もやっぱりあるものですから、そういったことで、毎月、通常だと給料分、あと、足らずまい部分の、基準額の足りない部分を保護費で出しているわけなんです、その部分から少しずつ減らしていくという形で、充当をかける形でやらせていただいております。

○中島委員

就労された金額が変動してという部分は、大きな過払い金というふうにはなりません、そうでない過払い金というほうが問題になるだろうというふうに思うんですが、その辺の実態はどうかと。返還の様子があれば。

○福祉課長

今言われたような大きな過払い金につきまして、本来、分割、そういう形で毎月幾らというふうに引かせていただいております。ですから、例えば1年では無理という方であれば、何年かけてということで、繰り越しをやらせていただいて、その中で返していただくという形をとっております。

○中島委員

そうですね。分割でというふうじゃないと生活がまったくできなくなってしまうようなことがあります、対応していただいていると思いますが、前回、多額のか、裁判が済んで云々という。結末がどうなったのか、私、承知していないものですから、報告をしていただけますか。

○福祉課長

細かい数字的なものはちょっと私もつかんではないわけなんです、基本的にはそういったお金で何百万と入ったわけなんです、実態は、その方が、要は、お金の管理がなかなか難しいということで、結構多額のお金を使われてということで、また結局は保護のほうへ戻ってきたという形で、最終的な結末はそういう形になっております。本来でいうと、要は、旅行に行ったとか、そういったことで使っているというようなことで聞いております。

○中島委員

何例かあるんでしょうね。そういうような収入を報告しなかったから、すぐに切ったという例。それは私どもも仕方がないでしょうとって、違った支援をしましょうとってやっていた方もみえまして、その方は結果的にアパートで亡くなってしまったということがありまして、それは原因がわからないし、つながりが切れてしまったということが一つの原因だったのかなという、そんな感じもしますけれども。

それから、1人は、交通事故の裁判が終了いたしました、判決が出た部分がお金が入ってきたということがありますよね。その件について、私はまだわからないなと思っていましたけれども、わからない。

○福祉課長

申しわけありません。裁判等が終わって、その分、どうなったかというのは、ちょっとまだ確認をとっております。

○中島委員

市長、お疲れで本当に済みません。

広域連合のところで、私、ちょっと質問させていただいていた件で思い出していただけるかどうか分かりませんが、たまたま広域連合の職員が相手で交通事故があつてという、これはもちろんプライバシーのことがあつたので詳細は言いませんでしたけれども、結局、連合の方たちにも御協力いただいて、判決はもう既に出ていたんですね。多額なお金が出たはずだけれども、払ってもらえないというのが長く続いて、生活保護に陥っていたわけです。その方については、相手の方が一括、まずは500万円、その後、分割で毎月5万円というようなことで、全体を全部払うという約束をしていただいたものですから、今まで2年近く生活保護を受けていた分を全額返還すると、こういうことで、私も市長から余りふやさんでよと個人的に言われていましたけど、こういう形で正規の収入があつた場合のこういう扱いやら、裁判の結果を実施していただきたいということでちょっと動いたんですけど、結果的には全額、ローンとか、月極という形のものも含めて、全額払っても

らえるということになりまして、市には迷惑をかけましたけれども、それについては返還する方向で今来ていると。返還の仕方はまだ少し、全部なくなってしまうと、また生活保護にぼんとなっちゃうので、ちょっと考えてもらうということで、自立するための猶予期間をもらうというようなことで、相談をしてきたわけですが、その結果を知らないものですから、と思って、大変重要な問題だし、本人さんはそういう意味ではまじめにやってきた。ありがとうということで500万円近いお金を市に返すと、こういうふうな方もいますので、そういうったことも知ってもらいたいなと思ひまして紹介をしたわけですが。結末についてはちょっとわからないということですかね。

○福祉課長

すぐに確認をとって御報告をさせていただきます。

○中島委員

それから、住宅手当給付金というのが生活保護の中にございます。1,209万6,000円ということで計上されておりまして、これは前年も同じです。緊急措置事業です、これね。緊急の措置。生活保護には至らないけれども、家賃だけ援助すれば生活保護は受けなくてもいいという形のものでありますが、これは活用のほうはどんなことかと。実態を知りたいと思っているわけです。

と同時に、これは新しい情報といいますか、私どもも最近入手した情報なんですけれども、URが住宅手当の給付を受けたという方については、新しい住宅を求めたいと、もっと安いところへ行きたいという場合に、所得証明がなくても受け付けられますと、この手当を受けた人は。こういうことを発表しているんですが、ぜひ、これ、生かすべきだと思いますが、御存じですか。

○福祉課長

申しわけございません。今のURの話は、ちょっと私、承知しておりませんので、申しわけありません。

今、言われたように、この手当てについては緊急ということで、退職されて仕事についていない

方については、通常、半年6カ月、最長9カ月まで家賃の部分を見させていただくということでやらせていただいております。

利用についても、かなりそういった相談がある場合には、これを御紹介させていただいて、やらせていただいております。

○中島委員

十分に、URのほうもPRが少ないといいますが、余り知らなかったんですね。所得証明がないとURの場合はは入れません。家賃の4倍かな。ような所得が必要です。ですから、少ない人は入れないということになるわけですが、所得証明を免除するという形。失業中で、今この手当を受けているという人については、所得証明を免除するという、こういう制度をURが持っているそうです。ですから、高い家賃を支援して支援してと、こうやらなくても、例えば、UR、安いところが入れるという、契約ももちろん簡単ではないんですけれども、条件としては緩和されているということです。そういった支援もぜひ情報をきちっとつかんでいただいて、やっていただきたいというふうに思います。

生活保護については、ケースワーカーを1名増員していただくという予算になりました。より一層自立支援のための指導をやっていただきたいと、こんなふうに思いますが、どのようにその辺は位置づけているのか。

また、一番新しい段階で、被保護者世帯、人数、保護率などについてもお知らせください。

○福祉課長

まず、生活保護を受けている方の就労支援につきましては、当然、うちのほうから就労支援相談員という方、今、臨時で1人、週3日間、来ていただいて、窓口でやらせていただいております。そこの中で、いろんなハローワーク等の情報等を提供しながらやっていただく。当然、以前も、中島先生から紹介していただいた就労先等、うちのほうからもあっせんさせていただいて、行ってみる方もいるということ聞いております。

一応、ケースワーカーもそれに加わって、やは

り働ける方というのはやっぱりすぐに働いていただかないとということで、仕事もそう選んでいても困ってしまうものですから、そういう形でいつも毎回お話をさせていただいております。

それと、最近の生活保護の実態なんですけど、今、2月末現在で、今のところ、生活保護の世帯数が412世帯。人数でいいますと582人の方が今現在です。保護率でいうと8.37パーミルという形になります。今、この部分のうちの3分の1が今、外国人の方。今、外国人の方が60世帯なんですけど、136人の方が対象ということになっております。

ただ、就労につきましては、今、結構就労で抜けていく方がみえるんですけど、そういう方を見ると、外国人の方のほうが早いというのが状況にありますので、外国人の方は割と仕事を選んでいないのか、その辺はわからないんですけど、割と早く就労していくということで、やらせていただいております。

○中島委員

就労支援ということが一番肝心なもので、今までいろいろ見ておると、長く仕事をついていないとどうなるかといいますと、うつ状態になったり、引きこもりになっちゃったり、よくないんですね。やっぱりお金をもらって楽をしているだろうなんていうのは、外から見て思うわけですけども、実際には、本当に自分が役に立たないとか、生かされないという、そんな思いで精神病を抱える人たちがいるんですよ。多分、医療費のほうで、これ、かかわってくるので、早く何とかしてあげたいなというふうに思いますけど、そういった精神疾患でという方の例は、件数なんかはわかりますか。結構多いでしょう。わからない。

○福祉課長

結構、精神の方、多いということは聞いておりますが、人数的には把握できておりませんので。

○中島委員

人数は結構ですが、私どもが知っているだけでも何人かの方がそういう形で閉じこもってしまうと。窓に何かペーっとシートを張っているものだから、どうしたんだろうと思ったら、外から見え

ないように黒いシートを張っているとか、ちょっと統合失調症かなという雰囲気になってみたり、やっぱり本当に働きたい、普通の生活がしたいという願いを持ってみえるので、切るためにという意味じゃなくて、その人が人間らしく生きれるようにということで、やはり大いに自立支援をしてあげていただきたいというふうに思いますので、1名増員の中で頑張っていたいただきたいというふうに思います。

次に、保育園費です。

143ページは南保育園の実施設計。143ページに出てまいります。

平成22年度は用地購入をして基本設計という、こういうことで、今度、実施設計、こういうことになるんですけども、造成工事と実施設計が今度行われると。これは、読んで字のごとしということで、特に改めて報告されることはありませんか。

○子ども課長

実施設計、確かに読んで字のごとく、報告といいますが、基本設計、今、最終段階の中で、次年度の実績に入って、ここにあるように、造成工事については、今、残土を入れさせていただいているような状況。これについても、土を本来買う予算になっていたんですけども、それについては、駅周辺の工事が出てくる残土がたまたま運よくちょうどタイミングがあったものですから、入れさせていただいているような状況で、今、現場のほうに少しずつ運んで入れさせていただいているというような状況ですけれども。

○福祉子ども部長

今、課長が言いましたように、基本設計のほうは大体でき上がってまいりましたので、また早い時期に委員の方には基本設計もお示ししたいなというふうに思っておりますので、なるべく早い時期ということで、また機会があったときにお示しさせていただきたいなと思っております。

○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後9時02分

再開 午後9時10分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁よろしいでしょうか。交流会について。

○子ども課長

済みません、今、交流会について、ちょっとまだ調べておりますので、申しわけございません。

先ほどのセンターのほうの心理士の相談について、ちょっと時間がなかったものですから、それだけまず調べさせていただきました。

南児童センター、それから、猿渡児童クラブ、こちらは、毎回非常に多いということで、回数は全然いじらずということであります。ただ、そのほかのセンター、他の4館、それから、八ツ田の児童クラブについては、時間調整をさせていただくということで、若干減らさせていただいたというのが現状であります。

○福祉課長

先ほどの中島委員のほうからありました事故等で賠償金に入った方についての取り扱いなんですけど、基本的にうちのほうで、本人にどうも500万円ちょっと入ったという話を聞きました。それで、うちのほうの保護費のほうについて計算させていただきますと、400万ちょっとという形で数字が出ていますので、その部分についてお返しさせていただくという話をさせていただきました。

ただ、返していただく方法なんですけど、一時的に一時金として、まず100万返していただくような形でお願いさせていただいております。その後、やはりこの方も就労活動等、やっていかないとけないということもありまして、毎月5万円ずつという形で残りの部分を分割でお願いさせていただいている形になります。

それと、先ほどのURの所得証明の要らないという話だったんですが、あれについても、ごめんなさい、私がちょっと知らなくて、担当のほうはつかんでいたということで、今現在、住宅手当等の使ってみえる方が実際住んでみえるところをそのまま継続して住んでみえて、手当を受け取って

いただくという形になっていきますので、新規の方がないということで、今現在、URのその制度を使った方はみえないですが、そういう方がみえれば、うちのほうからまた御案内させていただくということになります。

以上です。

○中島委員

ありがとうございました。

南保育園については、今、部長がおっしゃったように、基本設計のほうをなるべく早く見せていただきたい、出していただきたいというふうに思っています。いろいろ定員の問題等、私は意見がまだまだあるわけなんですけれども、実施設計となると、それに基づいて教室の数とか、そういうようなものもぐっと絞っていってしまうということになると思うんですね、その辺は。そういうことも含めて私はいろいろとやはり見直しをしてもらいたいなというふうに今、思っておるんですね。

猿渡も定数がふえるわけなんですけれども、今まで3歳未満児がもちろん入れないということであれなんですけど、3歳以上の子については入れないという、そういう状況は多分ないと思いますね、今までの経過の中で。やはり、新規で入る子供たちを見ていると、やはり3歳未満の子が、3歳児のクラスは下から上がってくる子と新たに入る子とという調整がそこに必要になってくるというか、見込みであるんです。だけど、実態をいろいろ資料を出して見てみたら、やはり乳児でやっている、ゼロ、1、2と来ているところは、新たに入る3歳児もありますけれども、そこで下から上がってくる3歳児と調整がとれているというふうには私は見ました、資料をいただいて。だから、乳児が充実したら3歳児が2クラスになってしまうという単純計算はもう一回見直してもらいたいと思うんですね。3歳児の受け入れの枠というものが、さらに乳児をやるとさらにふえるのかどうか、その辺の見解はどうですか。

○福祉子ども部長

そういうお話を本会議でお話しさせていただきました。

その一つの理由としましては、来迎寺保育園の新築後の入所のことも踏まえますと、やはり保護者の方は、新しいきれいなというか、そういった環境の中での保育を望まれるというのは、必然的に多くなるのは見込みが当然つくわけでありまして、中島委員が3歳の全く一緒の人数だから、ゼロから来ても、3歳から来る子供というのは絶対トータル一緒じゃないかという御質問だと思うんですけど、新しくなればやはりそれに望まれる保護者の3歳途中入所も多くなるというのは、来迎寺の例を見て、それは見込んでおります。それを踏まえてのことでお話をさせていただいたつもりです。

○中島委員

それこそ整備計画全体で定数をどうするのかという議論じゃないと、新しいところは殺到するから大きくしましよ、新しいところはどんどん大きくしましよって順番、順番に回っていくだけで、後でがらがらになりますよ、そんなことを言ったら。古くなったらがらがらと、この保育園は。新しいうちはいっぱいだったけど、古くなったらがらがらと、こういうことになるので、やはり地域の中での需要をしっかりとつかまえた上での定数じゃなきゃおかしいんですよ。新しいところに飛びつくからたくさん入れましょと、こういう議論というのは、私、間違っていると思いますよ。間違っているんですよ、これは。猿渡も200になるでしょう。やっぱり間違っているなと思って。全体で3歳児は何人入れるんだ、4歳児は何人入れるんだ、そういう全体の順番に数字をつかんでいくということでクラス数というものを決めていかないと、人気の高いところだけふやすという、こういう感覚はいかがなものかと。子ども部長は真剣にそればかりを考えていますけれども、副市長、そういうクラスのあり方について、新しいところに飛びついてたくさん集まるから広げておきましょうという、こういう考え方ですよ、あなたが言っているのは。そういうのはおかしいんじゃないですか。

○清水副市長

午前の議論でもございますけれども、知立市にどういふふうに保育所があつて、そこにどういふふうにクラスを設けて、どういふところがやっぱり、それは、これからの将来人口、年少人口、そういったものを推計する中で、しっかり計画を立てていくべきだといふふうに思つております。ここが小中義務教育とは少し違ひまして、保育所はその地域の方は皆さん、その地域、いわゆる学区といふんですか、そういうものもないといふんですか。いろいろ、保護者の方の御都合によっては、お住まいのない地域にも希望されるとか、いろいろそういう条件もございますので、そういったところの見きわめは若干地域そのものといふわけにはいかないわけですが、そういったものもうまく調整しながらといふことで、定数といふものは考へていかなくははいけない問題だと思ひます。

ただ、先ほど部長も申していたのは、来迎寺の例をとつても、新しいところへ皆さん、殺到するから少しといふことではなくて、それこそ来迎寺の例じゃないんですけど、設計の段階ではこれで十分子供の定数、それから、床の面積、これもこれで十分ですよといふ中で、建設をし、実際にそういうことで保育が始まつてきているわけですが、やはり、その後において、手狭だとか、いろんなそういう議論も確かにあつたように私、記憶しております。そういった意味では、200定員といふのはマックスの数字といふふうに思ひますけれども、今の基準の子供一人当たりの面積から割り出した必要面積での200人といふことでございませうけれども、そこは、やはり常に200人の子供さんを受け入れないといけないといふことではなくて、それぞれの地域の実態ですとか、保護者の方の御希望、そういったものを勘案する中で、クラスは固まつてくるといふふうに思ひますので、そういった中では若干の余裕を持ちながらの、そういう施設として、保育に当たることができるとはないかなと、そういうことは考へております。

○中島委員

マックスという話が出まして、そういう意味で余裕。ただ、財政的に余裕があるのかなという気はするんですけども、地域の実情と合わせるといならば、来迎寺学区は新しい開発がどんどん進んで、満員になるわけなんです。八ツ田もどんどんできているかという、そうでもないなという気がするんですけどね。来迎寺学区は新しい開発が2団地ぼんぼんとあります。今、つくっている団地がまた出ますから、足らなくなる可能性は高い。だけど、八ツ田のほうはそういうのがないなと私は見えていますけれども、そういうことも含めてと思います。

私は、青写真が、設計、基本設計ができた段階でもう一回しっかり見せていただいて、その辺の議論もしたいと思うんです。

マックスでと言われますけど、知立市内はマックスで200まで行っている保育園は一つもないですからね。180まで行かないぐらいの、だから、上重原西とか、ああいうところ、相当広いですよ。あれも200じゃないんですよ。ですから、相当広い。余裕があったほうがいいにはいいんですけどもね。余裕があれば、財政的に。財政的に余裕があればいいですよ。そのところがちょっと矛盾しているなというふうに思います。出た段階ですぐもらうということ、ぜひお願いしたいと思います。

それから、猿渡保育園は、ここで6,913万円、前年度できなかった分ということで、今年度も予算がついておりますけれども、今、どんな状況ですか、園そのものは。

○子ども課長

皆さん御存じの猿渡保育園の今ある位置で建てかえを行っていますので、半分が建てかえを終わりました、2月の末に園児が移って、そちらのほうで、新しいほうで仮使用の申請を出しまして、新しい施設のほうで園児の保育をやって、残りの部分を今解体工事に入っておるのが現状であります。

○中島委員

今、残っている工事というのは解体工事が残っ

ているという意味ですか。あと、何があるんですか。

○子ども課長

解体工事を終わった後に、残りの部分を新たに建てかえるということでありまして。建てかえるとうですか、解体しますから、新たにそこにまた保育園の園舎を建てるということでありまして。

○中島委員

あとつくる園舎というのは、教室ではないんですか。

○子ども課長

一応教室というふうに理解しておるんですけども、4棟建てる形の計画になっておりますので、まず、先に2棟建てて、残りのほう、これから解体した後に建てるような形の計画になっております。

○中島委員

4棟建てる。縦割り保育ということをちょっと聞いたかなと思いますけれども、今は完成したのが2棟ですか。残りがあと2棟ですか。そのできた2棟に、もう2月に入ったということですか。あと2棟ですか。

○子ども課長

あと2棟建てるということでございます。

○中島委員

安全性などは大丈夫なんですか。まだ半分しか建っていないと。解体工事があると。その辺は大丈夫なんですか。

○子ども課長

狭いところで工事をやるということで、その辺、十分配慮するようにという話はさせていただいている中で一応工事をやっていたというものが現状であります。

○中島委員

面積が800平方メートル足りないところでしたね、たしか。本会議で答弁していただいたよね。1,000平方メートルないんですよ。1,000平方メートルないところで、中央保育園の半分、中央保育園の面積の半分のところで200定員の保育園をつくるということですよ。その狭い中で4棟分、

半分できただけで、あと、解体工事等も含めてこれということですが、ここについては来年度の入園申し込みはどういうふうにするんですか。200定員になるということですがけれども、これはまだ受けないということですか。

○福祉子ども部長

園舎のところは、1,000平方メートルというふうに私、答弁したかもしれませんが、園庭は新たに、今、猿渡公民館の駐車の下側、東側といいますか、その田んぼになっていたところを園庭ということで購入されていますので、そこで子供たちの遊びというか、それについては、かなり広い園庭は確保されていますので、あの場所をそのまま1,000平方メートルで園舎を建ててということになると子供の遊び場がないというふうに誤解をされてはいかんものですから、ちょっとお話しさせていただきますが、今、猿渡公民館の駐車場になっていますが、その東側、ちょっと下がっていますけれども、そこは園舎とつながるような形で、今、計画というか、今現在、工事のものがあそこの園庭のところに入っていますのであれですけども、そういう計画で進んでおります。

○子ども課長

済みません、ちょっと面積は、今、部長の言われるように、たしか本会議で報告されたのは現状の面積をされたと思いますので、新たな面積がどれだけか、今、ちょっと調べますので、お願いします。

それから、募集については、一応できないということで、現状の人員で募集させていただいたかというふうです。実際にできないという報告が猿渡のほうからありましたのが年度末ですので、もうその時点でちょっとということで申し出がありまして、そこからいろいろ県とも協議しながら進めている中で、一応、人数がそれだけは入れられないということで、そのような対応をさせていただいたかと思えます。

○中島委員

安全性ということですね。いただいた資料によりますと、猿渡保育園は114人という人数になっ

ております。90人定員だけどふえていますよね。114というふうに、いただいた資料ではなっていますよ。ふやしているよ。半分しかできていないけれども、大丈夫かなと大変心配をするんですけども。大丈夫なの、本当に。園庭は下のほうで、まだ資材置き場のようになっていると。

現在でも、たまたま知っている子供が行っているの、すごいぴかぴかの教室ができたよということでは聞きましたよ。ぴかぴかだと、素晴らしい教室だと言っていましたけど、工事どうなっているのかねと言ったら、うーんと言ってお母さんも心配していました。多分公立だったらああいうことはちょっとできないだろうと思うぐらいの工事の進捗状況ですね、保育の受け入れと。これ、大丈夫なんですかということはずっと疑問に思っているんですが、そういう視点では、そちらでは、民間だからお任せということなんですか。

○子ども課長

当初から、その部分については、あの狭い区域、工事ヤードで建て直しをするということで、猿渡保育園のほうから申し出がありまして、担当としては近隣はもちろんのことですけども、園児に事故のないようにという指導はさせていただいております。

ただ、何分、あそこでやるということ、それから、仮園舎をどこかに建ててという土地もないというような中でやっておりましたので、今の状況でやらせていただいているのが現状であります。とにかく事故のないようにということだけは重々お話をさせていただいた中での工事であります。

○中島委員

大変進め方については、何でおくれちゃったのかということも余り十分わかりませんが、何でおくれちゃったのか。ちょっと何か確認申請がおくれたとか云々と言っていましたけど、それはやっぱり公的な施設をつくるという点で言いますと、学童保育もそういうことがありましたけど、西学童でしたか、遅くなったよね、あれも。遅くなったというか、あれは予算がつかなかったんだ

ね。ま、その話はいいです。余分な話ですけど、本当、公的な施設がこういう形でずれ込んでいくと。完成はいつと言われました。完成。

○子ども課長

7月の末というふうには聞いております。

○中島委員

大変遅くなってくるわけで、民間といえども市の委託事業で保育をしていただいているんだから、きちんとした形でやってもらえるように指導すべきですよ、もう少し。危ないですよ。7月までまだ中途半端な形で続いていくということですから、これは民間という位置づけが、ちょっとお任せ過ぎるというふうに、私は言わざるを得ないというふうに思います。

もう一つだけ、最後に、浄苑費の問題で伺います。163ページにございます。浄苑費が今回は燃料費という形でどれほど炉が動くかということがここに関係してくるわけですが、燃料費は少々減っております。このあたりはどういう見込みなのか。

○市民課長

今回、平成23年度、減っております。9万円ほど減っておりますけど、単価の灯油だとかガソリンで、要するに、灯油で火葬しておりますので、その単価をことし、平成23年度は75円で掛けておりますので、それで、その使用の数量につきましては、平成21年の10月から12月までの実績と、平成22年の1月から9月までの実績を出して、それを平成23年度の数量に乗せておりますので、それで単価は75円ということで、昨年よりもちょっと少ない。要するに、使い方によってあれですけど、そのかげんで9万円ほど下がっているのかなというふうに思っております。

○中島委員

わかりました。

ここにはテレビがありますけど、ここは地デジ化は済んでいるんですよね。

○市民課長

申しわけございません、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、やっているかやっていな

いか、ちょっと申しわけございません、わかりません。後から報告させていただきます。

○中島委員

余り十分な施設ではないですけども、その利用があったときには最低限必要だというふうに思いますので、確認をさせていただきたいと思って、これは質問をさせていただきました。

○市民課長

済みません、地デジ化につきましては、3月の時点で地デジ化の対応しておりますので、工事が終わったという話です。火葬場のテレビです。

○中島委員

この3月に。

○市民課長

この3月です。

○中島委員

それはよかったです。本当にいろいろ不満の多いところでテレビまで見れなかったといったらえらいことになりますよね。

この間、本会議であった件。本会議であった件というのは、豊明市が東郷、日進との協議を含めて、始めているかのような新聞報道がありましたね。その件について、また後日、確認をさせていただいたのでしょうか。

○市民課長

豊明市のほうの後期計画の実施計画、要するに、総合計画の後期分の基本計画をいただきました。そうした中で、前期計画と後期計画は基本的な考え方は変わっておりません。ただ、見せていただいた中で、主要事業中の前期計画では、火葬整備を進めると抽象的でございましたけど、後期計画においては、関係自治体と協議して火葬場の整備を進めますというふうで、具体的に関係自治体と協議を進めるというふうな内容になっております。その関係自治体につきましては、どういった団体かという話の中で、豊明市のほうを確認したときに、豊明市は、知立市、当然入っていますというお話でございました。

以上です。

○中島委員

ということは、知立市と東郷と日進とと、幅広くという意味ですか。知立市も入っているという意味ですか、それは。

○市民課長

豊明市は、知立のことしか聞いていないんですけど、知立市は当然入っています。そういった建設をする中で知立市を差しおいては考えておりませんというお話は聞いております。

以上です。

○中島委員

私も向こうの議員に聞いてみたんですけど、まだ全然熱くなっていないと、その問題について。向こうの市議会もそうだし、市のほうも熱くなっていないんだと。学校の耐震補強が相当おくらせているので、それどころじゃないんですわと、こういうのが聞いた議員の発言で、全然熱くなっていないと。余り関心もないというぐらいの。ちょっと質問した議員がいたけれども、大きな議論になっていないというようなことを言っていました。熱くなっていないということで、そうなると、これからどういふスタンスなのかなと。知立市としても、そこに火をつけていくものなのか、向こうの財政もあるからめっちゃめっちゃなことは言えないしということで、当分はやっぱり知立の火葬場のもう少し快適なものにするということも含めてどう考えているのか、その辺についてちょっとお答えをいただきたいと思いますが。

○市民課長

豊明市につきましては、やはり私のほうは総合計画後期分が豊明市のほうが載りましたので、それで、うちとしても早く建設の時期について、また、方向性を出していただきたいというお話を豊明市のほうに要望してまいりたいと思います。

それと、やはり私たちの、この前議会の中でも、庁内の中で副市長が会長になって逢妻浄苑の検討委員会を実は設けております。それは、平成16年の4月から2年間はよく活動をされていたと思うんですけど、それ以後、活動されていないということで、ことし2月21日に検討委員会を一番最初、2年後に初めてことしさせていただきました。そ

の中で、私のほうは、逢妻浄苑の今現在の状態だとか、豊明市がアンケートをとられた内容だとか、今後、安城市との関係、それから、刈谷市との関係、それと日進だとか東郷の関係のお話をさせていただいて、今後、逢妻浄苑のいろんな管理運営の考え方を今後、検討会議の中でやっていきたいと。当然、それも逢妻浄苑の方向性についても、その会議の中で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○中島委員

基本的にはわかりました。これは対外的なものということになるので、副市長にも大いに頑張ってもらわなきゃいけない。内部の検討と、さらに外部との交渉ということも両輪でやらなきゃいけないのかなというふうに思います。

何よりも情報がどこかでひとり歩きして、どこかの新聞から出てきたなんていうことがないように、きちんとやっていかないと混乱を招くということになるので、その辺は定期的に連絡ができるような体制をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○清水副市長

先日の本会議で、建通新聞の記事でもって御質問をいただいたわけですが、その件に関しましては、私、あのときに答弁をさせていただいたとおりの認識しかございません。

実は、一昨日、先方も議会の開会中でございますのであれですけども、たまたまスケジュールがあいまして、私と部長と課長と、本来ですと、豊明市がこちらへ来て、その辺の御説明をいただかないかなという思いもありましたけれども、時間的な都合もありましたので、私のほうからお邪魔をして、今回のお話、建通新聞に掲載された中身と、それから、今回の豊明市の第4次総合計画の後期計画にどういふ記載がされているか、そういうことで、特に新聞の話については、私どものほうも、そういう形とということに関しては、非常に豊明市には、そこには当然知立市を前提にした中身になっている総合計画ですので、そ

うことについての文言等については、ぜひ知立市に事前のそういう御相談があつてしかるべきではないかということでのお話もさせていただきました。豊明市も総合計画を進める中で、ちょっとそういうことでは少し知立市への情報が、具体的な中身での情報の提供が遅かったということでのおわびもあつたわけですが、いずれにいたしましても、豊明市は、従来からの総合計画での考え方は、平成18年の当時と変わっていないということでございます。

ただ、先日お話してきた中身としては、今のまま双方が今の形で情報交換だとか打ち合わせというような形でしていつては結論が全然なかなか出てこないの、それはお互いに今後の方向性を具体化するについてもいいことじゃないねということでは一致しています。そういう意味では、少し、今のような形よりも一歩踏み込んだ形でお互いに必要な検討をしましょうというようなお話もさせていただきましたし、双方もそういうことで一致をしております。

さっき課長から申し上げましたけれども、広域での考え方という、関係自治体と協議の上という話の中では、豊明市も当然第一が知立市だということは念頭にあるわけですが、やはり隣接の実際に火葬場を持たない東郷町ですとか、日進市の話までは具体的に出ませんでしたけれども、そういったことも今後の将来の計画の中では当然視野に入ってくる話かなというふうにはお話を聞きながら感じたところでございます。

いずれにいたしましても、双方の情報がしっかり行き来していないと、今回の、私に言わせればちょっとそごがあつたかなというふうに思いますので、十分注意してまいりたいと考えております。

○子ども課長

交流会でございますが、これも先ほど説明させていただいたんですけれども、碧海5市の広域圏で親子通所の会議をやるときに一緒に参加していただいているということで、これが2回あるそうでございます。よろしく申し上げます。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第26号について、挙手により採決します。議案第26号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、議案第26号 平成23年度知立市一般会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号 平成23年度知立市国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第27号について、挙手により採決します。議案第27号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、議案第27号 平成23年度知立市国民健康保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号 平成23年度知立市介護保険特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

今回は401ページに介護保険事業計画と策定業務委託料、これが載っております。新たな事業計画をつくるという、こういう予算が計上されました。

皆さん、済みませんね、お疲れで済みません。目があかないみたいな感じで、済みません、本当に。

今回のことに関しては、介護保険法の改定等ではほぼこれが閣議決定という形で概要が発表されましたよね。これに大きく左右される今度の計画になるのかということで、心配しているんですけども、要支援者の扱いについてどうするのかと、これが一番問題になっていますが、ここのところ、説明をしていただきながら、お考えをお聞かせください。

○長寿介護課長

昨年の9月来から社会保障審議会などで議論されてきた内容であると思いますが、要支援の方々、これを介護サービスの給付から外して地域支援事業にシフトするようなこと等がそのときにございました。

今、中島委員もおっしゃられたように、介護保険法の一部改正のこの法律案、どうやらそのときに議論されている内容と思うと、かなりそういったことが変わってきているような思いがしている感じを持っています。当初、例えばケアプランが有料化になるだとか、それから、利用者負担を高所得の方が2割負担するだとか、そんなようなことも盛り込まれていたと思います。そういったことが今回調整がつかずに見送られるというようなこともございました。

その中で、私どもとしましては、平成12年からこの介護保険制度、社会保険方式を採用させていただきまして、今でいってみれば必要不可欠な制度となって定着していると思いますので、こちら辺のところ、費用対効果を十分に検証いたしまして、平成24年からの第5期介護保険計画に備えていきたいと思っております。

以上でございます。

○中島委員

今言われたとおり、余りにも大問題のようなところについては反対の意見が強くて、当初の見直し案から大分修正されたという中で、最終的に今ちょっと言われました要支援の扱いが変わろうとしていると。ここが一番大きな改正の中身になったというふうに思いますが、これは要支援の介護サービスを市町村の判断で給付外にすることができると、こういう認識でいいですね。

○長寿介護課長

はい、そのような認識でございます。

○中島委員

これは市町村の判断でということ、地域支援事業ということに切りかえてもいいんだと。介護サービスじゃないよというふうにやってもいいんだというようなことが今回の改正の中身になったんですけども、やはりそうなりますと、安定したものが受けられないという問題も出てくると思いますし、また、費用も各市町村でどうやってやってもいいんだから、費用負担が今までよりも上がることもあるだろうし、ただになればとてもいいんだけど、そういうふうにはなかなかないと思いますね。格差が出るというようなこともあって、この部分も相当批判が強いわけですよ。

当市としてはどんな考えを基本的に持ってみるのかということをお伺いしたいと思います。

○長寿介護課長

先ほども申し上げたように、この介護保険制度、負担と給付が明確になっている社会保険方式を採用しておりますので、財源構成を見ても、今現行ですけれども、50%が公費、50%が保険料ということで運用されています。こちら辺のところを、やはり過去のそういった介護報酬が改定されてきた経緯なども踏まえまして、平成12年に始まった介護保険制度、過去に2回ばかり介護報酬がマイナス改定されていると思います。そして、この平成21年度に初めて3%プラス改定がされました。

そんなことを見ますと、やはり給付費、自然増も含めまして改定分がアップしております。そこら辺をしっかりと把握して、十分検証して、

今おっしゃられた要支援の方々の対応に当たっていきたいと思っております。

○中島委員

国民健康保険と同じで、これも、幾ら利用するのか、それをどれだけお金を補てんしていくのかという、補てんというか、介護保険料ですね。ということで、これも、出る、入る、はっきりした問題なものですから、ここも介護予防ということが十分大事になる。介護予防も地域支援事業的なところが入っているわけですが、でも、このところが市費が充てんになると、公費は入ってこないということになると、おろそかになっちゃうという、こういう側面が出てくるわけですよ。ですから、介護予防の事業を充実させるためには、任意的な事業ではなく、しっかり私は保険のほうでやってもらいたいなという思いでおります。費用対効果ということを言われましたけれども、やはり事業がうんとやられなければ効果も上がらないということですから、その点についてぜひというふうに思いますが、その点と、それから、基金残高を改めて聞いておきます。

国保と違って、こちらについては基金が3年間で使っていくかなと思っていた基金が大体そのまま残るといような状況が今回も続いているんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○長寿介護課長

今、私どものほうで管理しております基金でございますが、財政安定化基金、これが2,858万円余でございます。この財政安定化基金につきましては、平成20年度まで積み上げてまいりましたが、平成21年度より積み立てを終始しております。

それから、介護給付準備基金でございますが、平成22年度に3,000万円取り崩しを見込みまして、残高が1億9,585万円余でございます。それと、もう一つ、処遇改善臨時特例基金、これは平成21年度、第4期、平成21年度、平成22年度、平成23年度で介護職員の処遇改善のために設けられたものでございますが、これが2,000万円ほどありまして、平成23年度700万弱を取り崩すということ

で、平成23年度にはこの基金はなくなる予定でございます。

以上でございます。

○中島委員

介護保険のほうは、多分基金を使って、最後までんとなるようにというふうな、いつも計算をして保険料を決めるという議論がされるんですけども、毎回、基金としては少し残ってくる。保険料を少ししか上げなかったんですけども、結果、知立の場合でいうと、上げなくても回っていったというふうな数字になるんじゃないかというふうにさえ思われます。値上げそのものがね。

これは、いろんな理由があるというふうには思いますが、利用が少ない、なぜかという話やら、みんな健康になったら要らないだけども、そういう議論だと思うんですが、その辺についての考えと、今年度の見通しということについても伺っておきます。

○長寿介護課長

先ほど申しましたように、介護保険の財源構成としましては、公費、保険料ということになっております。その中で足りない部分を補うものがこういった基金として積み立てられております。

こういった基金、当然、運転資金じゃないけれども、そういった資金がショートしてきた場合に、その基金を使わせていただくわけですが、その基金を使って一たんはしのげるというまいしょうか、賄えるかもしれませんが、自然増も含めまして、公費だけでは賄えない部分が生じてくるのではないかと考えております。そのときには、やはり保険料を多少値上げさせていただかなければいけないような状態が生じるのではないかと考えております。

○中島委員

一般論で言われましたけど、結果的には保険料を上げなくてもやっつけていけるだけの内容だったなというふうに思っております。第4期ということで、あれですけれども、保険料の問題、それから、先ほど言いました要支援の方々の介護、これらが充実されないと、要支援の方こそ充実していかな

いと介護が重くなってしまうという関係になりますので、この辺は私は十分計画の中ではポイントとして押さえていただきたいというふうに思います。

最後に一言お願いします。

○長寿介護課長

中島委員おっしゃるとおりで、介護予防に重点を置きますと給付費が抑制できます。そういった観点からも、そういった地域支援事業を充実させるような方策をとってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○中島委員

地域支援事業充実とともに、要支援の人たちをそちらにやるんじゃないかと、介護保険でさらに充実してくださいと、ここのところがポイントなんですよ。

○長寿介護課長

済みません、言葉足らずで。

従来そういうような形で介護サービスを受けられていた要支援の方々に対しましても、そのような形で対応していきたいと思っております。

○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第30号について、挙手により採決します。

議案第30号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、議案第30号 平成22年度知立市介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第31号 平成23年度知立市後期高齢者医療

特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第31号について、挙手により採決します。

議案第31号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、議案第31号 平成23年度知立市後期高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後10時02分

再開 午後10時04分

○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第1号 大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

○高木委員

知立政策研究会として賛成の意見を申し上げます。

日本は、長寿世界一を誇っていますが、医療や介護の現場では夜勤に入ること16時間以上に及ぶ勤務など労働条件がとても悪く、離職者が絶えません。医療現場、介護現場で働く職員の7割以上が慢性疲労を訴えているとのこと。過酷な労働条件の中で介護職員、看護職員、絶対的人員不足が起こっているのが現状です。看護・介護職員不足が原因で、ベッド数削減による病院閉鎖など、医療崩壊の原因ともなっています。陳情内容

である夜勤のある職場で勤務時間の間隔は12時間以上としなければ、介護・看護職員の健康は保つことができません。早急な改善が必要と思われま

す。そして、OECDの中でも、北欧、スウェーデンやデンマークなどは老人福祉の先進国で、日本からも多くの施設の人が見学、研修に行かれます。施設の充実、看護職員の処遇問題も手本にできるように思われます。日本の介護・看護従事者の増員は緊急な問題で、早い対応が望まれます。

安心・安全の医療・介護を目指すため、夜勤勤務の改善は必要で、医療従事者もさることながら、介護従事者不足のため入所者を受け入れられない施設もあります。私の知るところ、近隣の市で、特別養護老人ホーム、部屋があいているにもかかわらず、利用者が受け入れられない理由に介護職員不足がありました。利用できる施設がありながら、職員の不足で利用者の受け入れができないことも現実です。職員の増員により、夜勤の改善ができると思いますので、この陳情、賛成します。

○中島委員

大変すばらしい賛成意見を聞かせていただきました。

私ども日本共産党ももちろん賛成であります。

私もよくこんな話を聞きます。施設を利用していらっしゃる方が行くたびにヘルパーさん、介護職員の顔がかわっていると。ようやくなじんだところでまたかわってしまう。大変厳しい労働条件の中にかわってしまう。こういうことがよく嘆きとして伝わってまいります。

また、看護師さんなども夜勤があって、8時間労働とはいえ、1時間前に行っては、もう準備に入り、前の方との引き継ぎの準備に入り、そして、また2時間は残業しなきゃならないのが常だというような夜勤体制をやっているんだと、こんなお話も聞きまして、さらに、それが延長することもあるなど、本当に体、それから、また、精神的にも大変な労働を強いられている。そんな中で大事な命を守る仕事を携わっていらっしゃる。介護職員や看護職員の皆さん、本当に大変だというふう

に思います。跡継ぎもいなくなってしまうというようになくなってくると、本当にそういった職場が崩壊してしまうということも考えられ、今後の高齢化社会を支える医療・介護が本当に大変になってくるということで、何としても食いとめなければならない。精神論だけでは食いとめることはできない。

そういった意味で言うと、ILOの看護職員条約、これがあるわけですね。読み上げませんけれども、そういった条約があって、労働時間等をきっちりと定め、これを日本は批准しないと。早く批准してほしいと、こういうことが大きな柱となっております。ぜひこれをやらなきゃならないというふうに思います。

あわせて、国は患者、利用者の負担を減らして安全・安心の医療・介護という、こういうこともあるわけでありましてけれども、中心的には介護職員などの改善というところに力点を置いて、私はぜひとも意見書を上げていきたいと、皆さんと一緒に上げていきたいと、こんなふうに思います。よろしくお願いします。

○杉山委員

私ども公明党としても、今回のこの大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書に対しまして賛成の意見を述べさせていただきます。

人の命という大変重き医療の現場で皆さんが当たられる介護に対して、本当に今、十分な現状ではありません。長時間、過密労働に加えて、また、環境の厳しさという点では、また、多くの人手不足という点では、本当に感じるものがたくさんございます。

そういった意味で、これからの改善に基づく労働時間の改善、そして、また、ここでもありますけれども、勤務時間の間隔等の具体的な条約に基づいた改善が早急に望まれるというふうに思います。

そういった点で、今回のこの意見書に対しては賛成とさせていただきます。

○杉原委員

陳情第1号に関しまして、市政会を代表いたしまして、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

現在の医療現場は、長時間、過密労働のもと、医師、看護師、介護職員さんなどの労働環境は厳しさを増して、離職者も陳情書と同じく深刻な人手不足という問題が起きていることは認識しております。労働条件を抜本的に改善して、人手を大幅にふやして、安全・安心の医療・介護を実現することが私どもは大切だと考えております。

今後、国民が安心して暮らしていけるような制度を確立する上で、今陳情に関しましては賛成でお願いしたいと思います。

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第1号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手全員です。したがって、陳情第1号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書の件は採択とすべきものと決定しました。

陳情第2号 国民健康保険制度の改善と都道府県単位化（広域化）に反対を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

○高木委員

知立政策研究会として、この陳情に対し賛成の意見を申し上げます。

国は、国民健康保険事務を広域連合で行うことにより、住民サービスが低下することのないよう注意し、窓口業務は変更せず、被保険者である住民の皆様が広域連合に行かなくても、今までどおり市町村の窓口で届け出、申請ができるようにします。そして、安定化を目指し、従来の保険事業よりも効果のあるものにすると言っておりますけれども、問題点が余りにも多くあると思われれます。

現在の国民健康保険制度は、各市町村がそれぞれの政策として行っているの、統一はまず難しいと思われれます。減免、免税など、各市町村の条

例に決められており、調整も困難と思われれます。保険者が広域連合になると、今まで受けていた特別調整交付金が受けられなくなってしまう可能性もあります。広域化によって国民健康保険料の水準が上がる市町村が出ます。国民健康保険料が急増することにもなりかねません。

そして、一番懸念される件は、データの管理の移行に係る費用は余りにも莫大な費用が想定され、現時点では算出困難と思われれています。

知立市においても、本会議に国民健康保険税の算定基準、課税限度額の引き上げについての条例改正が出され、国民健康保険税に係る経費の多さが伺われれます。

療養給付額が年々多くなり、国民健康保険制度の見直しが必要と思われれますが、今まで広域に反対し、現在の国民保険制度の見直しをし、保険の広域化反対を求める陳情に賛成します。

○中島委員

私は、先ほどの国民健康保険の質疑の中でもいろいろと部長さんから御意見を伺いながら、国民健康保険が広域化して広域連合というような形になった場合はどうなんだということをいろいろ考えも伺ったわけであります。保険税の統一、これにも現在の格差が非常に大きい中での無理、また、収納率の格差、それから、さまざまな諸施策、健康づくり、そういったものについても、保険の中でやっているものについても格差があると。非常に力を入れてやっているところ、繰り入れなんかについても格差があると。こういったところをなべて等しくやるということについては、大変困難であるし、逆に十把一からげで値上げに通じるということのほうが大変懸念をされると。

ここの陳情者が出されている例でも、これは愛知県内の国保加入者の保険料、これがもし広域化していくならば、1人当たり年間1万2,000円、4人家族で4万8,000円も上がってしまうというような試算もしています。繰り入れが全部なくなってしまうということ等もあわせて試算の根拠にあると思うんですけれども、こういった問題もすぐに起こってきます。

そして、何よりも、後期高齢もそうですが、この中身について市議会の中で議論ができないというシステムになってしまう。広域連合議会に行き行って発言してくださいという、こういったことで、住民の目線で常にチェックするという機能も奪われてしまう。こういうことから、広域連合になる、広域化というのについては、大変問題点が多過ぎる。住民のためになるとはとても思えない。メリットが見えない。部長さんもさっきおっしゃったわけですが、メリットが十分見えないというふうなことでありますので、この段階で本当に反対をしていくという陳情が必要だというふうに思います。

○石川委員

私は、この陳情第2号に対しましては不採択で意見を述べさせていただきます。

先ほどの委員会におきましても、国保税、健康保険料が値上げの委員会をやったわけでありすけれども、といいますのは、やはり国保会計がもう本当に赤字になってきて、繰入金をどんどんふやさなくてはいけないような現状になってきた。これはやはり一町村での限界が見えてきたんじゃないかと。

ということは、やはり利用者がしかるべき負担をするのがこれから当然ではないかと。国費をどんどんつぎ込みなさいといっても、これはきっとまた皆さんに跳ね返ってきます。消費税などの値上がり、そういうことがないと財源を確保できない。したがって、何でもかんでも国費を投入しろというのは問題があるのではないかなと思います。

そして、また、保険料引き上げが住民サービスの低下につながるというようなことでありますけれども、そんなことはないと思いますし、やはり、一番私は問題である国保というのは、隣のまちと自分ところのまちとが全然違うということほど、こんなおかしなことはないのではないかなと。国民健康保険というのは国の施策であって、全部国民が同じであって当たり前だと思うんですよ。それを市のほうにどんどん負担をし、こういうこともやれ、こういうこともやれということで、市町

村の格差が非常にできておると。これは大変な問題ではないかなと思います。

したがって、これは、どこのまちへ行っても同じ国保税ですよと、所得が一緒である場合は一緒ですよというものが理想的な国民皆保険の中の保険だと思えます。そのために、私は、この陳情には不採択でお願いしたいと思えます。

○杉山委員

公明党会派としましては、今回、この陳情の国民健康保険制度の改善と都道府県単位化（広域化）に反対を求める陳情に対しまして不採択の意見を述べさせていただきます。

陳情事項にもありますように、国庫負担をふやすように国に要望し、高過ぎる保険料を引き下げてくださいという点で、国民健康保険料について、毎年、きょうの話もありましたように、慢性的な赤字を抱える市町村という形が、我が市もそうありますけれども、ある意味財政を安定させるために今回こういった広域化的な発想が生まれたというふうに思います。また、策定がされたというふうに思います。

そういった点で、問題点も多々あるように感じられる部分もあるかと思えますけれども、広域化の利点もしっかり見ていく部分もあるかというふうに思います。特に、やはり収納率の目標も含め、きょうのお話もありましたけれども、共同印刷とか、レセプト、診療報酬明細の点検共同の実施とか、また、住民からの問い合わせも一元化によって、メリットの部分も、スケールメリットもあるというふうに思います。一概に否定的な部分ばかりが言える部分でもないかというふうに思いますので、この2番目の広域化に反対する分においても不採択という形をとらせていただきます。

○水野委員長

ほかに御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第2号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

午後10時23分閉会

○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第2号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第2号 国民健康保険制度の改善と都道府県単位化（広域化）に反対を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

ただいま意見書が採択されたものに伴い、意見書の案文について御協議をお願いします。

陳情第1号 大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

御異議ないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案については、提出者は副委員長、賛成者は委員長を除く賛成委員として最終日に議員提出議案として上程します。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水野委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉委員会を閉会します。ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長